

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 12 月 12 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第4回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第90号 南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5 議案第91号 南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止について

日程第6 議案第92号 南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第93号 南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第94号 南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第95号 南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第96号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）

日程第11 議案第97号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

日程第12 議案第98号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）

日程第13 議案第99号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第14 議案第100号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第15 議案第101号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第16 議案第102号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）

日程第17 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

日程第18 議員派遣報告について

日程第19

議員派遣の件について

日程第20

閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設
常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特
別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長	北 里 能 蔵	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は９名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和５年第４回南小国町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、穴井則之議員、１番、下城孔志郎議員を指名いたします。

—————○—————

日程第２ 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る１２月５日に議会運営委員会が開かれ、本日から１９日までの８日間とし、その間の会議日は、本日、１３日、１４日、１５日、１９日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定されました。

—————○—————

日程第３ 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第３、一般質問を行います。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定いたしました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可しております。

一般質問を行いたいと思いますが、議会、執行部との申合せにより、今定例会より反問権の行使並びに質問を一問一答式で行うことになっております。反問がある場合は、挙手の上、反問の申出を行い、議長許可後に発言を願います。

一般質問に関しては、一問一答式で行い、回数の制限はありません。答弁、反問

を含めて1人1時間以内といたします。

それでは、一般質問を行います。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 3番、佐藤です。

通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、1つ目です。自治会活動の持続可能性向上に向けた町の取組について、質問をいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、住民生活に多くの制限・制約を生じさせられ、地域コミュニティ活動においても様々な影響を与える状況となりました。

地域コミュニティにおいて、自治会は中心的な存在であります。その自治会活動にも様々な制約が生じました。そんな中においても、近年多発する豪雨災害や住民の高齢化等、地域での防災や福祉などへの対応の必要性というものは高まっております。

地域自治会では、住民の高齢化や少子化等で、活動の担い手の不足により、活動の減少や地域のつながりの希薄化といった危機感が高まっているようです。地域コミュニティにおいて、中心的な役割を果たしている自治会、この自治会を町として、これから組織及びその活動の維持に向けて、どのように支えていくのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、自治組織活性化補助金の3か年間の実績とその効果検証についてといった点からでございます。

自治組織活性化補助金は、自治会が行う防災・防犯、集会所整備、福祉などの活動に対して、1自治会当たり、1年度10万円を上限に補助する事業であり、令和2年度から令和4年度の3年間実施してまいりました。

実績としましては、32自治会のうち、令和2年度は26自治会、令和3年度は20自治会、令和4年度は22自治会に補助金を活用していただきました。

事業の効果としましては、各自治会で様々な事業に取り組んでいただいたことで、集会所設備の充実や防災備蓄の整備など、自治会活動・自主防災活動の活発化に資することができたものと考えております。

続きまして、地域の防災、福祉に関する活動についてでございます。

自治会における防災活動につきましては、共助の精神の下、町と合同で実施する防災訓練のほか、各自治会独自の取組を行っていただいているものと承知しております。

町では、自主防災活動の継続と充実を目的として、各自治会での集会等の折に消防署OBの防災士を派遣し、訓練の補助や防災講話を行っております。

また、昨年度からは合同防災訓練の際にも自治会に職員を派遣し、訓練実施中にリアルタイムで助言や情報提供をすることにより、訓練の充実を図っております。

今後も地域の自主防災活動に積極的に職員が関わっていくことで、技術的な支援と気軽に相談しやすい関係づくりに努めてまいります。

地域住民と福祉との連携としましては、地域包括支援センターの職員が、随時配慮が必要な世帯を訪問し、困りごとの解決に向けて関係機関と情報共有を行っております。また、必要に応じて御近所の方にも声掛けをしていただくようお願いしております。

そのほか、担当地区の民生委員や社会福祉協議会と連携しながら、定期的に高齢者及び要配慮世帯の見守り訪問を行い、声掛けや生活状況などを確認いたしております。

今後は、地域でのつながりの希薄化を防ぐため、社会福祉協議会や自治会と連携して、住民が集えるふれあいサロン活動のさらなる推進に取り組みながら、住民一人一人の生きがいを支援するとともに、地域コミュニティの強化につなげていきたいと考えております。

次に、自治会活動等助成金の今後についてです。

自治会にお支払いしている助成金は、自治会活動助成金と自主防災活動助成金があり、令和4年度は自治会活動助成金150万円、自主防災活動助成金146万円をお支払いしており、自治会で行う各種活動にお役立ていただいております。

特に自主防災活動助成金につきましては、熊本地震以降、自主防災組織による指定避難所運営体制を確立したことにより、自治会の皆様の負担が増加したことと、自主防災活動の活性化を図ることを目的に、1世帯当たり500円を増額し、1,500円をお支払いしているところです。

引き続き、自治会活動の継続と活性化に資するための財政的支援を行ってまいります。

次に、集落支援員の配置についてでございます。

集落支援員とは、町との雇用関係をもたず、町長からの委嘱を受けて活動を行うもので、地元に住む方が関係各団体等と連携・協力し、地域の現状を把握する活動を行いながら、地域の問題解決を図る取組です。

活動内容としては、地域の状況の調査及び課題の整理に関する活動、地域の問題解決及び活性化に関する活動、空き家の有効活用の検討及び移住相談に関する活動、地域の交流人口の拡大に関する活動、地域団体・住民・地域おこし協力隊・行政と

の連絡調整に関する活動などを行っております。

現在、南小国町では、集落支援員として2名に委嘱をしており、それぞれの配置につきましては、農業と林業の活性化を目的に、農林課と連携して町内全域での活動に従事しております。今後も取組の進捗や内容に応じて、集落支援員の募集や増員を行ってまいりたいと思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

まず、6月、町長の所信表明の中で、町民の健康づくりにおいて、まず外へ出る、人と話す、体を動かすことが、肉体的・精神的安定につながると。そして、積極的に心と体の健康づくりに取り組んでいくというふうに言われました。これはまさにその基となるのが地域でのこの活動、自治会での活動を活性化させることではないでしょうか。

その中において、この自治会活性化補助金事業というのは、令和2年から3年間実施されました。なぜ、本年度、この事業を継続されなかったのか。まさに、今からコロナ明け、こういう活動を活性化させるのであれば、この補助金というのは令和5年度も継続して行われるべきものじゃないかなと、私はちょっと思ったところでございます。

2年間の実績、私も調べさせてもらって、確かに多くの自治会で使われているんですけども、その使い方というのは集会所整備だったりだとか、そこに重きがあったところもあるんですが、自治会の基盤強化には十分役立ったのかなというふうに思います。

この事業を終了するに至った経緯というのを、ぜひお尋ねしたい。それと、今後これを復活する予定があるのか、またこの補助対象として健康増進や地域発展、福祉活動という項目がありましたけれども、これにはどこの自治会も1回も使われていないんですね。このことについて、町としてこの事業をやって、この活動に使われなかったことについての見解を併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 終了の経緯でございますけれども、3年間、この補助金を出してまいりました。そして、使われ方としては、先ほど議員がおっしゃるとおり、自主防災・防犯、交通安全活動として、備品購入費、避難用備品購入とか、あと集会所設備、活動として集会所の備品購入等、石油ファンヒーター、エアコン、空気清浄機、ガスコンロを買っていただいております。そして、令和2年、令和3年、令和4年と続けている間に、なかなか買う品物がなくなった、何を買おうか。そして、申請してくださいと言っても、なかなか何に使おうかなというお返事等を各自

治会のほうからいただいております。申請のときにお尋ねすると、もうそろそろほかのところは何をしようとするかとかいうのでお教えをしますけれども、やっぱりなかなか買うものがないとか、整備するものがないという意見を聞きました。それならば、ある程度、時間をおいて、数年おいてしたほうが何か無駄遣いといえますか、要らない物を買ったり、そういうものを整備しないということで、また間をあけて、またこの活動補助金を出したらいいんじゃないかという、私たちの判断で、しばらくの間、ちょっとこの補助金をやめるということにしました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） そういった中で、地域コミュニティの活動に関しては、やはりいかに活発化させていくのか、そういったところが大切な部分でもあらうと思えますし、私が所信表明の中で申し上げた点に関しましては、地域のコミュニティ活動ももちろんそうなんですけれども、それ以外の例えば社会体育の部分でいろいろなスポーツの大会だったりとか、そういったところもちょっと今後活性化していけばいいなというようなところで、いかに外に出る機会を、きっかけをつくるのか、それでまた昔盛んだったソフトボールの大会だったりとか、野球の大会とか、いろいろありましたけれども、そういったところをもう一度復活させることによって、地域でのまとまりだったりとか、スポーツの団体としてのまとまりだったりとか、またそれが最終的には心身ともに健康につながっていればいいなといったところで考えていたところでありますので、ぜひそういったところのスポーツの大会とか、そういったところもぜひ今後活発にしていけばいいなというふうに感じているところでございます。

あと、この自治組織活性化補助金に関しましては、今、総務課長が答弁したとおりでございますが、今後そういった何かしらイベントに使うとか、そういったところ、そういったアイデア、また使い勝手が悪いところがあれば、また修正する必要があるでしょうし、そういったところで総務課長も答弁したとおり、今後復活をさせるといったところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 結果的に、物を買うための補助金になってしまった部分というのがこの3年間かなというふうに思います。町長が6月、新しい任期になって、所信表明をした中での取組として、この活性化補助金というのが継続されて然りじゃないかと。活動内容について見ても、健康増進だとか、地域発展だとか、福祉活動、先ほど答弁の中でもありましたように、サロンの経費だとか、こういうものも見

ようになっていますし、健康増進であれば、スポーツ大会に対して費用を補助するだとか、小さなこのコミュニティの中でも、そういう活動というのは十分できると思う。町全体でやるのもいいとは思いますが、せっかくそういう自治会の中の活動、近所の人たちでたまには、これはもう馬場の話をすれば、グラウンドゴルフ大会だとか、そういうのもやっていますので、そういう使われ方をもう少し役場担当課、総務課のほうから細やかに、もっとこういうものに使ってもらいたんだと。物を買うだけじゃなくて、もっとイベントをしてください、こういうことに使えるんじゃないですか、こういうのに使ってくださいというようなアピールもしなければ、なかなか自治会だけでそこに発想が飛ぶというのは難しいかも知れません。担当が変わったり、役員が代わったりするのでですね。ですから、この活性化補助金というのは継続、またいつか復活するということでもありますけれども、そういうときにはきちっと説明してもらって、町の狙いとする、こういうものを意図としているんだということを説明していただいて、取り組んでもらえればと思いますし、結果検証についてもやっぱり3年間やって、使われ方がこうだったからじゃなくて、何に問題があったから使われ方が偏ったんだということも、しっかり役場内でも議論していただいて、次につなげていただきたい。これは、この活性化補助金だけではなくて、いろんな取組に関しても同じことがいえるかと思いますので、お願いいたします。

次に、その中で防災の話で、自治会が取り組むべき仕事というか活動の中で、防災があるんですけども、自治組織というのは、これは私の個人的な理想ですけども、やっぱり自ら考えて、自ら動いて、できれば稼ぎまでできて、自走できるのがベストかなというふうな思いを持っています。ですが、現実的には町や自治体からの補助で成り立っているのが現状だと思います。

そこで、今後、その自治会活動において、地域で起こりうる災害に対処するために、備えというところを考えたときに、10月の議員研修会のときに講話がありまして、今からの災害にどう備えるか、備災ということで、災害に備えるということで講演がありました。生き残るためには、ハザードマップ等で地域で起こりうるリスクを知って、最低3日間耐えうる食料、飲料水、電気等の備蓄が必要だと。また、生き延びるためには、自助が基本で、自宅避難という形。そしてまた、共助、地域で支え合うコミュニティ能力の必要性というところも言われておりました。

そこで、町において、備蓄品の整備について、先月、臨時会のときにも少しお話ししましたが、この備蓄品の整備というものに関して、地域でぜひ準備していただきたいのか。備蓄品というのは、水だとか食料品、そのとき講話であったのはカロリーメイトだとか、ガスコンロだとか、毛布だとか、もしくはポータブル電源だと

か、こういうものについて、ぜひ整備していただきたいのか、それともできるなら準備してほしいのか、それとももっと町がもう対応するから、全く自治会はそんなことをしなくてもいいよというのか、ここについてお尋ねをしたいと。もし準備するのであれば、そこに対して財源的なもの、先ほどありました活性化補助金、これについても見直しがされるのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ただいまの点に関してでございますけれども、どうしてもそれぞれの自治会によって備えている備品というものは、自治会ごとによって多分違うと思います。必要と考えるものも、もしかしたら違うかもしれないと、そういった意味においては、今のところ、そういった以前のその活性化補助金というものはございませんので、現在のところは先ほど答弁しました自主防災活動助成金だったりとか、そういったところで備えていただくことがよいのかなというふうに思っております。

要は、どうしてもそこは自治会で考えてもらって、必要なものを購入していただくというような流れ、現在のところはそうになってしまうかなというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） そうですね。ですから、結果的にやっぱり自治会が自主的にその辺を考え直さないかんということになってくれば、そういう自治会を活性化させる上においては、どうしても経済的な支援というのが不可欠になってくると思います。これは各自治会によって財政とは言いません、会計状況、いわゆるどれだけの余力があつてとか、どれだけ使われているというものは、僕もちょっと精査はしていませんし、確認はしていませんけれども、当然そういう資金を多く持っているところであれば十分だろうし、かつかつでやられているところでは難しい話になってくると思います。現実、僕も令和元年、令和2年と、自治会長をさせてもらいまして、そのとき令和2年豪雨災害があつて、そのときこの活性化補助金がありましたから、うちは黄川地区が断水しまして、水の必要性というものを重々認識しました。私も自治会長でしたから、この役場に水を汲みに、2回、3回来て、断水されている御自宅に届けたり、そういう活動もさせてもらったところです。やっぱりそのときに感じたことが、水は必要だということで、備蓄品として、まず備蓄倉庫の準備から、そして備蓄品として水を購入したところです。この活性化補助金は、もう既に終わっていますので、そこを質問するよりも、今ある自治会助成金、ここに対して、できれば今出している、この自主防災活動助成金、これが世帯割で出されているんですけれども、本当の意味でいくなれば、加入者数、人口で出すべきじゃ

ないか。お水にしても食料品にしても、1人当たり、やっぱり要るわけで、世帯に数多くおられるところもあるし、もしくは独居のところもおられるかもしれません。そういうところで世帯割で出されるとなると、非常に準備するのに財源的に不足する可能性というのも出てくると思われますので、ここをぜひ加入者数に変更していただいて、なおかつ今1,500円と言われましたけど、これをトータル的に倍増するような形、3,000円でも十分いいんじゃないかなと思いますので、この辺の見直しもぜひ行っていただければと思うところでございます。1回、そこで切りましょうか。お願いできますか。その考えはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 先ほどお話の中にありました、世帯割で出している部分に関しても、おっしゃるとおり、家族の構成の人数とか、ひとり暮らしのところも1つの世帯として考えられる部分でもありますし、それが10人住んでいらっしゃるところも1つの世帯というふうなところで捉えられますので、そういったところはちょっと私のほうも一度担当課と協議をしながら、先ほど申し上げました自治会組織活性化補助金と、そういったところのバランスと、そういったところを見ながら、ちょっとこちらのほうで今一度協議をさせていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

あと、福祉関係について、地域での見守りについてお尋ねをします。先ほど答弁で、今、包括支援センターだとか、民生委員さん、社協さんを通して、地域での見守り活動だとか、そういうものが行われているというような話です。今、町のほうにおいて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、緊急通報システムが導入されているかと思います。この間、お話を聞いたときには、14世帯で利用されているというところだったと思います。利用条件や費用の一部利用者負担等があることなのでかは分かりませんが、実際その14という数字を聞いて、利用が広がっていないような感じがします。家族と同居をしていますが、日中、高齢者が1人になるということも当然考えられますし、そういうときに警備会社から即時に対応していただけるこのシステムというのは、今後、利用促進、加入者を増やす必要性というか、そういうふうにしてもいいんじゃないかと思いますが、今後その要件だとか、条件を変えるようなお考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今現在、緊急通報システムを14名ほどの方が使われております。議員がおっしゃるとおり、今その対象となる方が65歳以上の方、また町長が特に見守りが必要

とされる方というところで、1か月4,000円弱の金額がかかっております。御本人からは500円の徴収をいたしております。確かに、今、見守り関係も阿蘇郡市ではやまびこネットワークとか、いろんな形で包括の方とか、民生委員さんとかで見守ってはいただいておりますけれども、確かに人手がどんどん少なくなっている。そういう部分を補うためには緊急通報システム等を使っていかなければならないのかなと。ただ、対象がそういうふうに狭いので、議員さんが言われるように、ここは少し広げていかなければいけないかなというふうには思っております。

今、センサーが付いた乾電池とか、今、新しいのがあるんですよ。単3の乾電池でその中に通信機能が入って、今、月々1,000円ぐらいでテレビのリモコンにその乾電池を入れておけば、テレビを着けたり消したりがないときには通報が来るとか、そういうのが確かに今、高齢者の自宅にWi-Fiが付いてなくて、この分で緊急通報システムもWi-Fi等が必要になってくるんですけど、そういう乾電池等ならWi-Fiも必要なく、リモコンの中に入れておけば、それで通信ができるとか、そういうものもありますので、そういうのもちょっと今後は考えながら、そしてこの緊急通報システムも幅をできるだけ広げれば、そういうところに広げていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 地域に人口が減少する過疎化というのは、もう現実ありますし、高齢者のみの世帯もありますし、なかなか昔みたいな大家族というのはなくなってきている時代ですので、その中に対応するときには、新しい技術革新というのはもう日々進歩していっていますので、どんどん切り替えられて、見守りができる、何なりの通報ができるような仕組みというのを、1年やったから2年続けないといけないというわけじゃなくして、新しいものがあればどんどん新しいものに変えていって、加入者を広げていってほしいなと思います。ここは要件も本当65歳以上の高齢者のみとかになっていますけれども、これは必要に感じる方はもうどんどん使っていただいていいと思うんですよ。自己負担も当然発生する、それは了解済みの上で、そういうシステムを利用すれば、安全というか、命に関わる部分でございますので、非常に重要なシステムかなと思いますので、町のほうでも積極的に取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

あと、集落支援員の話をしてください。やっぱり住み慣れた地域で安心して暮らす、お互いに見守る関係性を築き、孤立することなく、地域で支え合って生活ができるということが一番大事、重要なことだと私も思います。ですが、今さっきも言いましたように、過疎化や高齢化が進み、若者が日中、外に出ていけば、なかなか

か地域に若い者がいない、見守りをする人がいないということです。ですから、これは総務省のほうでも報告が上がっていますが、集落支援員を配置することで、集落への目配り、集落の巡回だとか状況把握、そういうことを推進しております。令和3年度、専任で1,915名、全国ですね。自治会長との兼務、支援員として3,424名の方が委嘱を受け、高齢者の見守りや自主活動の支援等に従事し、集落の点検や維持活動にも取り組んでおられるということでございました。

本町においては、農業・林業分野で2名活動されていますけれども、実際その住民の安心して暮らせる地域づくりのために、こういう集落支援員制度というものを考えてもいいのではないかと。ですから、これは各自治会ないし各区単位でもいいかもしれません。そういうところで、どうでしょうという話を持っていけば、どこかしらは必ず手を挙げてくるでしょう。ただ、専任になるということになると、なかなか人選だとか、地域にいる人を選ぶのか、それとも外から呼んでくるのかという話にもなりますけれども、兼務であれば、誰かしらしていただける方もおられるんじゃないかなというふうに感じますので、ここの集落支援員制度というものにぜひ取り組んでいただきたいと思いますけど、御意見をいただけますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

こちらで答弁書のほうには書かせていただいておりますけれども、そういった募集や増員を行ってまいりたいと考えているところでございまして、そういったところは有効に利活用しながら、また集落の維持といったところは本当に大きな課題感がございますので、そういったところでももちろん人選とかの問題もございますけれども、どういった形で配置をしていくのかとか、そういったところもいろいろこちらのほうで関係課と協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

平時においては、自治会の必要性というのはあまり本当感じないんですよね。ただ、災害とか、緊急時において、共助とか互助の存在がクローズアップされて、自治会の果たす役割というのは大きいのかなというふうに思いますので、今後、自治会自体が自ら改革する自助努力というのが大事なかなと思いますけれども、負担軽減や課題解決のサポートに向けては、町のほうでも改革が必要になってくると思いますので、今後、自治会維持、活動の維持向上に向けて対応のほうをお願いしたいと要望いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目の質問に移ります。町内でのポイント事業についてです。全国各地の自治体で民間事業者と連携して、地域ポイント等の運用が行われています。加盟店舗の

利用でポイント付与や、地域イベントへの参加、公共施設等の利用、健康促進でもポイント付与など、生活全般で利用できるようになっていきます。たまったポイントは買物に使い、地域商店の利用で地域活性化や健康増進にもつながっているようでございます。

1 1月の行政視察で訪れました山梨県の小菅村においても、村民向けと村外民向けのポイント事業が行われており、これを聞いたとき、ぜひ本町においても取り組んでもらえるんじゃないかなと、取り組んだほうがいいんじゃないかなと思ったところでございます。

現在、町のほうでは健康づくりポイント事業が実施されていますが、これをもっと町全体で総合的なポイント事業として行って、町民事業者が元気になるような取組にしてはどうかと考えますが、町のほうの御意見を聞かせてください。お願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 国内で地域ポイント等の事業に取り組んでいる市町村では、佐藤議員がおっしゃるように、加盟店舗での買物等、地域イベント、健診、健康づくり、子育て、健康教室等への参加、その他様々な事業でポイントのため、加盟店舗での買物等にポイントを使うことができたり、特典があったりなど、幅広く事業を展開しているものから、買物等で利活用や、健診、健康づくりなど、一部の事業を対象として展開しているもの、環境美化活動など、市民活動に特化した事業を実施しているものなど、形態は様々です。

また、ポイントを管理運用する仕組みとして、ポイントシールを配布し集めてもらう形式や、システムを導入し、ポイントカードでの運用、スマートフォンのアプリでの運用、ポイントカード、スマートフォンの両方可能な運用など、様々な仕組みで運用されているようです。

本町では、町民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を实践するきっかけとなることを目的に、健診受診や、町の健康事業へ参加することで、健康づくりに取り込み、ポイントを集め応募することで、抽選で最大5,000円相当の健康用品や商品券が当たる南小国町健康づくりポイント事業を、令和3年度から実施しています。より多くの方に御参加いただきたく、ポイントの内容や住民健診を受診した方に案内を配布するなどの周知方法について試行錯誤しておりますが、実績は伸びていないような状況です。

このように、本町では、健康づくりポイント事業は実施しているものの、町全体で、企業や事業者等にも協力いただいた総合的な地域ポイント事業は取り組んでおらず、もし導入するなら、町民、事業者が元気になるまちづくりの一助になるので

はないかと感じております。

一方で、管理運用の仕組みや事業導入に係る費用、ランニングコストなど、検討すべき課題がございます。他自治体の先進事例や先月協定を結ばせていただいた楽天グループなどから情報を集め、関係課と協議・検討を始めてまいります。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

でしたら、まず現在行われている健康づくりポイント事業について聞きましょう。先ほど、令和3年度からと町長答弁言われましたけど、令和4年からじゃなかったですかね。令和3年から。じゃあすみません。令和3年からの実績と、この令和5年度の状況と予算等についてお答えいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問にお答えいたします。

令和3年度の応募者が8人でした。令和4年度は6名です。令和5年度は目標を20人以上としております。住民健診の受診者の方や健康教室の参加者の方に、今年は積極的に広報を行っております。12月11日現在で12人の方が今応募されております。

また、現在、毎週月曜日の夜には、スマートボディ教室を実施しており、そこにも10名の方が参加していただいています。年明けには、今度、ポールウォーキング教室を予定しております。そちらでも広報周知させていただく予定にしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） なかなか浸透していないというか、町民に意識づけができていないような感じがします。なかなか健康づくりだけというのも難しい部分もあるのかもしれない。それが今の南小国のポイント事業の現状かと思います。

コロナ禍では、国のほうから臨時交付金等により、町民の生活や事業所を支えるために交付金をいただいて、いろんな事業ができましたが、これからはそういうことが期待できなくなる中において、独自の取組というのが必要になってくるのかなと思います。町長がいつもおっしゃられるように、漏れバケツの目をいかに小さくして、町内での経済循環を高めていく仕組みというのを構築していくことは必要かなと思います。

そこで、先ほどもありました、その楽天グループの事業連携協定が締結されましたけれども、ここで楽天さんが持つポイント事業だとか、楽天ユーザーが持つポイントを町内の事業所で利用できるような取組ということができないのかなというふ

うに、ちょっと考えたところなんですけれども、これをやれば当然この町の経済活性化にもなりましょうし、関係人口の創出だとか、そういうところにも十分つながるものだと思いますけど、この辺というのは今後、楽天と協議する予定はないんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） そういった楽天に加盟されている方々がそれぞれ持っているポイントというのは、多分、加盟店舗では使えるような形になっているものと、今のところ、私のほうは認識をしております。そこは確認をしまして、もし違う場合はまた訂正をさせていただきますけれども。そういった中でやはりまだ議論としてはこれからではあるんですけれども、始まったばかりでもございますし、ですので、そういった今御指摘いただいたような、今回のポイント事業もそうなんですけれども、そういった知見は多分お持ちだとは思いますので、外からポイントを町内で使ってもらう、また町内の方々が地域で使う、そういった仕組みづくりといったところは、今後、楽天と一緒にちょっと何かしらアイデアをいただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 当然、楽天さんのポイント事業というのはもう全国各地に広がっています。ただ、楽天ポイントが使える事業者というのを、私も楽天ユーザーですから見ると、ファミマだけしか出てこないんですよ、町内においていえば。町外になれば、小国になれば幾つかあるかと思いますが。ですから、そういう楽天さんのポイント事業へ事業所が加入していただくことによって、またそういう町外の方が来たときに、楽天ポイントが利用できるだとか、そういうふうになることは非常に町にとってマイナスではなく、事業所にとってもプラスになることだと思いますので、事業協定の楽天がリリースしている中身、南小国との協定の終結のところで、地域振興に関する事項というものも協定内容の一つに入っていたと思いますので、こういうのは積極的に町としても楽天さんのほうにアプローチをかけて、このポイント事業をこの町で導入できるようになれば、また変わってくると思いますので、これはぜひお願いしたいと思います。

行政視察で行った小菅村での話を少しさせてもらいますけれども、ここは村内で当然買物をしたときや、ボランティア活動、歩いた歩数に応じてポイント付与だとか、マイナナンバーカードの普及だとかでポイントをためてもらって、そしてたまったポイント、500ポイントで500円の商品券と交換できると。それを村内で利用できるという仕組みでございました。このポイント事業というのは、ポイントを

使って行動の変容、ポイントがたまるからここで買物をしよう、ここの施設を利用しよう、こういう活動に参加しよう、そういう行動を変えてもらうための、促すというか、そういうことに目的をもっているのかなというふうに、私自身、思うところでございます。先ほど、町の取組もありましたけれども、例えばこれを南小国でいろんなものにポイントを付与する、例えば議会を傍聴していただければ100ポイント出しますよ、なかなか少ないのですよね。もっとこういう議会、町政に関心を持ってもらうというところにも踏まえそうですし、町の防災訓練に参加するだとか、ボランティア活動に参加するだとか、文化祭だとか、教育委員会というきよら人権デーとかに参加すると、来てもらうと、そういうふうに関心や興味をもってもらう、そういうところにポイントを付けてもらうというのも有りだと思いますし、移動販売を利用して買物をされれば、そこにもポイントが付くよと。もっというなら、町内施設の利用、例えばきよら温泉館を使えば何ポイントだとか、また図書室を使えば何ポイント、きよらカフェに来店するだけで仮に5ポイント出しますよとか、そういう、あと子育て支援プログラムとかに参加すれば、またポイントがたまるとか、幅広い部分でこのポイント付与がされれば、住民の行動も変化が生まれてくるのではないかなというふうに感じますね。

また、その健康づくりの部分においても、1日何歩歩いたと、歩いた歩数によってポイントを加算する。これは小菅村ではやられていましたけど、1日1万歩以上歩けば10ポイントだったかな、ゼロから1,000歩が1ポイントとか、そういうふうにしてあって、集計していただいて1週間に1回住民課に来ていただければ、またポイントが付与されます。そこで機械でポイント付与するよというような仕組みだったと思いますけどね。そういうふうに、町民が楽しく健康づくりや町の行事等に参加できるというのも魅力じゃないかなというふうに思います。今後、スマホの利用とかで、高齢者のスマホ利用においてもデジタル化を推進するキーアイテムになるんじゃないかなというふうに、このポイント事業は思うところです。

高齢者向けのスマホ教室も非常に盛況だったと聞いております。やっぱり日常的にスマホを使う習慣を作り出さないと、使用頻度を上げていかないと、なかなか上手に使うだとか、そういうことができなくなるのではないかな。そしてまた、今後進むであろうデジタル化やキャッシュレス化にも対応するためにも、そういうアプリを使ってポイント事業がされれば、少しなりとも悪い影響はないと思います。良い影響を与えてくるんじゃないかなと思いますので、ここは知恵を出し合いながら、私が考える以上にほかの皆さん、執行部の皆さんがこういうのにも参加してほしいよね、こういうのにもポイントをやったらいいよねというのは、アイデアはいっぱいでてくると思いますので、ぜひここは前向きに検討していただきたいと思います。

けれども、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

今、小菅村の事例だったりとかというのもいただきながら、そうやって意識を変えていく行動変容を促していく、また動機付けにもなるといった意味では、こういったポイントを幅広く、いろいろな場で使えるような仕組みを構築するといったところは、私も大変すばらしいことだというふうに認識をしておりますので、答弁で申し上げたように、ちょっと先進事例をいろいろと調べさせてもらいながら、また楽天グループとも協議をさせてもらいながら、南小国町に即したような何かしら事業が生まれればいいなというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） もう最後になります。

今後の南小国の魅力アップにつながるものと僕も信じているこの事業でございますので、町内のポイント事業もそうですけれども、楽天グループを巻き込んだ形でのポイント事業もぜひ検討していただいて、早期に取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、小菅村のランニングコストだとか運用に関しては、資料をいただいていますので、また必要とあれば言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

自治会もそうですし、こういうポイント事業、町民のために町を元気にするための施策だと思いますので、ぜひ取組のほう、対応のほうをよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（井上則臣君） 元気が一番だと思います。ありがとうございます。

では、これにて休憩に入ります。11時5分に再開いたします。

—————○—————

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を再開します。

続きまして、北里桂一議員の一般質問ですが、その前に執行部より資料配付の申出が出ております。許可したいと思いますので、資料の配付をお願いいたします。

[資料 配付]

○議長（井上則臣君） では、一般質問をいたします。

2 番、北里桂一議員。

○2 番（北里桂一君） それでは、通告に基づき質問させていただきますが、その前に本町の執行部、町長さんをはじめ、本町において物価高騰の支援金と、それとLPガスの支援金と、配付していただいて非常に町民の皆さんはありがたかったことと思います。ぜひともこういったことを、また手厚い住民支援をやっていただければと思っております。

それでは、質問のほうに入りたいと思います。9月の一般質問において、南小国の長中期的なまちづくりについての質問をさせていただきました。まちづくり総合計画協議会及び推進協議会で計画中和の答えでございました。この計画は令和2年度より10年間計画で、令和6年には後半の5年の計画がなされるとのことでありました。今回は上下水道について特化しての質問をさせていただきます。

まずは、簡易水道について、今後の計画があるかの答弁をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2 番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の南小国町の今後の水道料金の値上げ等はあるのかについてですが、9月定例議会や過去における議会答弁と重複しますが、令和4年度より南小国町簡易水道事業基本計画及び変更認可設計業務委託を発注し、水源の予備も含めた代替の必要性、水源の枯渇、給水量の増加、配水池の容量不足等、多くの課題を解消していくことを前提とし、また水道料金の改定の必要性についても検討を重ねていくこととして答弁を行っており、現時点で値上げを行うというような判断は行っておりません。今後の進捗状況を踏まえた判断を行い、その上で議会とも協議をさせていただきたいと考えております。

次に、2 つ目の公共下水道の料金体制についてとのことですが、負担金と使用料金に限定して答弁させていただきます。

まず、公共下水道を新規に接続する際、工事費とは別に負担金が発生します。既に公共下水道の整備は完了しているため、一般家庭では11万円、事業者においては床面積に応じて30万円から100万円が必要となります。

次に、使用料金についてですが、水道水を使用している場合、その使用量を基に7 m³までを基本料金2,500円とし、1 m³超過するごとに130円を加算したものに消費税を加算しております。なお、水道水以外の井戸水などを使用している場合や併用している場合は、配付資料の南小国町の下水道のとおりです。

3 番目の大字満願寺地区における今後の計画について、総合計画策定推進協議会

に提案等はなされているのかとのことですが、結論から申し上げます、提案は行っていない。現段階において、具体的提案ができる状況ではないことが原因です。

水道について、先ほど申し上げたとおり、基本計画の策定中であり、代替等となる水源についても、その可能性を探る段階です。また、水道管や施設の整備をどこまで行かなどの事業費を踏まえた年次計画も定まっています。使用料金についても、議会等との協議は行っていない状況です。

公共下水道については、9月の定例議会において上がった話であり、その際の質問のやり取りでも回答を行ったところです。その上で、例えば満願寺全体を考えるのか、黒川地区のみを考えるのかの協議もできておらず、また住民の御意向も把握できていない状況です。

まずは、地元自治会等でのまとまったお考えをお示しいただき、併せて町としても検討を深めていき、実施するとなれば基本計画の策定を進め、総合計画策定推進本部、同推進協議会への提案を行うことになると思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

全部をもう答えていただいたような形なんですけど、大体一問一答に沿って、1問ずつ返答していただくかなとこちらのほうは考えておりまして、まずは簡易水道のことにしまして、先般より報道等で10年後の東京都心の水道料金が10倍になると。直近の南阿蘇でも水道料金を6倍に上げざるを得ない状況が示されておりました。本町ではそういったことを、今の形では水道料金を上げるつもりはないということではございますが、5年後、10年後、10年後の料金体制についても上げるつもりはなかろうか。今のところはないという話でございますけれども、水道管のいけ替え等の費用等がもう20年、30年とたっていると思いますが、こちらのいけ替え等にかかる費用等を踏まえて、水道料金に転嫁するというようなことが報道等ではございましたけれども、そういったところはいかながなものでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本町建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、今御質問の中にありました、値上げをするつもりはないということではなくて、先ほど町長の答弁のほうにもありましたけれども、値上げの可能性も含めて検討をするという形で考えております。

今までも答弁しておりますけれども、非常に高額な事業費がかかると。そういった中で、現在の水道料金では非常に厳しいという認識はありますので、今後の検討という形で考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） そういうことで踏まえて、まだ計画等がないということでございますけれども、下水道の今、公共下水道の現状、これの大体の使用料金等はこちらのほうに一応示していただきました、加入金等が出ましたけれども、水道料金のおよそ倍ぐらいにはなるだろうということでもございましたので、水道料金が上がることになれば、またそちらのほうも負担金が増えていくだろうと、10年後、20年後。そういった形になるのではなかろうかと思いますが、そのところはどのようにしょう。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、下水道が既に整備されている地区に関して、水道料金がどうなるかという考えでお答えさせていただきますが、基本的には簡易水道と公共下水道というのは別物という形の捉え方、それぞれの独立採算制という形で考えていきます。そういった中で、過去には水道が安いから公共下水道をちょっと高めにしているという点もあったんですけれども、そこは各々で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

また、そういったことも踏まえて、ぜひとも計画に乗せていただきたいと思います。

それでは、下水道のほう入りたいと思いますが、2023年の11月に国が発表した第6次環境基本計画、現下の環境経済社会危機を踏まえて、勝負の2030年を目標年次として、持続可能な社会の実現のために環境を軸とした環境・経済・社会の総合的向上を目指しているとあります。観光地としての拠点であります黒川・白川・小田・田の原、こういった観光地の地区では、地域住民が一体となって景観と環境をテーマにまちづくりに取り組んできておりました。熊本地震に伴う被災やコロナ禍を乗り越えた今、国の環境施設やSDGsにもこうした環境取組、これを本格化させていく時期が訪れると思います。この観点からも住民の10倍以上の人が利用する観光地において、筑後川の源流を守るために必要不可欠な事業と思われますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 9月の定例議会の回答とも重複する部分もあるんですが、結果的には各公共下水道、特定地域生活排水処理事業、農業集落排水処理事業、いずれも生活污水を処理する、そして最終的には筑後川のほうに至っていく。

そういった中においては、環境基準をよりクリアにしていくという部分においては、いずれの方法においても環境基準を順守していく、もしくは整備を行っていくということに類するというふうに考えております。

そういった中で、先ほどから前回の定例議会の中からお話があったとおり、公共下水道でやるのか、合併処理浄化槽でやるのかというのは、また別問題というふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 公共下水道でやるのか、合併浄化槽でやるのかということでございまして、町自体も一般家庭向けの合併浄化槽には補助金ではなくて、造ってあげて、その使用料として町がとるという制度があるみたいです。前は、浄化槽を購入する方に補助金として出しとったみたいなんですけど、もう黒川地区においては、やはりもうそれじゃ間に合わんと、だけん結局、土地がないんですね。合併槽を造るにしても、上に建物は建てられないと。その土地がどこにもない。下の温泉街に至っては、どこも造るスペース自体がない。だから、それで合併浄化槽を造りませんかと言われても、土地自体がない。だから、単槽の浄化槽しか造れない。なら、造ろうとすれば、家を崩さなならん。崩したらもう建築許可が下りない。そういう状況にあるところが次の観光地として持続化できるのかという、そこら辺もずっと踏まえて考えていただければと思います。

それで、ここにちょっと資料がありまして、年間の観光客は阿蘇全体で1,600万人、県全体の26.8%、宿泊客は196万人、県全体の28.4%が訪れています。うち、南小国は44万人、黒川温泉は31万人の宿泊客数があつたとあります。南小国の観光客数は年間140万人、宿泊客も3倍と推定され、黒川温泉30旅館の就業者は680人、町内の観光産業従業者の47%を占めております。地震発生の前年度の南小国町内総生産、GDPですね。これは約130億円と、半分以上はこっちの観光地区の集客による効果と認められます。

南小国町における今後のまちづくりの推進において、このような地域への実質的な波及効果を考えると、観光立国関連施設のみならず、循環共生型社会の発展形を模索する中で、想定しておく必要があると考えております。南小国地域計画の理念がつながりの力で作り上げてきた環境価値を地域で再認識し、地域で磨き、高めていくとされてきました。その取組の柱は、地域住民が納得できる形で事業実施、観光サービス業と農林業との連動、風景づくりの継続と県境を越えた観光周遊エリアの活性化と持続的発展の、この3つにまとめられたと思います。

こういうことを踏まえまして、やはり南小国においては農業集落排水処理と公共

下水道工事が終結はしておると。今から先はもうそういったところを考えないといけないという時代に来ておると思うので、今の時点では全く計画がないということであれば、ぜひともこういうのを早急に進めていかんと、今の市原地区の施工までが大体20年弱かかっつとるということでございますので、今進めないと多分2030年問題、2040年問題、こちらが今クローズアップされておりますけれども、こういったことには間に合わない。いろんな障害、弊害はあるとは思いますが、今は黒川地区とか観光地においては、筑後川水系の最上流区域、課長も言われたように、そういった位置づけはもう理解していらっしゃると思いますが、水環境の維持について大きな責任をもっていると思っております。観光客の増加に伴うオーバーツーリズム、高齢化の進展や厳しい公共財政事情、上下水道の未普及解消に当たっての課題も多く、今後の未普及地域の早期解消を目的とした低コスト型の整備運営管理手法の積極的な導入が必要かと思えます。

こういったことに対して、コストキャップ型下水道という考え方が、今、注目をされていると思います。従来の下水道計画検討プロセスとは異なった新しいアプローチとして、厳しい地方財政を前提とした投資可能額等の整備目標を設定して、新しい手段の活用を検討した上で、持続的な上下水道経営を目指すものであると。こういったことを踏まえてから、やはり早急にそういったものに取り組んでいていただきたいと思います。

なかなかいっぱい国が今度推進しているものについては、コストキャップ型の下水道とかいろいろあるんですが、一応時間があまりないので、一応主要として私のほうで計画書等取り寄せてありますので、一部そちらのほうで執行部及び町長等と検討していただければいいと思いますので、最後にこちらの多分もう答えが今のところ計画はないということでございますので、もうぜひとも早急に計画を立てていただいて、来年計画を立てたら、再来年からの5年間の総合計画の中に盛り込んでいただいて、ぜひともこのところはやっていただかなければならないと思っております。

それと、先ほど地域住民の声がないとできませんという9月の回答でございましたけれども、今、黒川温泉についてですけれども、今は黒川温泉自治会、それと黒川温泉観光協会、それと黒川温泉旅館組合、この3団体が今共同してやっておるところでございます。この3団体の一応会長を通じまして、一応こういった話を何回か会議の場を設けております。そして、今の現状を把握した上で、どういった計画を町にしていくのかということも踏まえて、今やっているところでございます。実情をちょっと申しますと、黒川の下水道というか、浄化槽の管理に係る費用、これが大体1軒当たりの旅館で、一応アンケートじゃないけど、一応調べたところによ

りますと、30数軒の旅館の半分ぐらいの回答が返ってまいりまして、1軒当たり、大体ランニングコストとして、大きい旅館で大体100万円、この浄化槽に係る費用ですね。そして、小さいところでもそこまではかからんのですけど、単純計算としても30軒の旅館が下水道の管理だけで100万円かかる。水道代が70万円、80万円、およそ200万円ずつかかっていると。それを単純計算すると、1年間に6,000万円かかると、10年間で6億円かかります。こういったものをずっと払い続けて、これに飲食店等がかたっていきますと、もう少し大きい金額になっていくだろうと。20年かかって、金額が相当かかったとしても、国には3つあると。農水省と環境省と国交省、これらの省が補助金として、こういう公共下水道には携わつとると。そういったことを踏まえまして、そこら辺から進めていって、プロジェクトチームをつくっていただいて、やっていただければと思っております。

一問一答にはちょっとならんやつたんですけれども、近年、地方公共団体においては、職員の減少や熟練技術者の退職による技術力の継承に課題を有している状況も見受けられます。また、上下水道においては、新たな施設整備、老朽化が進む施設の改築更新など、多くの費用を要する事業である。そのような状況も踏まえ、今後、上下水道を長期にわたって持続的に運営していくためには、一層の効率化が求められるところでございます。近年では、民間事業者の技術力やノウハウ、資金力等を活用する民間連携手法が有効な手段の一つとして注目されております。先ほどよりコストキャップ手法には、大体10年以内を目途としてやるという手法をやっておるみたいですので、ぜひともこういったものには取り組んでいただければと思っております。多分、回答は今のところ計画はないということではございますけれども、ぜひともこういったことも活用されながらやっていただければと思っております。来年、その総合計画等の会議等において、そういったところの提案がどんなメンバーがおるのかがよく分からんのですけれども、そういったことができるようにどうか、町長のちょっとお考えをお聞きしたいんですが、よろしく願います。

○議長（井上則臣君） 資料は非常にいいんですけど、もうちょっと絞って、多分事業用排水と町の排水、いろいろあるかと思いますが、その辺り、排水のほうをやるのかやらないのか、その辺りに絞られたほうが、もうちょっと皆さん分かりやすいのかなと思いましたので。

○2番（北里桂一君） 下水道について、計画するのかしないのかを聞いております。

○議長（井上則臣君） はい、それです。答弁のほう、何かございますか。

本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今ちょっと整理をいただいたところではあるんですけれ

ども、それなりの解釈をさせて回答させていただきます。不足がある場合には、また御指摘をいただければと思います。

まず、現時点では計画はないということではありますが、公共下水道等につきまして考えないわけではないという形で、最初から町長の答弁のほうで行っております。そういった中で、先ほど当初にありましたけれども、観光客の方が多数利用されるということで、より一層、環境基準を守っていく必要があるということでの御質問だったと思います。そういった中においては、やはり何らかの対応、今現状では合併浄化槽が一般家庭の対応しかやっていませんので、それ以外の分をどうするかというのは確かにあるかと思っています。

ただ一方で、その使用料金はどなたがお支払いをするのかという問題もあります。それと、9月の答弁にもございました、工事をする上での問題、そういった最終的には事業費の問題、そういったところまでございますので、先ほど質問の中にありました旅館組合等で話をされているということでもありますので、そういった中において、私たち職員の参加のほうも可能ですので、いかにその公共下水道等が必要かという部分を、そしてそれが整備された上において確実に加入をされるのかどうか、そういったところも含めて御意見等をいただきたいというふうに思っています。

その上でなんですが、総合計画に掲載する場合においては、まず基本計画、総事業費、そういったもの、それと各住民の方の同意書等も必要になってきます。町長の答弁の中にもありましたけれども、まず満願寺地区のみをするのか、黒川地区のみをするのか、そういった部分においても多岐にわたって異なってくると思います。

また、コストキャップ方式というお話もありましたけれども、みなみ浄化センターにおいては、以前、資料をいただきました四万十町と、ある意味では似たような処理方式であり、コスト的にも非常に安くなっているというところもございます。

いずれにしても、多方面にわたって綿密な計画を話をし合って、そこがスタート地点であり、そこからの基本計画の取りまとめということになりますので、来年度の総合計画の見直しの中において、その掲載を行うというのは、現時点については不可能に近いというふうにも考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 来年の総合計画には無理ということでございますので、9月の定例会で令和2年度から5年計画の総合計画として、今、町はやってきたと。そして、次の5年間は令和7年から12年までの5年計画は令和6年度に計画を立てますという回答だったので、こちらは今無理と言われたんですが、それをやっぱり早

めに、長期間かかるような工事については、今のうちにやっぱり計画の中に盛り込んどかんといかんだらうという考えの下にお伝えしたわけなんです、今言ったように、地域住民の方たちの賛同があればできるということでございますので、私たちはその3協会、組合、協会、自治会、この3つの意見を取りまとめた上での提出を、町のほうにすればやっていただけるという話になるのかなと勝手にちょっと解釈はするんですが、多分、2030年問題と2040年問題、こちらのほうにやっぱりしていかと、今のうちに計画等を立てておかんと、多分難しくなってくるのではなかろうかと、早急に計画が必要だろうと考えております。先ほど言ったように、旅館の合併浄化槽等が設置されて、もう29年、30年、前回の答弁で課長からも指摘されたと思うんですが、もう10年、20年で、またどうかせにやいかん浄化槽がいっぱいあるんです。耐用年数について、50年たったら当初の70%の浄化率になると、前のときに回答をいただいたんですが、そういったことがずっと続くようであれば、20年後、10年後には、もうどうにかせにやいかん時期が来るわけです。一般家庭においても、普通の抜気式の浄化槽とか、今、攪拌する浄化槽等に分かれているんですが、単槽のところやっぱり非常に多い。そういったことも踏まえて、やはり黒川地区には絶対に必要なものであるということでもありますので、ぜひとも計画の中に盛り込んでいただきたい。

もう今の現時点では間に合わないと言われたんですが、こういうことはやっぱり早めに検討していただかんと、次の世代につなげるためには、どうしても私たちの時代にはできんかもしれんけれども、次の世代のためにも、やはり観光資源としての南小国町の外貨を稼ぐ窓口でございますので、ぜひともこういうのは早めにもう取り組んでいただきたいと。一応計画書等々については、こちらで用意してありますので、町のほうにも一応提出をいたしますので、どうか御検討のほどをよろしく願いをいたします。

これで、1問目の質問は終わりたいと思いますが。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 確かに、総合計画の見直しは来年度からという形になるんですが、5年間の期間中でも見直しというのは可能です。そういった中で、仮に公共下水道をやるとした場合においても、じゃあ単に公共下水道を何年から何年までにやりますという記載のみでは、何の意味もないと思います。やはりそこには年度割の事業費、財源的なもの、加入率、整備率、そういったものがあって初めて総合計画への記載ができるような状況だと思っています。それを行う上においては、やはり基本計画となるものが必要であり、水道事業でも御承知のとおり、もう1年以上たっていますけれども、まだ全然年度割とかそういったものはできていません。

そういった長い期間がかかるということで御理解いただいた上で、私たちが言っているのは、やはり地元からのお話というのも当然なんですけれども、やはり最終的には町のほうとしての判断というのが出てきます。公共下水道がいいのか、合併浄化槽の10人槽を超えるものがあるのかという部分も、ある意味では判断としては出てきます。そういったところを踏まえていき、なおかつ地元の方、利用される方が本当に公共下水道に加入していただけるか、工事期間中、いろんな状況が発生しますけれども、そこに御理解をいただけるか、御協力をいただけるか、そういった部分に時間がかかるのではないかとということから、来年度には間に合いませんけれども、先ほど、当初言いましたとおり、総合計画の途中での見直しということも可能ですので、そこら辺の今後の協議というのは、議員がおっしゃるとおり、いろんな場で話をさせていただければというふうに思っております。最初から何も考えないとか、そういう意味ではございませんので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

考えないわけではないけれども、ぜひとも早急に考えていただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 北里議員、ちょっとお待ちください。

質問事項と内容をまとめてお願いいたしたいと思えます。

では、2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） すみません。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

今後のふるさと納税についての質問をしたいと思います。総務省の指導によりまして、50%以下で、去年辺りが大体ふるさと納税は減額するだろうということでしたので、今後の推進の方法と、そういったことをちょっと踏まえてお聞きします。今後の町のふるさと納税の推進方法を質問とします。よろしくお聞きします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

2つ質問が掲載されておりますので、2つともこの答弁でまずはお答えさせていただきます。

10月の制度改正に伴い、寄附額の50%以内で全ての経費を収めるべく、ほとんどの自治体で寄附単価を増加させる動きがっております。本町においては寄附

額の増加を目的として、10月以降も寄附単価を上げないことで競争力を強化する動きを取っておりました。しかしながら、年末に向けての寄附動向が予想よりも下振れしたことや馬刺しの在庫減少により、寄附単価を増加させなければ委託料の捻出が予定額を下回ることとなったため、本町においても12月から順次、謝礼品の寄附単価を増加させる改修を行っております。

しかしながら、今回の制度改正に伴う影響はほとんどの自治体に及んでおります。全体的に寄附単価が上がったことで、ふるさと納税制度本来の魅力度は低下していると考えられますが、ふるさと納税の税額控除に改正がなされたわけではないため、全国のふるさと納税総額が減少することは考えられません。

よって、これまで同様、より魅力的な謝礼品を提供できるよう、謝礼品提供事業所と一体となって新規謝礼品の造成やページ作成を進めていきたいと考えております。

2つ目の質問の、ふるさと納税の今後の活用方法については、南小国町ふるさと納税基金の目的に沿った活用を基本としつつ、本町にふるさと納税をしていただいた寄附者の方々の御意向に沿うように、本町が発展していくために必要な事業を適宜選定して充当していきたいと考えております。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

それでは、まず楽天とのタイアップによって、先ほど3番議員からも質問等があったと思いますが、楽天とのタイアップによって、ワンストップ特例申請が可能という形に今回からなっているようでございます。スマホとマイナンバーカードがあればすぐできると。それを、ふるまどとアイアムというアプリをスマホで導入して入れれば、簡単に手続はできるようになったということでございますので、こういったものを活用しながら推進を進めていくのだらうと思っておりますが、こういったことを推進して、今後ともやっていかれるのでしょうか。

それに伴い、山梨県の小菅村の研修に際しまして、本町でいうきよらカサのような物産館にふるさと納税の自動販売機を設置されておりました。あれにはそのまま自動販売機でふるさと納税をすると、その場で小菅村ギフト券や特産品のセットが、そのままその場でできると。そして、そのギフト券はその日から、もう当日使えるというようなものがあって、導入費用もそんなに大した費用ではなかったと。確か200万円か300万円だったと思いますけれども、そういったものを導入して、物産館でもそうなんです、今、ふるさと納税のトップのほうには、やはり黒川温泉等の宿泊券等の返礼品等が多いということでございますので、黒川温泉の旅館組合等にそういう自動販売機等を設置すれば、そのままその日から使えるという

ようなものにできるのではなかろうかと、こういった推進の方法をやってみてはいかがかなと、これは提案でございます。先ほど3番議員からありましたけれども、楽天ポイントと今言われておりますが、今、黒川地区においてはペイペイとか楽天ペイ、こういったものは全部使用可能でありますので、こういったことを携帯でポイント化して、楽天ペイ等では使えるのではなかろうかと考えておりますが、今後の推進方法としてはいかがなものでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ただいまの御質問に関してでございますけれども、ワンストップ特例申請とかは、多分、すみません、今の手法がどう違うのか分かりませんが、これは数年前から、こちらのほうでもやっております、できるだけ寄附者の手間を取らせないような形では対応していたところでございます。

あと、その現地に来て、そういったふるさと納税ができるといったような仕組みも、ほかの自治体でもやっているところもございますので、そういったところがうちの町で何かしら使えるところがあるのかとか、そういったところはまたこちらもいろいろと情報を集めながら、対応可能なものはやっていければというふうに思っておりますし、例えば楽天であるならば、そのサイトから予約をする際にふるさと納税として対象の宿泊の施設だったりとか、そういったところが今、多分、楽天トラベルを見ていただけると出ているかなというふうに思いますので、そういったところで楽天のほうもいろいろなノウハウをもっていらっしゃると思いますので、しっかりといろいろと情報をいただきながら、こちらでこういった対応ができるのかといったところも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

ぜひとも、そういったものを活用してからやっていただければと思っております。多分、今、宿泊チケットに関しては、3万円のもので9,000円のギフトと宿泊券に転嫁できるというものと、もう一つ、16万円ぐらいの、寄附に応じてペアの宿泊券にすると、こういった2つの方法やらを取られていると思いますが、ぜひともこういったものを活用して、やはりふるさと納税を上げていって、地域の環境保護とか、こういったもののためにぜひとも使っていかなければならないと考えております。

先ほど来、1問目と2問目とちょっと関するので申し訳ないんですが、下水道工事にお金がかかります。かかるならば、そういったものの転嫁して、そういった基金等で積み立ててもどうかそういったものを実現可能なものにしていただけれ

ばと思っております。

質問にはなりません、もうこういったことをぜひとも町自体が進めていただければと思って質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、北里桂一議員の一般質問を終わります。

休憩に入ります。午後 1 時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

引き続き一般質問に移ります。

森永一美議員。

○4 番（森永一美君） 4 番、森永です。

通告に基づき、2 つ質問をさせていただきます。

まず 1 つ目は、事業承継について質問させていただきます。こちらは昨年の 6 月、1 年半前にも同様の質問をしておりますが、近い将来、事業承継は待ったなしの状態になると考えられます。町の将来を想像したときに、やはり今のうちから何かしら打ち手を用意しておく必要があると考えますので、改めて質問させていただきます。

昨今、日本企業の 99% を占める中小企業の事業承継が大きな課題となっております。事業承継とは、会社の経営をどなたか後継者に引き継ぐことをいいます。中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者がいなかったり、承継がスムーズに進まないなどの影響で、そのまま休業・廃業・解散を迎えられるケースが増えております。2025 年には、経営者が 70 歳以上になる企業が全国で約 245 万社まで増加し、そのうちの約半数の 127 万社では後継者不在による廃業・倒産の危機に直面するだろうといわれております。

本町内でも後継者問題や事業承継に向き合っておられる事業者さんも多数おられます。昨年度、町の商工会が町内の全ての会員事業所 172 社を対象にアンケート調査を実施されております。このアンケート調査によりますと、回答者のうち後継者が決まっていないと答えた割合は 60% でした。また、アンケートの質問事項で、事業承継に関する相談を希望しますかという問いがあります。この問いには、希望すると答えられた方が 11 社、今はしないが時期が来たら相談したいという方が 43 社、合わせまして 54 の事業所では事業承継に関する相談を希望すると答えられています。

現在、町内ではオープンネーム、これは実名公開をして事業承継、後継者の募集をされている事業者さんは3社ですが、今後、事業承継に関する相談は増えていくものと予想されます。相談したからといって、募集をしたからといって、後継者がすぐに見つかるとは限りません。事業承継がすぐに進むわけでもありません。だからこそ、先手先手で対応策を練る必要があると考えます。商工会でも、会員さん向けに講習や相談会を開催したり、関連機関との連携を取ってサポートされたりしております。地域経済の継続的発展のためにも、町として事業承継に関する何かしらの打ち手を用意しておく必要があると思われます。

以前も同様の質問をしておりますが、その後の進捗も含めて、改めて町長のお考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

森永議員がおっしゃるように、町内事業者における事業承継、とりわけ後継者不足が大きな課題の一つであると感じております。個人・法人事業者を問わず、事業承継に関して抱えている問題や課題は多種多様にあるかと思えます。

そのような多種多様な問題や課題に応じた対応を行うためには、専門的な知見と関係者との信頼関係が重要であり、商工会並びに事業承継・引継ぎ支援センター等、関係機関と連携した取組が必要不可欠です。

現在、商工会や事業承継・引継ぎ支援センター等が行っている事業承継支援の各種事業、取組が内容も手厚く充実しており、有効な手段であると考えます。町としても、事業の経営者等が事業承継を円滑に進めることができるよう、商工会や事業承継・引継ぎ支援センターと連携を図りながら取り組んでいるところです。

その中で、商工会や事業承継・引継ぎ支援センターからの意見などを踏まえ、町として支援が必要な場合は、具体的な支援策を講じてまいりたいと思います。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

商工会、私も一商工会員として商工会の皆さんとも話をする機会もありますし、また今、指導員の方が実際に事業承継に過去に携わられたこと、経験をお持ちの方であります。改めてこの質問をするに当たって振り返ってみると、やはり商工会ももちろん、とても今熱心にサポートをしてくださっています。そこに、さらに今の指導員さんがいろんな情報量もそうですし、見識も高くお持ちですので、とても今頑張ってくださっているなと認識しております。

そこに対して、町としても何かしらバックアップとなるような制度が必要ではないかなと考えています。何かしら支援制度があることで、事業承継を考えておられ

る方の背中を押すことにもなるかもしれませんし、もしくは何かやりたいなとか、うちの町は挑戦を生む町と町長も挙げられていますけれども、そういったときの候補の一つに事業承継がある、その掘り起こしというんですかね、そういったものにもつながるのではないかなというふうに考えております。

私も商工会の方と何度も打合せというか、相談としまして、どんな制度があったらいいんだろうなとか、実際、国のほうにも制度があるけど、そういったものってどうなんですかねという話をしていたんですけれども、やはり国とかになると条件とか制限というのがとてもあるそうで、昨年度は熊本県で採択されたのが1件のみだったそうです。なので、そこでもう少し使い勝手の良いものが町独自で作ることができないかなと考えております。

例えばですけれども、今本町にあります夢チャレンジ推進事業補助金、通称、夢チャレですね。これを事業承継にも使えるようにならないのかなと考えています。現在は新規創業、新しく企業を立ち上げるというところのみが対象ですけれども、ここを枠を拡大して、引継事業にも枠を拡大するということが可能なのか、その点、1点お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

こちらのほうに関しましても、もちろん事業承継自体が非常に大切なことであるというふうに思いますし、今後の持続可能な地域経済をつくっていくためにも、そういったところにどういうふうなサポートをできるのか、先ほど申し上げたような商工会だったりとか、関係者と協議をしながら、何かしらサポートできればというふうに認識をしているところでございます。

そういった中、先般、商工会のほうからも御要望がございまして、そういった夢チャレの拡充ができないかといったような来年度に向けてお話もございましたので、関係課と協議をしながら、夢チャレの要件の緩和、そういったところも想定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

夢チャレの拡充じゃないですけれども、そこにも適用いただける可能性があるということで、大変ありがたく思っております。ぜひよろしくお願いしたいところです。

もう1点、事業承継に関して感じていますことが、競合といいますか、引継ぎを何かをしたいなと思う方が選ぶ際には、うちの町の事業者さんだけが選択肢ではな

いということが大切だと思っています。といいますのも、全国各地で後継者問題に悩まれている事業者さんは多数いらっしゃると思います。そこに対して、何かしら先進的にうちの町が取り組めたらいいんじゃないかなと考えております。この質問をするに当たりまして、改めて調べてみますと、やはり新規創業に対する補助とか制度を設けられている自治体というのは結構見受けられるんですけども、事業承継に対して何かしら自治体が、市町村がバックアップをしているというところは、表立っているところは今のところとても少ないように感じています。

その中でも、1つ御紹介したいのが、兵庫県の豊岡市です。こちらは城崎温泉などがあるところで有名なところですけども、ここは継業バンクというのも作られていました。インターネット上のサイトですね。事業を譲渡したい方とか、後継者を募集したい方なんかを募集して、それを記事にして掲載されているというところがありました。ここはもう市内事業者さんのみならず、移住希望者に対しても事業承継という選択肢を作ると。そういう事業承継という選択肢を作ることによって、移住者の増加や、また継承の事業承継の実現というのを目指していくというふうにうたわれていました。

そこで1つ、ああいいなあと思ったのが、面白いなあと思ったのが、地域おこし協力隊を継業型地域おこし協力隊というのを作られていました。事業の継業を目的とした地域おこし協力隊というのを作られていました。事業承継を目的として募集されていて、募集要項なんかを見てみると、1年間だけ地域おこし協力隊として活動をしてくださいと。その間に事業を承継してください、継承してくださいというものでした。今後、こういった取組というのも本町でもあっても面白いんじゃないかなと考えました。なので、この辺りについて、いかがかなと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

いろいろなそういった先進事例を、いろいろと集めながら、また南小国町独自の形にしていくということも大切なんだろうなというふうに、お話をお聞きしながら考えていたところでございます。そういった中で、継業バンクだったりとか、継業型の地域おこし協力隊というのも非常に面白いものだなというふうに思っております。

現在、町のほうでもSMOの未来づくり事業部が中心となって、地域おこし協力隊の選考だったりとか、伴走支援とか、そういったところも行っております。1つ、例えばそれが事業承継だったりとか、継業になるのかというところは捉え方もあろうかと思いますが、例えば入湯手形の作成だったりとかというのは、その技術を若い世代が継いで、それをチームで動かしていけないかといったところもやっ

ていただいておりますので、近いような形なのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、そうやって豊岡市がやっていらっしゃる継業型の地域おこし協力隊がどのような手法でやっていらっしゃるのかといったところも、しっかりとこちらのほうも調べさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

それこそ本当に私も同感で、町長がおっしゃったように、じゃあSMOに人事部といいますか、起業塾などを行っておる未来づくり事業部がありますので、そこで起業塾などを行って、今までにない形で地域をつないでいかれていますので、そういった実績がありますので、うちの町だからこそのことというのがたくさんあるんじゃないかなと思っています。その中の1つに継業型地域おこし協力隊のような、そういう形というののもあってもいいんじゃないかなと思いますし、うちの町だったらできるのではないかなと思っていますので、ここは一つ御提案ベースで述べさせていただきました。

そして、最後にもう1点だけお尋ねをいたします。もう1点は、周知についてです。周知というと、以前も質問をさせていただいていますが、町として事業承継に関して、もう少し町民の方に何かしら知っていただく機会、周知する仕組み、取組が必要なのではないかなと考えております。以前の答弁では、確か財産等も、事業承継というと財産等も含むことなので、デリケートなことなので、なかなか町として積極的にすることは難しいのではないかなというような内容だったかと思いますが、周知はしたほうがいいのではないかなと思っています。実際に、この商工会のアンケートにも、フリーコメントで地域経済の衰退を避けるためにも、事業承継が商工会以外にも広く周知されることを願いますというコメントもありました。実際の事業者さんからもそういう声も出ているというのを、ここでお伝えさせていただきます。

そして、もう一つここで事例じゃないですけども、御紹介させていただきたいのが、熊本県内の菊池市さんです。菊池市さんは、今年の4月に自治体、菊池市と商工会、また金融機関などと協定を締結されております。この協定というのが、中小企業、小規模事業者に向けた事業承継連携支援に関する協定というものでした。かみ砕いていうと、共に事業承継の支援をしましょうみたいな内容かと思います。この協定の中でこういうことをやりますというのを3つ挙げられていまして、1つ目が事業承継についての啓発活動とありました。特に令和5年度、今年度は担当の職員さんなどの研修を実施するとともに、セミナーを開催し、広報や啓発活動を主

な取組として進めますということで、実際に周知というか、啓発活動というのをされておりました。ちなみに、あともう2つは、スムーズな事業承継支援の実行と、3つ目に事業承継後のフォローアップ支援ということで、この3つを大きく掲げられて、この4月に協定を結ばれておりました。以前の答弁でもいただきました、本当にデリケートな部分にもなるかとは思いますが、まずは事業承継という仕組みがあること、もしくはまたそこに町が夢チャレなど拡充できるのであれば、そういったバックアップ制度もあるというような、何かしらまずは知ってもらおうという、その選択肢を作るというのも必要ではないかと考えますが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そういったところで、前回答弁をさせていただきながら、その辺の財産等の部分だったりとかというところをどこまで周知をするのかといったところは、ちょっとまだ課題感としてございますので、そこはまた関係機関と協議しながら、そういった実際に商工会の事業者のほうから声があるということも事実でありましょうし、そういったところを踏まえて、どういうふうじゃあ広報・周知が町としてできるのか、商工会さんにやっていただくのか、そういったところもちょっと協議をさせていただきたいというふうに思いますし、先ほどの豊岡市の事例の継業バンク、継業バンクというからには、多分、うちの町でいうような空き家バンクみたいな感じで、いろいろな情報を公開して載せていらっしゃるのかなというふうに思いますが、そういったところも参考にさせていただきながら、どのような広報・周知をやられているのかといったところも事例として集めさせていただいて、参考にさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

形が何なのか、これからかとは思いますが、夢チャレなのか、そういう地域おこし協力隊じゃないですけども、そういった形なのか、これから協議をいただきまして、何か南小国らしい形で事業承継をバックアップする施策が御準備いただけたらと思っております。町の経済の持続的な発展を願って、1つ目の質問を終えさせていただきます。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、権利関係の処理についてお尋ねをいたします。先月、11月に熊本県内の自治体で、インターネットサイトに掲載されていた写真を無断使用したとして、自治体が損害賠償を請求さ

れた事案が起きました。これは担当者さん、自治体の職員さんがインターネットサイトのウィキペディアに掲載されていた学校の外観写真を出所を明示せずに、自治体のホームページに使用されたために起きました。写真を勝手に使われたという方が写真の無断使用に気づかれて損害賠償などを求められています。その後の話合いで解決金を支払うことなどで調停が進んでいるということです。

本町でも、各課において写真やイラストなど、著作物を使用することも多々あるかと思いますが、その際の権利確認等はどのようになされているのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4 番議員の御質問にお答えをいたします。

I C T、情報通信技術の急速な普及・進化により、ホームページや S N S などインターネットを使った情報発信は手軽に行えるようになり、個人、企業問わず、国や自治体等でも当たり前のように利用し、今では情報発信には欠かせない手段となっております。

同時に、私たちはそれらから様々な情報を手軽に手に入れることができます。反面、手に入れた情報などを利用しようとする場合には、様々なことに留意、配慮する必要があります。御指摘のような、無断使用による著作権や肖像権、商標権、意匠権等の権利侵害や、それに伴う損害賠償請求など、起こさないように十分に注意する必要があります。

広報やケーブルテレビ担当部局では、写真やテレビ撮影等、全て役場職員、関係者で行っており、撮影する機会が多い保育園や小中学校では、年度当初に掲載することへの意思確認を行っております。しかしながら、他の課局から掲載、放送依頼された提出原稿や、警察や消防など外部機関からの原稿に使用されている写真やイラストに対する確認までは行っておらず、掲載依頼を行う各課局や外部機関の裁量にゆだねているのが現状です。

今後は、広報、ケーブルテレビ担当部局での確認体制を確立するとともに、他の課局でも原稿提出の際に確認を行い、提出するよう周知徹底を行ってまいります。また、職員向けに研修等を実施し、写真、イラスト等の無断使用、著作権等の権利侵害を行なわないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

今回、この件をあえて一般質問で取り上げさせていただきました背景は、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、著作権や肖像権などは、関係する方が非常に多いと思っております。広報とかケーブルテレビだけではなく、各課でもそれぞれ

課内で、例えばチラシなんかを作られたときに、最終的にこれで大丈夫です、OKと言われるのはここにいらっしゃる皆さんかもしれませんが、私たちの議会広報もそうです。こちらで原稿を作ったり、記事も制作していますので、私たちもそうですし、またこの町民の方でも何かしらイラストを使われたりとか、何か制作物をされるというときには、関わってくる問題になりますので、今一度、情報をお互いにアップデート、町全体でアップデートしたいなと、しなきゃいけないなという思いで、今回この一般質問に挙げさせていただいております。

というのも、実際に今回、先ほどの熊本県内の自治体ですけれども、近隣の大分県のほうではまた同様の事案が起きております。大分県内では、学校の保健だよりでイラストを使ったということで、これがイラストに対して著作権侵害だということで、25万円ほど支払って示談をされたというニュースが、これも先月、11月末にあっております。私が、これはとても驚いたのが、この保健だよりの発行というのを7年前にされているんです。それから3年間はホームページにもその情報掲載をされていたそうなんですけれども、その後、削除されているということなんですけれども、ただそれがサーバー上にはデータが残っていたということで、さかのぼって7年分の使用料を支払うことになったということなんです。この使用されていたイラストも、インターネット上のフリー素材をうたったサイトから使われていたということなんですけれども、よくそのサイトを見ると、やはり利用規約に有料ですというのが書いてあったということです。私も詳しい方に話を伺いに行ったんですけれども、やはり私自身もそうなんですけど、フリー素材とか無料イラストなどで検索しても、全てが無料じゃないという、そういうことを改めてちょっと教えられました。実際に検索してみると、実際に有料の画像というのにも出てくるんです。親切な方は、その有料画像の前に白い文字で何か書かれていたりとかで、これは有料なんだなと一見みて分かるんですけれども、そういうのがない状態で検索に引っかかってきて、でももしかしたらOKとかも書いてあったとしても、下の利用規約なんかを見ると、自治体とか行政はダメですとか、そういったケースもあります。実際に、これは福岡県内のとある自治体で起きたのは、フリー素材ですと、ただで使えますと、無料で使えるけれども、使う前には事前に連絡をしてくださいということが書いてあって、そこは見落としてしまって使っちゃったということで、そこもまた損害賠償などが掛かってきたということがありました。なので、本当にもう今はその福岡県内の自治体さんは、もう著作権についてというのでホームページの中にもコーナーを設けて、いろいろ解説をされていました。著作権は基本的に文書や画像などの著作物は、原則こちらの自治体に属しますと、帰属しますと。2次利用も固くお断りしますみたいな、結構厳しめの強い口調で書かれていましたので、何か

トラブルにあう前、あってしまうと対処・対応というのも大変になってきますので、そうなる前に今一度、この私たちの知識をアップデートして、正しく使っていくことが必要だなというのを思っております。本当にどなたにとっても、身近なことになるかと思います。

先ほど町長の答弁の中で、各課内での改めて研修ではないですけれども、情報などを通達しますというような内容だったかと思えますけれども、これは町民向けにも何か周知をする機会というのはつくれないものなのか、そこについて1点お尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えします。

確かに、過去、日本国内では、著作権等に関する認識の甘さがあって、諸外国からも指摘されたということもあったかというふうに記憶しております。もう今ではそういうことは通用いたしませんし、著作権等の権利保護はもう当然のこと、常識というふうにもうなっているかと思えます。

まずは、我々自治体職員がそういった法令順守というのをきちっとしなければならぬというふうに感じております。とはいえ、どんなにチェック体制を整えたとしても、先ほど森永議員がおっしゃるように、これは個人間の認識の違いとか、そういったところで起こっている問題が多いのではないかというふうに感じております。

そこで、ネット社会で情報が簡単に手に入るし、利用しようとするれば簡単に利用ができる。その中で、先ほど言われたように、フリー素材と書いてあったら、もうこれは使っていいんだと思って、勝手に使っている方がもう結構多いかと思うんですけれども、もうフリー素材とはいえ、確実にその出所はどこだということと、著作者がいるかどうかで、この会社が著作権を持っているかどうか、そこで許可が下りるかどうかというのをきちっと確認した上で、それを文書で残した上で広報やインターネット等に掲載をするという手順を踏まなければ、現在、こういったところからこの著作権侵害が指摘されるか分かりません。ネット社会になっていけば、どこで誰が見ているか、相手は全世界になりますので、そういったところはもう非常に留意しなければならないというところであるかと思えます。

なかなか一般の方々向けに研修会というのは非常に難しいかと思えますけれども、広報であるとか、ケーブルテレビの文字放送やそういったところで、まずは町民への周知というところもやっていければなというふうに思っております。まずは、やはり職員の中の意識をきちっとしていかないと、我々は法令を守るべき側の人間ですので、情報を発信する際には非常にこころを留意して行っていけるよう、留意

していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

私自身、例えば町民の方向けに研修会とかではなくて、広報とかケーブルテレビなどを活用できたらなと考えていましたので、その辺り、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

本当におっしゃるとおりです。著作権は守ってしかるべきものだと思うんですけども、今一度、認識というのをアップデートしなきゃいけないなというのを、私自身しみじみと痛感しております。私自身は今、議会広報に携わらせていただいて5年目を迎えていますけれども、その中で研修などにも参加させていただいたり、公費で参加させていただいたり、実費で勉強会に出向いたりしているんですけども、今まで著作権など権利関係について触れられた研修というのを、私はちょっとなかったような記憶がありましたので、改めて私たち議会広報委員会もそういったところを、全体でここにいるみんな、全体で知識のアップデートをしていきたいなというふうに思っております。

やはり、何かどたなか、第三者の方とか町民の方に何か周知をしたい、お知らせをしたいと思うときに、画像とかイラストなんかは使うと有効的だと思っています。その伝えたいことの雰囲気が伝わりやすくなったりとか、伝えたいことが視覚で分かるようになるというのは、イラストなんかを使うメリットがあるかと思います。なので、お互いに町全体で正しい知識を身につけて、正しく使っていけたらなと思っております。町全体で知識のアップデートができることを願いまして、この質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、森永一美議員の一般質問を終わります。

引き続き、7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） 7 番、穴井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に基づきまして、2つのことをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

まず第1でございますが、T SMCの進出と阿蘇郡市の支援についてお尋ねしたいと思っております。T SMCが進出し、菊陽町周辺の市町ではいろいろな恩恵が出ていると考えます。阿蘇郡市につきましても、観光地としてのメリットは多々あると思えるものの、ほかには一般のものには交通渋滞がひどくなるばかりでありまして、あまり得るものがないのではないかと考えるところもございます。これは今、非難しているわけじゃ当然ございませんけれども、そう考えるところもあるわけで

ございます。

さらに、周辺地の交通渋滞の解消に国・県の予算等が集中されるということが熊日の報道等でもよくあっております。国交省におきましては、大津熊本道路に19億円、それから菊陽大津両町の土地基盤整備に15億3,800万円と詳細な金額、また県におきましては周辺道路整備、それから空港アクセス鉄道等ございまして、また今回、県の補正予算で新たに追加提出された予算等もあるようでございます。

熊本県では、これだけ予算が集中しますと、ほかの地区に回されるべきであった予算が、今回こちらに集中されたということで、ほかの本来、県民全体になされるべきサービスも減少するということが考えられるのではないかと考えております。

また、TSMCの進出に欠かせない伏流水、これを作っているのは主に阿蘇郡市周辺の住民によって作られる自然環境でございます。本来なら、阿蘇郡市周辺にこれからも水の恒久的な生産活動を続けるために、積極的な支援がなされるべきではないかと考えております。

それから、これも熊日の報道でございますが、これは非難することではありません。菊陽町の吉本町長さんが、TSMCの進出により見込まれる多くの税収があるとして明言されておりますし、菊陽町の小中学校の給食費無償化もその予算で実施するというようなことが書かれております。相当財源に余力があるというふうなことが分かります。

こういうことから、阿蘇郡市につきましても、大切な水の生産地としてもっと声を上げて、支援を要望してもよいのではないかと考えております。高橋町長には、町長3期目となりまして、阿蘇郡市長会の中でももう重鎮となっておられると考えております。この際、阿蘇郡市一体となり、TSMCの進出に欠かせない水の生産地として、水の継続的な生産活動を続けるための支援というものを国・県に求める活動をしていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えをいたします。

TSMCの菊陽町進出のニュースは、熊本県全体への経済効果の波及など、大きな期待が寄せられており、熊本地震や豪雨災害に見舞われてきた熊本県にとって、大変明るい話題となっております。また、本町においても、台湾からの観光客の増加などが見込まれ、交流人口の拡大に期待しております。

しかしながら一方で、地下水への影響が懸念され、県民の地下水への関心が高まっていることも事実です。

そういった中、阿蘇地域においては、水田及び草原面積の減少や森林の管理放棄によって涵養機能が低下していると考えられています。特記すべきは草原であり、

草原の面積は100年前に比べ半分以下と激減し、今なお減り続けています。これ以上の草原面積の減少は、地下水涵養の面ではマイナスとなり、世界文化遺産の登録へもブレーキとなるなど、影響は図り知れません。

阿蘇郡市7市町村は、これまでに草原を維持・継承すべく力を尽くしてきたところではありますが、それでも歯止めがかからず、今後もさらなる苦戦が予想されます。県や地下水財団などから支援を受けたいところですが、県の地下水保全条例では、阿蘇地域は重点地域どころか指定地域にすら指定されていません。そのため草原維持活動など、阿蘇地域での地下水保全活動に対して支援を受けることができる制度とはなっていません。

こうした中、県環境保全課におかれては、令和5年夏に地下水の涵養の促進に関する指針及び熊本県環境影響評価条例施行規則の改正案について、パブリックコメントを実施されました。

意見の中に、熊本地域の地下水涵養地域に阿蘇地域も加えてほしいや、現行の田んぼ水張りという浸透型水源涵養システムに加え、阿蘇の草原を再生することによる地下水型水源涵養システムの採用を提案するがありましたが、この意見に対し県の回答は、今後、専門家の科学的意見等を踏まえ、検討を進めるうえでの参考とさせていただきますとの回答となっています。

この提案意見は、阿蘇地域の切実な願いであり、公益的に取り組むべき施策にも関わらず、参考程度に済まされたままになっていることは誠に残念であると言わざるを得ません。

草原の重要性必要性は声高に叫ばれていますが、政策に反映されていないのが現実であります。地下水保全政策は半導体企業進出と比例して、今後とも重大な政策になることは明白であり、地下水涵養の取組の意義はますます高まっていくものと確信し、阿蘇地域にとって草原の維持・再生は必要不可欠な使命であると強く認識しております。

つきましては、まだ素案の段階ですが、次の5つの事項を、阿蘇郡市7市町村の市町村長で足並みをそろえ、熊本県へ要望することとしております。

- 1 地下水保全条例と阿蘇地域の草原の維持・再生の取組を関連付けるなど、草原の維持・再生への制度的なバックアップ
- 2 草原の維持・再生に関する抜本的な体制整備や仕組みづくり
- 3 世界文化遺産登録も見据えた草原の維持・再生に関する県の予算のさらなる拡充、新たな交付金制度や基金の創設
- 4 あか牛の高付加価値化や農業・畜産業の振興をはじめとした草原の利活用への多面的な支援

５ 草原の維持・再生に企業等から、さらなる支援をいただくための仕組みづくり

以上、５項目です。

今後も引き続き、阿蘇郡市７市町村がしっかりと連携し、熊本県をはじめ、関係省庁等に訴えていきたいと思います。

○議長（井上則臣君） ７番、穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） ありがとうございます。

私、要望したことを全て検討していただくというようなことで、阿蘇郡市のほうで５つの要望を出されるということでございまして、安心したところでございます。特に５つ目の企業のほうへの要望について、強く要望されることを望みまして、私のこの質問を終わります。

次でございます。大規模災害を考慮した町民への情報提供手段の更新等についてということでございます。町のインターネットの会社を設置して５年になるかと思っています。契約は１０年単位だったと思っておりませんが、現在の有線での連絡網につきましては、スピードの遅さと、今後いろんなことで災害が発生すると思われますが、その非常災害時につきましては、森林の崩土等が多発することが考えられ、有線での伝達というのは役に立たなくなるということが考えられます。今、様々な形態の衛星通信サービスが生まれていると考えますが、次の契約、１０年単位の契約ということでございましたので、そのときにはどう考えるかということでございます。また、今後、今もやっておりますが、郷内の医療ＭａａＳへの対応ですね、それからさらに町内の免許返納者という方々も今後多く出てくるのではないかと思いますし、観光客の移動手段、これもないということがいわれておりまして、今後レベル４程度の自動運転自動車の導入等が近いうちに考えられるのではないかと考えております。それらを含めて、次回契約に至る前に、この方向性をどういう方々がメンバーになるのかというのは、いろんなことがあると思いますが、方向性について検討すべき時期に来ているのではないかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

またもう一つ、役場庁舎が光ネットワーク株式会社等が、災害時には大変重要な住民への情報伝達手段となると考えておりますが、そこで使われている電力は購入に頼り切りとなっております。停電時には非常発電装置があるものの、長時間の対応はできない状況ではないかと考えております。庁舎は南北に長い造りとなっております。南面屋根の面積が多く、太陽光発電に最適ではないかと考えております。この際、太陽光発電と蓄電池を導入しまして、災害に強く、環境にやさしい庁舎とすべきではないかと考えますが、いかがでございましょうかということをお願いい

たします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7 番議員の御質問にお答えします。

インターネット通信網の速度に関して、9 月定例議会での 2 番議員の一般質問で答弁した内容と重なりますが、現状として、通信速度が遅いという声を聞き、実際に時間帯によっては遅い場合もあるようです。この通信速度に関しては、光ネットワーク株式会社との契約に起因するものというよりも、光ケーブルのそれぞれの幹線、枝線の太さ、通信容量や、各家庭での機器の状況や使用状況、通信するデータの大きさなど、様々な要因により遅くなっていると考えられ、原因の特定には至っておりません。光ネットワーク株式会社や関係事業者と協議・検討し、まずは町内複数箇所で通信速度の実測値のモニタリングの実施を予定しており、速度が遅くなっている原因をつきとめたいと考えております。その上で、今後の対応を検討していきたいと思います。

また、穴井議員が御指摘するように、現在のインターネット通信網は光ケーブルによるものであり、台風、地震、大雨等災害により断線し、町民への告知放送、ケーブルテレビ、ホームページ等による情報提供、伝達ができなくなる懸念があります。一方で、NTTや他のインターネット光回線サービス提供事業者は、ほぼ本町と同様に、光ケーブルによる有線での設備を利用しており、災害時に受ける被害は同じような状況かと思えます。その他、携帯電話会社が提供するインターネットサービスや衛星インターネット通信サービスも提供されていますが、町のインターネット通信網としての提供には不向きであり、個別に必要な場合に導入するサービスであると考えます。

よって、当面の間は、安定した通信を提供できる光ケーブル、光回線を使用したインターネット通信網によりサービスを提供してまいりたいと考えております。

なお、現状の公設民営方式による各放送、通信サービス等の提供を始め 5 年が経過し、施設の賃貸借契約も残り 5 年となりました。今後、新たな技術の導入や、通信サービスの形態が出てくることも予想され、様々な可能性を踏まえ、期間満了 1 年前までには運営方式や各種通信サービスの提供の形態など方向性を決定してまいりたいと考えております。

なお、災害対応として、停電時にケーブルテレビ放送センターの非常用発電装置は、最大負荷で発電し連続 4 時間、通常で 6 から 8 時間程度の運転が可能です。長期間の停電で復旧に時間がかかるとなれば、電源供給ができませんので、当面の間は、燃料の備蓄や事業者との協定による確保など、対応できる手段を模索し、対策を講じたいと考えております。

次に、御提案にあります庁舎への太陽光発電、蓄電池の設置につきましては、役場内でもエネルギー対策プロジェクトチームの中でも検討を行っている段階です。

本庁舎の設計会社に太陽光発電について確認したところ、庁舎の屋根に太陽光発電の設置は可能との回答をいただいています。

庁舎設計図書から正面玄関側から見て左側建物屋根に約560㎡、右側建物屋根に約539㎡で、合わせて約1,000㎡の範囲が設置可能と想定しており、屋根に係る荷重も1㎡当たり20kgまでは可能と試算しており、一般的な太陽光パネルの重さは1㎡当たり15kgといわれていますので、十分対応可能と考えています。

今後、太陽光発電を設置する場合には、太陽光パネル同士の間隔やメンテナンスのための作業スペースの確保から、想定範囲の半分程度が設置可能範囲になると考えられます。

その場合に、設置後の発電量については、正確な数値等がまだ把握できていませんが、庁舎内の空調設備、照明、事務用機器等に係る電気料が大幅に削減され、停電に左右されずに公務・災害対応が可能となることが見込まれます。蓄電池や電気自動車・ドローン等による災害活動が可能となり、災害対策本部としての機能強化にもつながるものと考えています。

庁舎への太陽光発電の設置につきましては、国等の補助金を利用して低予算となるよう関係部署と連携し、前向きに検討を進めていきたいと考えています。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

太陽光発電については前向きな検討と、もう一つ前の通信網につきましてもまた考えるということかと考えますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

町の現在の総合計画の総合戦略第4章の23、24、25、26ページに、防災減災体制の強化、情報発信体制の充実、それから再生可能エネルギー導入、役場直轄で再生可能エネルギー関連施設の整備に取り組みますということがございますので、なるべく早く実施していただきますようお願いいたします。

それから、新庁舎ができました後でも、別館建設もございまして、さらに庁舎に増工事を行うということは、町民の方々にも心苦しい面もあるかと考えますが、再生可能エネルギーの導入は喫緊の課題と思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

これで、私の質問を終了させていただきます。

○議長（井上則臣君） 以上をもって、穴井秀房議員の一般質問を終わります。

休憩を取りたいと思います。2時10分に開会いたします。よろしくお願ひしま

す。

—————○—————

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 2 時 1 0 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

一般質問を行います。

6 番、後藤六男議員。

○6 番（後藤六男君） 6 番、後藤でございます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

通告書に基づきまして、認知症対策についてお伺いをいたします。高齢者問題の中で重要な位置を占めている認知症について、町としての取組をお伺いします。2025 年問題、とりわけ団塊の世代が後期高齢者になると、認知症の方の割合が一気に上がることが予測されます。これに対する町の現在の対策状況と今後の対応方針をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6 番議員の御質問にお答えをいたします。

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、高齢者人口が増加し、雇用・医療・福祉などへ様々な影響が及ぶと危惧される 2025 年問題を考えますと、議員がおっしゃるとおり、今後はより総合的な認知症対策の推進が必要であると考えております。

昨年度、65 歳以上の方に実施し、回答率 69.1%であった介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果において、家族に認知症の症状のある人がいるかとの質問に、全体で 13%の家庭からいるとの回答があり、今後も増えていくことも予測されます。

これまでの認知症施策は、行動や心理症状が生じてからの事後的な医療対応に主眼が置かれておりました。しかし、今後は認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の車輪とし、施策を推進する必要があると考えております。

そのためには、教育も含め、認知症サポーター養成等による、認知症及びその介護に関する正しい知識・技術についての普及啓発に努め、生活習慣病の予防や介護予防を積極的に行う必要があります。また認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができるように、医療・介護

及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークの形成と、相談しやすい窓口の設置が重要だと考えております。

以上を踏まえ、福祉課・地域包括支援センター・町民課が協働し、関係機関と連携しながら、より総合的な認知症対策の推進を目指してまいります。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

今、町長から御回答をいただきました。町として、かなり前向きな取組をされているかと思えます。

私は、これから御質問していきたいことにつきましては、認知症によって行方不明者の方が2022年、昨年ですけれども、全国で延べ1万8,709人、うち491人が徘徊中に死亡したといわれております。そして、2025年には認知症者が700万人になると予想され、高齢者の5人に1人が認知症者になるといわれてもおります。

人生百年時代といわれ、喜びの反面、生活と健康面や病気、ケガの不安がつきものではないかと思えます。例えば、町長の回答にありましたように、町としてもかなりアンケートをされたり、その中には御家族で認知症に罹っておられるという方が13%いるということにつきましても、大変御本人ももちろんでありますけれども、御家族にとりましては大変な状況というんですか、様々な御苦勞もあろうかと思えます。

いずれにしましても、これまではいろいろと、適切かどうかは分かりませんが、問題行動が起こってからいろいろとやると、対策をやるということよりも、もう先にというんですか、そういう先々にその対策が打てるようにサポーターの方をちゃんと準備したりとか、そして生活習慣病といわれるものも認知症になる原因もあろうかと思えます。そういうことで、いずれにしましても、そういうことをこれの相談窓口を設置していくということでもされているということにつきましては、大変心強く思っております。

そこで、これをお伺いしていいかなと思えますけれども、町民課長にお聞きしますけれども、本町の認知症者の数と徘徊中における行方不明になられた方の数が分かればお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えいたします。

認知症には個人差がありまして、町の現状として、現在把握しておりますのが、町長の答弁にもありましたとおり、昨年度、65歳以上の方に実施し、回答率が69.1%であった介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果でございます。そちらの

ほうで、昨年、家族に認知症の症状のある人がいるかとの質問に、全体で13%の家庭からいるとの回答がありました。こちらのほうを、その前に行いました令和2年度の結果から見ますと、令和2年度のときが12.2%でございました。なので、2年間で0.8%上昇しているという形になっております。

もう一つの御質問でありました、行方不明者の方のことにつきましては、すみませんが、町のほうでは把握ができておりません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

つい先日、土曜日に午後5時からの報道特集という番組がテレビでございますけれども、それをその放映をされていたわけでありますが、その高齢者がそして認知症患者ということでタイトルがなっておりましたけれども、用水路への転落事故、ご覧になられた方はお分かりと思います。行方不明者でも、足の丈夫な方ですと、徒歩で10kmを5時間で進むそうです。道路の角で転倒しやすいともいってございました。このような状況の高齢者をどう守るかということですが、見守りネットワークの事前登録というのを実施しているということもいってございました。

本町ではどうされているかといえば、先ほどの、町民課長にお尋ねしますけど、そのネットワークとかはされておりますか、事前登録の。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

南小国町では、高齢者等SOSネットワーク事業というのがあります。認知症等により、徘徊で行方不明になる恐れのある方を、写真とか特徴などを事前に警察署のほうに情報提供をして、行方不明時のときも捜索をスピーディーに行えるという事業がございます。現在、登録されている方が5名、毎年、広報による周知のほうを行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

福祉課長から、今、南小国としましては、このようにSOSネットワークということで、警察署のほうに事前登録されているということで、5名の方が現在おられるということで、対応としてよろしいかなと思います。

次に、関連することばかりですが、自動車運転免許証の返納につきまして、小国警察署に問い合わせたところ、今年、令和5年の1月から7月まで42名の方が返納されております。そして、小国郷管内の交通事故状況、これは65歳以上の

高齢者の方ですけれども、65歳以上の物損事故の方が79件ありまして、内訳としまして、小国町は38件、そして南小国町が41件、内訳としまして、年齢が65歳以上75歳未満の方が起こした事故が56件、年齢75歳以上が23件、次に人身、ケガとか事件扱いというふうになるそうですけれども、これは罰金刑として5件あります。内訳としまして、65歳以上75歳未満が3件、75歳以上は2件となっております。顕著なところでは、今年の7月に80歳代の運転される方が瀬の本の駐車場におきまして、かなりひどい人身事故を起こしたということも言っておられました。この原因は、ブレーキ、アクセルの踏み間違いというのが原因であるというふうに言っておられました。幸いにも、まだ死亡事故は、現在のところはないということであります。

そこで、高齢者運転のことにつきましては、もう皆さん御存じのように、国の問題としても大きく上がっているだけに、高齢者の交通事故対策としまして、2017年の3月施行の改正道路交通法、これにより、この改正道路交通法では、75歳以上の人が免許を更新する際に認知機能検査で認知症の恐れありと判定されましたら、医師の診断を受けることが義務づけられました。それまでは認知症の恐れありと判定されても、違反や事故などがなければ、そのまま運転し続けることができた。義務づけによって、受けた診断で認知症と医師から診断されると、免許取消しや停止になると。

警視庁によりますと、2018年の1年間に認知機能検査を受けた75歳以上の高齢者ドライバー216万5,349人中、2.5%に当たる5万4,786人が認知症の恐れと判定されました。認知機能低下の恐れを合わせますと、約27%の人に認知機能の衰えが認められたということです。

一方で、認知症というだけで運転を一律に制限するのはどうかという意見もあり、能力に応じて運転できる車両や地域、道路などを限定する限定条件付運転免許を取り入れたらどうかといった意見もあります。

こうした動きを受け、政府は自動ブレーキや踏み間違い時の加速抑制装置が付いた安全運転サポート車のみを運転できる限定免許の導入に向けて、現在検討を進めているという今の状況をちょっと読ませていただきました。

次に、認知症と脳梗塞の見分け方についてでありますけれども、町民課長にお聞きしますけど、知人で周りの人が認知症と言われたが、実は脳梗塞だったと、このような場合の判断基準が分かれば、教えていただくとありがたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問にお答えします。

認知症と脳梗塞の違いにつきましては、なかなか判断は難しいところになってくるかと思われます。まず、皆さんにお願いしたいのは、かかりつけ医をもっていただけたらと思っております。その中でやはり日頃の生活と違った心配なこととかがありますときに、そこを詳しくかかりつけのお医者さんに、まず御相談いただけたらなと思っております。

また、役場のほうで御相談に来たいというときには、南小国町の地域包括支援センターのほうで、いつでも御相談は受け付けておりますので、そちらのほうに御連絡いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

最後になりますけど、介護する人材の確保やケアの質の向上をどうするかということで、膨らむ医療費や介護費をどう賄うか。発症や進行のメカニズムがまだ解明されていない中、治療や予防をどうするか。金融取引が難しくなったときの資産保護や活用をどう図るか。詐欺や悪徳商法などの被害に遭わないようにするためのシステムをどう築くか。あるいは、車の運転が難しくなっても、買物など、生活に困らない地域づくりをどう実現するか。投票や職業選択の際、必要以上に権利を奪われない仕組みをどうつくるか。終末期の医療や暮らしの判断は誰がどう最終的に責任をもつのかなど、考えるべき課題は多いかと思います。

そして、最後まで自分らしく生きていく、要するに亡くなるにはどうすればいいか。長寿時代に生きる私たち一人一人がその生き方や社会の在り方を考える際、認知症界のこのレジェンドというのは、最初にお断りしないといけなかったんですけども、僕はやっと認知症のことが分かったという、書いておられる方が長谷川和夫さんという方で、専門医で認知症介護研究研修東京センター名誉センター長であられる長谷川和夫さん、この方は自らも認知症になったということを、この本の中で著書で書いておられます。そのことを読みながら、今、私は質問させていただいた免許証の返納にしろ、それから徘徊中における死亡事故、そういうことについて町民皆さまとともに考えながら、そして弱者になられるこういう方々を町民全員で温かく包んで、少しでも一生が終えられるように、そういうことで質問させていただきました。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） これで、6番、後藤六男議員の一般質問を終わります。

引き続きまして、8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 8番、穴井です。

通告はさせていただきましたが、なかなか質問がまとまりませんで、反問権もできたことですので、町長、もし何を言っているか分からないときは、遠慮なく言ってください。

それでは、通告書に基づきまして、町の景観を守っていくにはということで、この町を訪れる多くの観光客の方は、里山の景観がすばらしいとか、癒されるという感想をよく聞きます。私自身もそう思って、良いところだなと思っているところではありますが、近年、山間の奥地の耕作地ではもちろんのことですが、いろんな道路沿いから見える景色も、何か遊休農地であったり、耕作放棄地がどんどん増えているような気がします。少子高齢、担い手不足、鳥獣被害等も、農林業を取り巻く環境は非常に厳しいものもありますが、このままでは癒されるような景観がもうなくなっていくんじゃないかと、景観だけではないんですけど、そういうところ今後どういう対策を取っていくか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8 番議員の御質問にお答えをいたします。

30 年後の南小国町のありたい姿を可視化した南小国町共有ビジョンの項目の一つに、【き】築いてきた美しい里山の景観、伝統文化、生業を次世代に引き継いでいく里を掲げています。南小国らしさの一つがこの里山の風景であり、これをいかに持続させていくのが今後の課題と考えます。

まず、農業委員会においては、令和 2 年 1 1 月より、遊休農地の解消や農地集積の促進を目的として、所有農地の貸付け、売却希望申出書の運用を開始しています。しかし、定期的に広報誌やケーブルテレビ文字放送での周知を行っていますが、貸付けや売却にはなかなかつながっていません。そこで、農地のマッチングアプリの導入について、検討を開始しました。効果は期待できるものの、費用面や運用面で他自治体との協議なども今後必要と考えます。

次に、熊本県においては、阿蘇地域振興局を窓口として、J A 阿蘇小国郷中央支所と連携し、部会ごとの農地や施設に関するアンケートを実施することとしました。現状の生産体制のほか、5 年後、10 年後の見込みを調査することにより、同じ作物を作っている農家相互の情報共有ができることとなります。今後の新規就農支援などでの活用も期待できます。

議員御指摘の鳥獣被害対策も、農地の景観を守っていく重要施策の一つと考えます。特に最近では、イノシシやシカによる農作物への被害の御相談を町民の方からお受けしています。鳥獣被害防止のための施策として、従来より、南小国町有害鳥獣対策補助金を予算化し、侵入防止策や電気柵の購入代金の一部を助成してきました。近年御要望の多かった電気柵の延長に用いることを目的とする支柱及び線などの資

材のみの購入も昨年度から補助対象としています。

しかし、原油価格の高騰に伴い、このような資材価格も変動しています。また、鳥獣被害対策用の新たな資器材も出てきており、補助内容の見直しも今後検討することとしています。捕獲に従事いただいている隊員の方々も高齢化しているため、新たに従事いただく方を対象に、狩猟免許の取得に対しての助成制度を設けており、年間数名の方に活用いただいています。

先日は、有害鳥獣対策の専門家をお招きし、有害獣被害対策町民勉強会を開催しました。約30名の町民の方に御参加いただきました。このように町民の方が参加いただくことで、猟友会任せではなく、自分たちで鳥獣の住みかをなくすことや、餌付けにつながる農作物の適切な処分などが重要であることを考えていただくきっかけになったものと思います。

今後も、このような複数の対策を講じながら、南小国町が誇る美しい自然・農地を維持してまいります。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ただいまの答弁をお聞きしますと、やっぱり農林業の大切さと、こういうことが一番大事ではないかなと感じたところでございます。私がなぜ感じたのかというのは、現状ですが、私も毎年、農家の方の稲作の刈取りを請け負ってやっていますが、昨年まできれいに作付けされたところが、とても条件の良い、例えば2反以上ぐらいあるような条件の良い農地でも、行ってみると、遊休農地になっていた、作付けがしていなかった。そこそこの事情はあるのかなとは思っています。しかしながら、本当にそういうところがどんどんどんどん増えてきている。山間の奥地の日照時間、日が当たらない、もう耕作不能というところはもちろんあるにはあるんですけど、そういうところじゃなくて、条件の良いところが耕作放棄であったり、やっぱり遊休農地になっているのが、本当に集落のすぐ近くまで押し寄せてきているような状況だと感じています。

以前から、私は圃場整備をすることによって、貸し借りが有利になったり、耕作放棄地の減少になったり、機械の大型化が進む、そしてまた労働力の省力化にもつながるということで、以前から一般質問でもずっと訴えてきました。町の助成金をあげても区画整備をやるべきだと。先ほど、農林課長に聞きましたら、補助の助成というのは内容が変わって、100分の50という、いろんな補助だけではないんですけど、100分の50ということをお聞きしましたが、そうしてみると非常に以前の補助率よりも高くなっているのは確かだと思います。

しかしながら、農業者の担い手不足や高齢化、先ほど言われた鳥獣害被害など、また米の販売価格などから見ると、今から圃場整備をやろうという農家、圃場整備

をやりたいという農家の人たちがだんだんもう減少している。もうほとんどいなくなってきているんじゃないかなと、そんなふうに思います。

農業の衰退が、この地を訪れる観光客の癒しを与えてきた里山の原風景、景観がなくなっていく、そういうことにつながっていくのだらうと思います。だったら、農地の荒廃をどうやって最低限に食い止めていくにはどうしたらいいんだらうというときに、私は一つの方法として、やっぱり組織という考えがあるのだらうと思います。今年も農事組合法人はいわらが立ち上がりました。そして、ここにおられる下城議員がA S O小国ファームを行っております。こういう法人の立ち上げも大事だらうし、また以前からいわれています集落営農も非常に大事なことだらうと思います。

それから、農業を考える会からずっと、農業公社の立ち上げ、これも大事なことだらうと。農業公社につきましては、先日、経済建設常任委員会が研修に行かれまして、何かとても良いところを見てきたということを話をされておられましたので、そちらのほうに期待をしたいと思っていますところです。

次に、そういう組織の立ち上げで農地を守っていく考えと、もう一つは農地の利用を考えるということです。高齢者でもできるような農地の利用、例えば景観作物であったり、特産品につながるような植樹といいますか、作付けがあるんじゃないかなと思っておりますが、景観作物ではコスモスとかひまわりだったり、あると思います。

ちょっと例をいくつか挙げてみたいと思いますが、上天草市の姫戸町はもう、ここだけじゃないと思うんですけど、地域の環境を自分たちで守る、遊休農地にコスモスを植え付け、遊休農地の解消と地域の人たちの憩いの場となっている場所をつくる。天草に行くと、以前からコスモスとかひまわりとか、よく多く見かけるようなところなんです。そういうところが今回、農業新聞で姫戸町の例が挙がっておりました。

大分の佐伯市では、ここは農業委員会が中心となって遊休農地に、夏はひまわり、秋はコスモスを植栽し、マスコミ、市のホームページ、SNSを発信して、7月のピーク時には1週間で2,000人を超える人たちが訪れるようになったと。7年目の活動で、隣接地の農地からも活用の申出があり、住民参加型で面積が広がっている。この活動は遊休農地解消事業として、市の支援を受けて実施しているそうです。私もほんのわずかな面積ですけど、コスモスを使っていない畑に植えているんですが、残念ながら、そこがイノシシの隠れ家になっているような気配もあるので、どうかなとちょっと心配もしているところです。イノシシがその畑に入った侵入獣道が大分見られるようになったので、どうかなとちょっと心配しているところで

あります。

次に、特産品の例につながるような例なんですけど、これは熊本の甲佐町ですね。宮内地区というところですが、熊本地震の復興活動や遊休農地解消のために、ここは山椒の栽培を始めたそうです。4年目を迎え、20戸の農家で1.3haまで拡大している。生産組合は漢方薬としての利用に向け、町、それから医薬品メーカーのツムラと包括連携協定を結んで、3者は周辺の中山間地にも栽培を広げて収量アップや地域活性化につなげるということで頑張っていくそうです。

それから、熊本の美里町ですね。これはゆず・棚田振興会というところがあって、15年前からユズの栽培を始めたそうです。町の特産品にしようと農家有志が耕作地を広げて、現在38戸が6haで8万本を植え付けているそうです。今年は100tの出荷を見込んで、全量を大分県食品加工会社へ出荷し、一部は一般向けにも販売しているということで、耕作放棄地解消にもつながる利点を生かして、仲間を増やしているそうです。ユズに関しては、小国郷内でも数年前、JAが進めたんでしょうか、かなり植栽をしたということで、最近、きよらカアサあたりでも、ユズが時期になるとよく出ているのがありますが、何分にも中途半端で終わってしまっていて、そのくらいの結果になっているような状況です。

ユズといえば、高知県の馬路村です。いつだったか、研修に行かせてもらいましたが、下城議員と町長も行かれました。ここはおなじみのごっくん馬路村、水の飲料の、とても有名なんですけど、ここは面積の95%が森林で、あと水田が自家用にわずかに作っておられると。それから、45ヘクタールにユズを植栽して、年間に700tから800tを収穫し、ごっくん馬路村という飲料水、いつか小国のゆうステーションにも置いてあったんですけど、これは年間600万本のベストセラーになっているそうです。そういう商品をはじめ、ポン酢、ドレッシング、ほかのいろんな種類があるんですけど、中でも化粧品をそこで作って、年間30億円ほど売り上げていると。ユズはそうなんです、こういう有名なところもあります。その他遊休農地、耕作放棄地の解消のために、今年の新聞で津奈木町ですか、あそこが青パパイヤを特産品化しようとして、今植えているそうです。どうやって食べるのか、どういう料理がいいのか分かりませんが、どんどん増やしていこうということで津奈木町は青パパイヤを植えて。それから獣害に強いとかということで、これは三重県ですけど、トウガラシの産地を作ろうということで、世界の中でも辛い6種類ぐらいのトウガラシを町の特産品にしようということで頑張っている地区もあるそうです。

ほかにもいろんなところで遊休農地やら耕作放棄地解消のために、こういう特産品で解消しようということで頑張っている人たちもいます。私たちもなかなかどう

というのがいいか提案が、種類の提案ができないところではあるんですけど、何か若い人たちの考えを取り入れるために、今年は子育て支援のプロジェクトチームもできたということですが、こういう耕作放棄地、遊休農地解消というのは、非常に大事なことでもあるので、庁舎内の若い人たちがプロジェクトチームをつくっていただけるようなことはできないでしょうか。お願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

遊休農地の利活用に関して、景観作物だったりとか、特産品の栽培だったりとかというところで、いろいろと御教示いただいたところでございますけれども、そういった中、何かしらの付加価値を付けていくといいますか、もう使わないのであれば、何か利用の方向性を変えてみるといったところは大変重要なことかなというふうに感じながらお聞かせをいただいたところでございました。

そういった中で、役場の中にP Tみたいな感じでつくるといったところは、別に何も問題なくといいますか、ちょっと声をかけさせていただきながら、そこに賛同していただける職員の方、手挙げ式で基本的には営業広報チームも、子育てP Tもやっておりますので、そういった何かしらの景観を守りたいとか、農業を元気にしたいとか、そういった職員ももちろんいますので、そういった方々に参画していただいてのチームを作ることは可能であるというふうに認識をしております。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ありがとうございます。

やっぱり年を取ってくると、なかなか脳みそが固くなって、もう若い人たちのいろんな発想があったらいいんじゃないかなと、それは特産品だとかそういうことなんですけど、うちの町には農業を考える会もありますし、そういうところを中心として高齢者でも何か耕作できるような、条件の悪い場所でも作れるような、そういうのを何か考えていけたら、これは一つの方法なんですけど、そういうのを併用しながらやっていったらいいんじゃないかなと、そういう思いはあります。

そういう中で、私がいつも感心というか、思っているのは、畜産農家なんですけど、畜産農家は最近の飼料の高騰とかそういうことで、自給飼料、牧草、ある程度の小さい面積でも大型機械が入れば、そこで牧草を作っておられます。非常に遊休農地であったり、耕作放棄地の解消に大きな役割を果たされているのは、一つ畜産農家もあるんじゃないかと思っております。

そこで、景観作物であったり、畜産農家の飼料作物の種代なんかの助成をしたらどうだろうかと質問しようかと思ったんですけど、やっぱり農地は米もあるし、いろんな耕作、みんなそれぞれ農地の維持に、皆さん頑張っておられますので、そう

いう特定のところだけにするというのは、ちょっと行政としてまずいかなという考えはありましたので、その質問はやめますけど、どうしても無理なところに景観作物、ひまわりだったり、コスモスであったり、そういうところには助成とか支援ができるんじゃないかなと思いますが、どうですか。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

私もちょっと農業新聞を見ておりまして、あと昨日ですか、農業委員会があったんですけど、ある委員の方からも、今、穴井議員がおっしゃられた、そういった提案というのがタイムリーなんですけど、昨日、同様のお話をいただいたところです。本町としましては、昨日のお答えは検討というか、課内で考えますというようなお話をさせていただいたところなんですけれども、私が何となく考えますのは、今現在、多面的機能交付金、ああいったものがございますですね。その内容によっては、今の多面的機能交付金でそういった景観整備とか、そういったものには活用できるのかなと思っておりますので、現状のそういった交付金で、そういった花の苗ですとか種子ですか、そういった部分に使っていただくには確か問題はなかったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） そうでしたね。多面的機能もありました。そういうところの活用がいいのかもしれません。そういうことを活用して、耕作放棄地であったり、遊休農地の解消は、もう本当喫緊の課題だと考えるところです。

最後になりますが、昨日、私もちょっと一人だったので、お昼を近くの食堂に行きまして、食べていましたら、隣の席に座っている方が、よく知っている方なんですけど、こちらに移住して30年になるそうです。家族の関係で住民票は置いてないと。でも、こちらに30年いますということをお聞きして、この町はとても住みやすい町だと言われておられました。非常に良いところだということで、私は30年間いますと。いろんな話を聞いて考えたんですけど、やっぱり先ほどから、私は景観のことだけ申し上げましたが、やっぱりこの町の良さというのは、景観だけではないなと。町の行政、全部が絡み合って、良い町になるんだなとは思っております。この町を訪れる人たちが、やっぱりまた来てみたい、そしてまたこの町に住んでみたいというようなまちづくりを、私自身も頑張っていきたいといかんなということを、やっぱりつくづく感じたようなところです。

これで、私の質問を終わります。以上です。

○議長（井上則臣君） 以上で、8番、穴井則之議員の一般質問を終わります。

では、10分間の休憩をいたします。3時10分から再開します。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

一般質問を行います。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

人材育成のための施策の創生をということですが、少子高齢化がいわれ続けている中、様々な分野、業界で人材の確保が問題化されています。将来的には、現在の仕事の半数近くが人工知能やロボットにとって代わられるという話がありますが、後継者の確保というのがどの産業でも課題になっております。

町内でも、後継者がおらず廃業していく事業者や荒廃している山林や農地が目立っています。町では、日本で最も美しい村づくり事業の中で、人づくり事業の補助を行っておりますが、単発の事業で継続的な施策が行われておりません。若い町内の人材を確保していく上でも、意欲のある若い世代に積極的に応援していくような施策が必要だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答えをいたします。

町内はもとより、国内各所の企業、事業所などの人材不足は深刻な問題となっており、退職者の再雇用や外国人を労働者として雇用するなど、対応に苦慮されているところも多いのではないかと思います。

本町では、人材不足の解消の一助となるよう、仕事を短時間に分割するなど工夫し、町内外の限られた人材の空き時間などを活用して、業務委託で仕事を受けるといったしごとコンビニの仕組みを導入し、取組を進めているところです。人材不足の解消とともに、町内の限られた人材を育成していくことも大事であると考えます。

まず、事業所における人材の育成に関しては、基本的に雇用する企業や事業所などが手掛けることが一般的かと思います。単独の事業所だけで難しい場合は、団体や組合などで、共同で行っていただくのがスムーズではないかと考えます。そのように人材育成を実施する中で、どうしても自助・共助では実施が困難な場合は、町としても何らかの支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、農林業についてですが、本町の農林業を取り巻く環境も、他の産業と同様

に後継者不足・人材不足が深刻化しており、人材育成が大きな課題となっています。

そのような中、農業に関して、まず国の事業としては、新規就農者育成総合対策事業があります。就農時の年齢が49歳以下であることを条件に、本町では大きく次の2つの補助を実施しています。

1つ目の経営発展支援事業は、機械や施設、家畜の導入、機械のリースなどが対象で、初年度に1,000万円を上限に支援するものです。

2つ目の経営開始資金は、年間150万円を最長3年間支援するものです。しかし、これらの国の事業は、49歳以下という制限があるため、そこを補うものとして、熊本県では、中高年移住就農支援事業を新設しています。国の支援の対象外になる50歳から59歳までを支援するものです。

最後に、町単独の補助事業として、農業担い手育成事業補助金を活用いただいています。この補助金については、交付対象者や交付対象事業、交付対象経費など数回内容の見直しを行ってきました。今後も、農家の皆さんの御意見や御要望を参考にさせていただき、逐次内容の見直しを行ってまいります。

次に林業に関してですが、新規の林業従事者に対する補助制度は、本町にはありませんが、くまもと林業大学校での研修期間中に月額12万9,000円程度を受給する制度はあります。本町の補助事業である林業機械等導入事業補助金は、あくまで既に林業に従事している方への補助制度であり、これから新たに林業を始める方への補助制度とはなっていません。しかし、少なからずも新規で林業をやりたいという方もおり、そのような方にも補助対象を広げていくことは、今後検討していきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

今いろいろ国・県の主な事業も伺いました。町単独の事業もあるということですけれども、やはり一番大事なのは、この町に生まれた子供たちが一人でも、やはりこの地元に残って農林業または商工業を継ぐなり、またはこの町で起業できるような環境を整えてやるのが大事ではないかなと思います。

その中で、先ほども言いましたけれども、日本で最も美しい村づくり事業で、個人に対しては研修あたりで上限50万円、事業所に関しては200万円の補助金を出すという事業を行われておりますけれども、現在、この美しい村づくり事業の補助金を活用された方の人数、個人事業所、そのあたりの数が分かればお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

この日本で最も美しい村づくり事業補助金を活用して人材育成の事業を行った団体、個人は1件でございます。こちらは黒川温泉の有志の方々が団体として申込みをいただき、こちらのほうは黒川温泉で働く人たちに向けて人材育成という形で、主には人材育成と採用活動ということの二本立てで、人材育成は次世代のリーダー育成研修ということで黒川塾を計6回、里山研修として食の学校で全4回、部屋の中での礼儀作法とか、そういったところを講座ということで計3回を開催しております。また、黒川温泉おもてなしインターンシップとか、経営者向けの人材育成セミナーという形で開催しており、次世代リーダー育成研修黒川塾には12名、里山研修には計4回のうち、11名、8名、8名、11名という形で、それぞれの会に参加をいただいております。その他、礼儀作法の講座については、6名、10名、6名といったことで、3回に参加をいただいているようです。

それぞれ講師を招いたりとかして人材育成を図っているという状況で、これも以前、この団体のほうが国の官公庁の事業を活用して、人材育成を図ってきたその継続という形で、あと1年、事業をとということで、この事業を活用して実施を行っているような状況です。この1件が実績として上がっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 数件活用があれば、効果を伺おうと思ったんですが、団体が1件で、個人はまだ申請がないということで、この補助金を使うに当たり、その申請した場合が1人1回と、事業費の50%で上限が50万円、個人の場合ですね。ということで、例えば海外に短期でも研修に行けば、大体今3週間で50万円ほどはかかるみたいです。国内においても、例えば1回10万円ぐらいの研修に参加したとしても、もうその補助金は5万円補助をいただいて、それ以降は使えないということで、何回か繰り返し、そういうセミナーとか研修があると、それが年をまたいで行われたりする場合は、その1回の申請で、そのほかのもし研修に参加する場合は、すべて個人負担になるということで、ちょっとこの辺りの使い勝手が悪いのではないかと。せっかく上限50万円まで、活用できるのであれば、その人のために複数の研修を受ける場合は、上限50万円に達するまでは町のほうが補助をしてあげるとか、そういったちょっと幅広い使い方を考えていくのも必要ではないかと思いますが、その辺りの補助金の活用について何か改善を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） こちらの補助金に関しましては、私が多分就任して1期目の途中だったかな、作らせていただいた夢チャレンジ補助金と合わせて作らせていただ

いた補助金でございまして、その都度その都度ごとに要件の緩和とか、先ほど一般質問にもございましたが、そういったところの緩和をやっていきながら、回しながら、いかに使い勝手が良いものになるのかといったところを考えていかねばならないなというふうに思っておりますので、そういったところの要件の緩和に関しては、また今後、担当課と踏まえて協議していきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） せっかくの補助金でありますので、やはり幅広く、多くの人が利用できるような事業であってほしいと思いますので、その辺りは早急に検討いただいて、多くの人が活用できるような補助金であっていただきたいと思います。

農林業に関しましては、特に農業のほうは国も非常に力を入れておって、以前は青年就農給付金と呼ばれておったんですかね、今では農業次世代人材投資事業補助金という形で、現在、町内では今年度の予算を見ると2名の方が給付を受けているかと思いますが、こちらの次世代人材投資事業、今まで町内で何名の方が、この投資事業を受けられて農業経営をされているのか、数字が分かればお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

国の施策でございまして、年々事業の内容、それから名称等も少しずつ変わっておりますけれども、10年ほど前からこの事業が始まっておったかと思います。

そういった中で、本町におきましては延べ15名の方が、現在は新規就農者育成総合対策事業というのが国のメニューとなっておりますけれども、このメニューと、過去の同様の事業を15名の方が利用されております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） こちらも49歳以下ということで、今でいえば、もう農家も49歳以下は若手になるんですけれども、やはりもうちょっとこういった事業を活用して経営者が増えればと思うんですけれども、これはすべて町内出身の方ではなくて、町外から移り住んで、こちらの補助金を活用されている方もおられると思いますけれども、例えば途中で経営を断念されて、返還をされたというような事例はありますか。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 先ほど申し上げました15名の中で、1名、理由は離農ということで、やむなく農業をやめられたという方が過去に1名いらっしゃるということでございます。その方につきましては、一部の返還金が発生しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 残りの 14 名の方は、今現在、町内で経営を頑張っておられるということで、一応こちらは多分今も準備方等の 2 年と 5 年間、合計 7 年間の補助が続いているかと思えますけれども、その後、終わった後に 5 年間ですね、これはまた経営の状況等の報告の義務があるかと思えます。そういった報告の中で、町としてこの国からの補助が終わって、早い方はもう 5 年たつ方もおられるかと思えますけれども、各事業のそういう報告とか、その日記とっていいのかわかりませんが、経営についてどのような分析をされているのか、ちょっと状況が分かればお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

今年になりまして、私も 3 件ですかね、いろんな畜産の方もいらっしゃいますし、園芸の方もいらっしゃいます。施設園芸の方もいらっしゃいますけれども、中間の審査といいますか、状況の調査に圃場、それから、畜舎に出向かせていただきました。メンバーは、私も含めまして、あと振興局の担い手課の職員ですとか、あとは J A の職員の方、それから地域の農業委員の方にも同様の作物を作っておられる方とか、畜産なら畜産の方とか、そういったより詳しい方を指名といいますか、お願いしまして、現地へ出向きました。

この前は、畜産の若手の農家の方に現地を見せてもらって、飼料の管理状況とか、あとは現状、困ったことはないかということで、いろいろと各委員さんから聞き取り調査を行いまして、事前に出していただいております調査票、それから計画、目標となります 1 年ごとの収支の計画、そういったものと比較しまして、そういった計画どおりにいっている方はもちろんよろしいんですけども、中には計画どおりになかなかいかないという方もいらっしゃいました。そういった方につきましては、その後、農林課の職員をはじめ、振興局の職員の方にも少し手厚く圃場のほうに出向いていただいて、御指導いただいて、より良い方向に軌道修正できるように御支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） その後のフォローのほうも、今十分されているという話を聞いて安心したんですが、ちょっと我が家のように家族がいる後継者の場合はそうでもないと思うんですが、やはりこの南小国に移り住んできて、新たに農業を開始した方にとっては、やはりそういういろんなことを聞いたりとか、アドバイスをしてく

れる人が必要だと思います。その辺りが、例えば誰に聞いていいのか、どうしたらいいのかというのは、かなりやっぱり町外から移り住んできた方にとっては、一つ難しい部分なのかなと思いますので、そういった形で農業委員であるとか、地元の農家も非常に優秀な農家さん、数おられますので、聞くところによると、JAさんですか、師匠制度を導入されていて、例えば野菜とか園芸関係のそういう専門の農家さんが若い方にアドバイスをしたりとか、そういったところに勉強に行くとか、そういった形ができているというのも伺いましたので、その辺り積極的に農林課としても、そういった情報の提供であるとか、金銭面だけじゃなくて、そういった部分も今後もアドバイスを続けていっていただけたらと思います。

何を言わんかというのは、これは農林業に関わらず、建設業・建築業もそうなんですけれども、特に町の事業は町内の事業所育成のために、やはり地元の業者さんを使って工事を行われておりますけれども、建設業・建築業においても、5年後、10年後を見て、今の数の業者さんが果たして継続して仕事を行っていただけるのか。もし、その辺りが事業所が減っていけば、その分、町の事業も遅れていきますし、そういった部分でやはりこれは事業所任せではなくて、町がやはり地場産業の発展または後継者の育成を考えるのであれば、そういった部分でもやはり何かしらの町として関わっていく必要があるのではないかと。

ひとつ明日、みらい南小国子ども会議も行われますけれども、やはり地元で優秀な子供たちがいますので、例えばこの町で何か新たに事業をしたいとか、この町で将来帰ってきて仕事をしたいとか、そういった子供に対しては、町として何か育成のための手立てができないものか。国内ではスポーツに関しては、優秀な子供は国のほう、またはそのスポーツ協会のほうが強化選手として、合宿であるとか、練習環境であるとか、そういったものを整えてあげて、その子供がやはり実力が伸びるように、子のためにいろいろ投資をするようなシステムがあります。その個人的に行政がお金を投入するというのはどうかという話もあるかと思いますが、やはり将来的に地元で一人でも子供たちが残って、この町のために、または日本の未来のために、ここで力を発揮してくれれば、それ以上のものはないと思います。

例えば、子供たちが将来こういう仕事がしたいので、この町でこういうことをしたいのでという夢があれば、ぜひそれをかなえてあげられるような補助事業なり、何かそういうのが創設できないかなと思います。今、奨学金制度が町の分もありますが、今回議案にも上がっておりますけれども、やはりいろんな面が無償化もいわれておりますけれども、実際、いろんな部分で高騰してきて、2万円、3万円の奨学金ではとても賄えないような状況になっているかと思っています。

先日、テレビで言われておりましたけれども、大学4年間、これは学費等であり

ます。食費とか生活費を除いた金額であります。国立で241万円、公立で245万円、私立で450万円、これが医学部になると3,000万円かかるそうです。つまり医師不足もこういった部分のネックがあるのかなと。例えば、うちの町で医者さんになりたいというような子供がいれば、町で開業する夢があれば、そういった夢を町としてはかなえてあげれば、30年、40年、この町が医療システムがなくなる心配もないかと思います。その辺り、子供に対して何か新たな取組の考えがあればと思いますが、お伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

地元出身の子供さんということに基本的に限定してよろしいでしょうか。はい。現在、子育てプロジェクトチーム、課を横断して13名ぐらいの方々関わっていただきながら、今いろいろなアイデアを出し合っております。そういった、もちろんそれは全く予算を考えずに、こういったものがあつたらいいよねというようなアイデアベースのまだ議論ですので、まだまだ詰めなくてはいけないんですけれども、そういった中で先ほどおっしゃっていただいたような町内出身者の奨学金、そういったところの、それは確か仕事を絞って、この町に必要な、例えば保育士だったりとか、保健師だったりとか、社会福祉士だったりとか、そういったことでそういう資格を身につけたいとか、そういった人たちに対して何かしら奨学金の増額だったりとか、そういったことができないかなとか、そういった意見もあつたのも事実でもございます。

あとは、今現在、ちょっと一回整理しようということで、生まれる前から大体18歳から20歳ぐらいまで、町でどういった施策が今やっているのか。その年齢を見ながら、どこが隙間になっているのか、またどのタイミングでどういった施策が欲しいのかを見るためには、多分、今、町でやっている事業を全て洗い出して、それを年齢ごとに当てはめていくといったような作業もやっているところでございます。そういった中で、今いただいたような御意見、そういった御意見もあつたということも、またPTの中で共有をしながら、どういった補助金が、もしやるとするならば、創設できるのか。また、今の夢チャレンジ補助金では、逆にいけないのか。そういったところも踏まえて考えていきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） いずれにしても、やはり核となる人材がいろんな分野で必要になってくると思います。以前、私が仕事をしていたときに、いろんなセミナーとか勉強会にも参加したんですけれども、そのときに先生が言われたのが、人材には4つあると。一般的には、木へんの人材、ただその上にいてくれたら本当に宝になる、

財産になる人財があると。やはりこの財産になる人財を町でつくったら、これは将来強いと思います。ただ、その下にただ存在するだけの人財、ただそこの中にいると周りに悪影響を及ぼす罪になる人財、この4つの人財がある。そのやはり必要とされる人財、もしくは本当にいて周りから頼りにされるような、宝になるような人財になってほしいという話をされた、それが一番心に残っていますけれども、熊本に松田喜一さんという農業研究者の方がおられました。出身は今の宇城市なんですけれども、この方が現在の熊本農業の礎を築いたといっても過言ではないといわれておりますけれども、この方が提唱されたのが「三つくれ」という言葉があって、人つくれ、土つくれ、作つくれ、まずはやはり基本的なところは人づくりが大事であると。これは農業に限らず、いろんな分野でもいわれることだと思います。やはり人をつくって、そして土をつくって、そして作物をつくる、やはりこれは一足飛びではできないことだと思います。その中で、やはり地元の若い世代をぜひ町で磨き上げて、そして町の宝として、今後町のためにやっぱり頑張っていたきたい。地産育成、地元のをやっぱり育成して磨いて、やっぱり強いものにしていく。やはり人材還流も大事です。やはりよそからいろんな能力のある人を連れて来るとも大事ですけれども、やはりこの町に根付いて、50年、60年、地域のために頑張ってくれる若い世代を育成していく上でも、今やはりそういう人材育成のための事業をぜひ町のためにも創生を考えていただきたいと思いますので、これは時間がかかることですが、やはり30年後、40年後、50年後、100年後の町のために必要な事業だと思いますので、ぜひ前向きに早急に考えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まさに、教育長もいつもおっしゃっておられますけれども、まちづくりは人づくりからということで、私どもも考えているところです。特に教育の場面においても、いろいろと事業を行わせていただいております。農家民泊体験だったりとか、あとは今度ありますが、2月3日にありますけれども、プレゼンテーション大会だったりとか、町のインターンシップ事業、そういったところに関しては町独自でいろいろと練られてやっていただいているものですから、結構いろいろな面白い事業で、ある程度、ほかにはない特色のあるプログラムが出来上がっているんじゃないかなというふうに思っております。そうやって、教育の部分からしっかりと連携をしながら、また先ほど申し上げましたように、子育てPTでも議論をしながら、またもちろんそこは担当部局と連携しながらになってまいりますけれども、例えば今あるのは子供プレゼンテーション大会で出た案に何か予算を付ける。これは実は総務文

教常任委員会から提案をいただいた文書、要望書の中にも、提案書の中にも入っていた部分でありますけれども、やはりそうやって皆さんで知恵を出し合いながら、この地元の子供たち、宝である子供たちを私も育てていかなくてはいけない。それがまた私たちの使命でもあるというふうにも認識をしておりますので、皆さんでいろいろとまた意見を出し合いながら、アイデアをいただきながら、何かしらの事業を組み立てていきたいというふうに思いますので、引き続きの御指導・御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） ありがとうございます。

今言われたように、中学校の場合はそうやって農業に接する機会を設けていただいております、小学校も各学校に学校農園があつて、サツマイモですとか、野菜ですとか、やはりそういう栽培をしながら、今結構、農家出身の子供が少なくなってきた、なかなかそういう農に触れる機会というのが減ってきていますので、少しでもそういう機会を増やしていただいて、農業だけではなくて、その町のためにやはり 1 人でも 2 人でも子供たちが残って、町を盛り上げていってもらえるように、そしていろんな分野で本当に高齢化して継続が難しくなっている部分もあります。先ほど、穴井則之議員が言われたように、やはり町の景観を守っていくにも、やはり若い子供たちの力が必要ですし、害獣駆除の話にちょっとなりますけれども、うちの息子も狩猟の免許を取得させていただきました。ただ、免許取得から 1 年たちますけれども、なかなかやはりいろいろな規制があつて、申請があつて、まだ銃を持たせてもらっていませんけれども、やはり一朝一夕にできるというものではありませんので、やはり農林課長に聞きましたけれども、猟友会も平均年齢が約 65 歳ぐらいということで、じゃあ 10 年後に害獣駆除がどういうふうになっているのか、本当に今どんどん増えていく中で、そういった部分においても、やはり若い世代がそういったところに興味をもっていただいて、少しでも町の荒廃を防ぐと。町民のために、やっぱりそういう役立つような仕事が、役割がいろいろありますので、そういった部分も町も積極的に広報いただいて、本当に若い子供たちが 1 人でも 2 人でも町のためにというような核になる子供を育てていただけるようお願いをしまして、質問を終わります。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 井野和哉議員さん、ありがとうございます。

もうおっしゃっていること、私がお願いしたいというぐらい、すばらしく、感銘をいたしました。南小国町の未来の担い手を育成する、これが私たち南小国町の教

職員の目標です。そのために、子供たちにはしっかり学んでほしいし、またいろいろなことを体験してほしいという、そういう思いでいろいろな取組にチャレンジをしているところです。

今、来年度の予算を編成するということで要望を出したりしているんですけども、英語を学びたいとすれば、ちょっと外に出て英語を学ぶ機会をつくる。何か自分でやりたいところが、ちょっと自分たちの町を一回離れてみて学んで、また戻ってくる。そういう場面もやっぱりうちの町は必要かなというところで予算等の要望をしているところです。

また、今キャリア教育を中心にしながら、特に中学校は民泊だったり、町インターンをやっていますが、小学校とのつながり、このキャリア教育を小学校からつなぐために、今年から今取り組んでいるんですけども、5・6年生が仕事図鑑、この作成をして、町の事業所に行きながら、その事業所の仕事の内容だったり、または6年生はその事業所の創業がいつ頃から、そしてどんな思いでこの仕事を始めたのか。将来どういうふうにこの仕事を発展させていきたいのかとか、そういった町の方々との関わりを通して、町にこんなすばらしい人たちがいると。私たちもこのすばらしい人たちの中で、南小国で頑張りたいと。そういう子供たちをつくりたいというところで、今やっているところです。

子育てのチームで、今、町長さんのところを中心に、いろいろな企画をしていただいて、非常にうれしく思っているところで、プレゼンテーションでのさっきの子供たちの思いが何か実現していけば、さらに自信になって、さらなる大きな夢につながっていくんじゃないかなというふうに期待をしているところです。どうかこれからも応援のほうをよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君）　ありがとうございました。

これにて、5番、井野和哉議員の一般質問を終わります。

本日は、これにて延会といたします。

なお、明日は10時より再開いたします。

お疲れさまでございました。

—————○—————

延会　午後3時49分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 12 月 13 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第4回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月13日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第90号 南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第3 議案第91号 南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止について

日程第4 議案第92号 南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第93号 南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第94号 南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第95号 南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第96号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）

日程第9 議案第97号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

日程第10 議案第98号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）

日程第11 議案第99号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第12 議案第100号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第13 議案第101号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第14 議案第102号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）

日程第15 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

日程第16 議員派遣報告について

日程第17 議員派遣の件について

日程第18 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設

常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	北 里 能 蔵	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 5 年第 4 回南小国町議会定例会の第 2 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、北里桂一議員、3 番、佐藤毅議員を指名します。お二方、よろしく願いをいたします。

—————○—————

日程第 2 議案第 90 号 南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 90 号でございますが、その前に執行部より資料配付の申出が出ておりますので、許可をしたいと思います。

資料の配付をお願いいたします。

[資料配付]

○議長（井上則臣君） 配付漏れはございませんか。ないようであれば審議に入ります。

日程第 2、議案第 90 号、南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 90 号、南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第 90 号、南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。地方公営企業法適用に伴い、特別会計である簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業において、新たに簡易水道事業と下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処

理事業)を設置すると同時に、これまでの当該特別会計の設置条例及び基金条例を廃止し、公営企業会計に移行するために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページになります。南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例。

第1条に簡易水道事業及び下水道事業の設置として、現在、特別会計としている各種事業について、令和6年4月1日より公営企業会計に移行し、簡易水道事業と下水道事業として設置し、下水道事業に公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業が含まれることとして定めるものになります。

第2条は、公営企業会計を導入することにより、関係法令となる地方公営企業法及び同法施行令を適用しますが、その適用に際し全部適用と一部適用がありますが、本町としては一部適用となる財務適用を適用することと定めるものでございます。

第3条は、経営の基本を掲げ、各事業の規模を示し、次のページの第4条から第8条については、見出しに沿って定めているものでございます。

附則です。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、南小国町水道特別会計設置条例(昭和40年南小国町条例第17号)は、廃止する。

第3項、南小国町水道会計財政基金条例(昭和52年南小国町条例第8号)は、廃止する。

第4項、南小国町農業集落排水事業特別会計設置条例(平成7年南小国町条例第28号)は、廃止する。

第5項、南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計条例(平成13年南小国町条例第16号)は、廃止する。

第6項、南小国町公共下水道事業特別会計設置条例(平成14年南小国町条例第10号)は、廃止する。

第7項、南小国町下水道事業等基金条例(平成21年南小国町条例第7号)は、廃止する。

議案に対する説明については以上になりますが、議会運営委員会において本条例におきます目的及びメリット・デメリットについて詳細な説明ということですので、説明をさせていただきます。

平成27年1月27日付、総財公第18号、総務大臣通知によりまして「公営企業会計の適用の推進について」というものが発出されましたが、その後、お手元にあります配付資料、平成31年1月25日付、総財公第9号、同通知「公営企業会

計の適用の更なる推進について」が発出されました。その中に、配付資料の２ページ目の下線部になります。「平成３５年度（令和５年度）までの５年間で、更なる取組を推進していただく」と記され、また最下段になりますけれども、「地方自治法第２４５条の４第１項」の技術的助言もされたところでございます。それらを踏まえ、令和６年４月１日より公営企業会計の導入を行うとします。

現行の各特別会計の予算及び決算制度は、現金主義会計を採用し、一般的な単式簿記によるものでございます。一方、今後行う公営企業会計は、発生主義をもとに民間とは一部異なる地方公会計として地方公営企業法の財務適用のみを適用し、現行の予算・決算制度の補完として位置づけられているようなものになります。

目的としましては、１つ目に住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示としての説明責任の履行、２つ目に財政運営や政策形成を行う上での基礎資料とし、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用される財政の効率化・適正化等が掲げられると思います。端的に言えば、業務の遂行状況、それには経営成績、財政状態の的確な把握、業績の適正な評価、利益または損失の確定、適切な料金の算定が公営企業会計の役割と考えております。

メリットとしましては、先ほど申し上げたとおり、現行の現金主義会計を補完するという観点におきましては、ある意味ではデメリットはないのかなと思っておりますが、一方で、官公庁会計方式、単式簿記的な、執行側としてはそういう形でやっておりますので、その部分の不慣れな部分というのが一番課題としてはあるのかなと思っておりますが、今年度よりアドバイザー制度等を利用して、幾多の勉強会だったりとか、研修会だったりとか、そういうものに参加しておりますので、ある意味では問題ないと考えております。一方で、公営企業会計導入に伴う使用料金等の改定はありませんので、町民の方にとっては何ら今までと変わるものではないと思っております。

今回の条例の通過後、実務的な公営企業会計規則を定め、また各年度におきます出納整理期間がなくなることや、予算書・決算書の様式、記載内容が大きく変わってきます。そのため、勝手ではありますけれども、代表監査等を含めた議会への説明を行う場も必要ではないかと考えております。

配付しました３ページ以降につきましては、附則による廃止条例を参考として添付しております。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

７番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） お尋ねいたします。説明のありました条例の中での附則にございますが、基金等の廃止がございます。現状あります基金というのはどういう形になるのかと、それから公営企業会計に移行した場合、今後考えられるであろう赤字に対する処理というのはどういうふうにやっていくのかということをお尋ねしたいと思いますが、何もかも値上がりするという中で、いろんなものの値上がりに対してどういう形で対応していくのか。昨日、町長の説明ではいろんなものに対する値上げはすぐには考えていないということでしたが、現実はこの会計に移行した場合の処理の方法というのはどう考えているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、現在の時点でまだ確定ではないということで御承知いただきたいと思います。当然また執行内部におきます調整だったりとか、さらなる協議というものがありますけれども、現時点での考えとして御説明させていただきます。

まず、基金についてなんですけれども、令和6年4月1日以降については、一切基金というものは持ちません。公営企業会計の中におきます水道事業と下水道事業、またその内訳となる各種事業について、民間で言えば、出資金的な取扱いになるのか、引当金的な取扱いになるのか、そういった部分はあるんですけれども、1つの会計の中にその分を持つという形になります。今までは、別会計、歳計外という形の中で通帳を管理して、その中で基金を取り扱っておりました。ですので、基金という枠ではなくなるというだけであって、公営企業会計の中にはその部分はあるという認識で問題ないかと思っております。ただ、一方で、消費税の申告関係で新たに税が加わる可能性もあることから、その取扱いについては、今後の税務署との協議だったりとかも出てくるというところがございます。単に贈与という形になってくるものですから、その時点で消費税が発生する場合もあるということになります。

一方で、赤字による今後の対応という形の中で、過去の一般的な質問等の中でもあったかと思えます。公営企業会計の原則としては独立採算という形の原則の中で公費負担をどう考えるのかというお話というのは過去にもあったかと思っております。下水道におきましては、やはり相当なお金がかかって、相応の今後、現時点で40年度ぐらいまで続く何億円、何十億円というお金が発生します。そういった部分に全て使用料に転化させるということは非常に厳しいという形の中では、従来でいう一般会計からの繰入金、名目的には今後変わってきますけれども、そういった対応というのがやはりどうしても出てくるのかなと。水道事業においても同様です。やはり生活に直結している毎月払っていくお金という形になりますので、そこら辺

は今後の検討課題として、まずは当初予算におきましては従来におきます歳入歳出のプラマイゼロというところから始まることになるのかなと現段階では判断をしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の説明によりますと、制度上、変えたところがあるという考えで考えておいていいですね。分かりました。

それでは、独立採算が当然求められる公営企業会計になると思いますけれども、なるべく町民への負担が一気に出てこないという形で、やりにくいところもあると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。そういった形でもっていくということが原則なんですけれども、やはり現状の予算の中には負債の部分というのが全然出てきておりません。長期にわたる負債なんですけれども、それとか固定資産として持っている各施設の貨幣価値、そういった部分というのも全然官公庁会計方式では出てきませんので、そういったところも含みおきながら、できる限り、町長の判断にもよりますけれども、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 昨日の一般質問で質問した部分と重なると思うんですが、下水道の今後のやっぱり取組においては基金がこの公営企業会計の中には入ってくるという答えでございましたけれど、今現在、基金というのが大体どのくらいあるのか教えていただけますか。そして、今後のやっぱり下水道事業に対するそういったものを考えていけないといけないので、そういったところを教えていただければありがたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、特別会計のほうで御説明を申し上げようと思っていたんですけれども、公共下水道事業におきます今回補正も計上しております。その補正を差し引いた上で、公共下水道事業に関しましては3,910万3,000円が基金残高となっております。参考までに、水道の財政基金におきましては2,273万円、農業集落排水事業が1,239万円、特定地域生活排水処理事業が642万8,000円という形になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 分かりました。そういったことも含めて、今後の、昨日、一般質問でもさせていただいたんですが、やっぱり水道のいけ替え事業等も今から発生してくる。そして、現状では値上げは考えていないという回答でございましたけれども、あと5年後、10年後は分からないという解釈でいいですか。昨日は上げるつもりはないという回答だったと思うんですが、そちらのほうはいいですか。水道代とかいろんな形の管理費あたりが、やっぱり今かぶると思うんですが。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、明確に申し上げます。水道は、現時点で上げるとか、上げないとかということではなくて、上げることも含めて検討をしているということで御理解いただきたいと思っております。ただ、その過程におきましては、議会等も含めて、また当然執行内部におきます全体の事業費を含めたところでの最終的な料金というのもございますので、上げる、上げないとかという判断は全くやっていないということで御理解いただきたいと思います。今後の協議として料金は話をさせていただきたいという形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 基本的な話、公営企業会計ということ、つまり町の予算から独立するということですよね。公営企業会計というと、会計のその部分だけは。そこには誰か責任者がおらないかんごとならせんかな。それは誰なんだろう。町長がそのまま兼務するのかな。それと、その決算とか、予算とかいうことについては、どこの時点で誰が審議するのという基本的な話ですけど、その2点お願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 若干分かりづらい点もあるかと思うんですけども、当初の説明の中に公営企業会計を導入する際に全部適用と一部適用の財務規定という部分で御説明を申し上げました。全部適用といいますのが、今おっしゃったとおり、例えば、近隣で言えば、大津町の水道局という形で設置されているところがあるんですけども、そこは、今現在のうちの体制とは異なって、水道局長というものが立てられて、その中で全てを行うという形になっています。結果的には議会への報告等もないような形の中で、説明責任というのは当然ございます。そういったことで行うんですが、御説明したとおり、一部適用という形を本町としてはとりますので、執行体制、最終的な決裁という部分におきます判断、そこは従来どおり町長が引き継ぐという形になっていきますので、あくまでも財務規定、会計規則だった

りとか、そういった部分が変わるのみという形になった上で、予算の審議、決算の報告、承認、そういった部分についても皆さん方との議会という形になります。なので、様式だったりとか記載項目というのは全くがらっと変わってしまうんですが、承認、可決、そういった部分も含めて、今までと何ら変わるものではないと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑がないようであれば、討論に移りたいと思います。討論ございませんか。討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第90号、南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第91号 南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止について

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第91号、南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第91号、南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第91号、南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止について。

南小国町自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。施設の老朽化により、令和5年4月から施設利用を中止している南小

国町自然休養村管理センターの設置条例を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例。

南小国町自然休養村管理センター設置条例（昭和55年南小国町条例第28号）は、廃止する。

附則、第1項、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

行政財産使用料条例の一部改正、第2項、行政財産使用料条例（昭和47年南小国町条例第14号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。土地、自然休養村管理センターの敷地内1平方メートル当たり50円というのがありますけれども、それを削除いたしました。それと、建物に自然休養村管理センター1平方メートル当たり1,000円とありましたが、それを削除するものでございます。

また、第3項に南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成15年南小国町条例第11号）の一部を次のように改正するというので、第3条中、第6号に自然休養村管理センターというのがございましたので、それを削りまして、「第7号」を「第6号」とし、第8号から第22号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

自然休養村管理センターの老朽化等に伴い、令和5年3月で施設の利用を中止していることから、今回、設置条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 設置条例も廃止しまして、品物自体も解体するというのでございますが、その後の土地利用についてはどういうふうにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

その後の利用に関してでございますが、今のところ現時点での考えとしましては、解体後は駐車場として利用するということで考えております。といいますのも、今後、JA跡地の開発といったところの議論にも移ってくるんですけども、やはりそういった議論で着工してしまうとどうしても駐車場が足りなくなってしまう、職員の駐め場所がなくなってしまうということもございますので、こちらの管理セ

ンターの跡地に駐めるような形で今のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それにつきましては、駐車場の利用ということは致し方ないかと考えますが、面積的に農協跡地がなくなったとした場合に、あのくらいの駐車場で大体足りるものなんでしょうか。そのあたりは、試算はありませんか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） こちらに関しては、まだ試算は出してなくて、どれぐらいの台数が駐められるのかといったところはまだ把握はできていないというところでございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） まだ今の時点ではできていないということでございますが、南小国の特徴といいますか、当然鉄道等の公共的なものはございませんので、どうしても車ということになるかと思いますが、そのあたりは農協跡地の後の開発にも関係あると思いますので、早めに駐車場としての必要台数あたりを出して検討の土台においていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） すみません、昨日よりも声はよくなったと思いますけれど。解体からJ A跡地の開発に至るタイムスケジュール的なもの、今、イメージができていいるならば、そこを教えていただきたいんですけど。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 現時点での私としての考えとしましては、来年度いっぱいぐらいはいろいろと情報収集といいますか、あと同時に何を建てるのか、どういう開発をしていくのかといった合意形成といったところのプロセスが大切ななと思っておりますので、そういった意味での、当初申しておりましたとおり、民間との連携でしたりとか、他自治体における公共施設の先進事例みたいなものでしたりとか、あとはそういった一方で、地元の方々の合意形成の時間というものを来年度とっていくのがいいのかなと思っております。以前、私もアンケートという話もさせていただいておりましたが、どうしてもアンケートでどういう項目を載せるのかといったところがなかなか大変申し訳なかったんですけど、不明瞭な部分がございますので、ある程度そういったワークショップ的なものを開きながら意見を集めていければなと思っております。その時間を来年度とれるといいかなと思っておりますし、早ければ再来年度着工とか、そういったところになるならばと思っておりますけれ

ど、もちろんそこは資材高騰の部分の話もございます。大阪万博の会場があれだけやっぱり高騰したといったところは想定以上の部分だったかと思いますので、そういったところも慎重に判断をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 開発はそれでいいですけど、解体はそれも含めて来年度いっぱい解体をするということによろしいですか。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 解体については、今、補助金がございます。訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金というのが交付決定をいただいておりますので、来年度中に竣工しなくてはなりませんので、来年度12月までぐらいに完了する予定でやっていくものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今、訪日外国人の補助金で解体ができるということですか。そういう国の制度を使ってできるということですか。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） そうですね、この国の補助金を使って解体ができるということで交付決定をいただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 恐らく解体するだけで1億円ぐらいかかりはしないかなと思うんですが、その交付金って幾らぐらいくる。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 概算で補助金交付申請をしておりますけれども、工事費の金額が大体8,400万円弱、そして補助金が4,200万円弱ぐらいは、今のところ申請をしているところでございます。価格高騰で今かなり上がっているかと思いますが、それによっては金額がもうちょっと事業費的にはかかる可能性はあるかと思えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 補足で説明をさせていただきます。

要は、解体に関してなんですけれども、例えば観光地の廃ホテルだったりとか、ホテルが老朽化して誰も使っていないとか、そういったところで景観を損なったりとかするところを整備していくことによって、そういった、いわゆる景観整備をす

るといったような事業がございまして、そちらに手を挙げさせていただいたということで御理解をいただければと思います。例えば、阿蘇山の山腹とかにも幾つかの空いた老朽化した建物とかがあったかと思っています。そういったところを撤去していた、それと同じような理由ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ただいまこういう公共事業の関係、特にここの庁舎の建設のときもそうだったと思うんですけども、資材高騰ということの名目で当初の建設予算というのが非常に暴騰したりしていると。今日がまたそのときよりも非常に建設費関係が暴騰しております。大体予算の見積り、そういうことをちゃんと立てた中で契約を結んでいくのではないかと思うわけで、現在の非常に高騰していく物価高騰の問題は、特に公共建築、また公共事業関係において非常に上がるということについては、住民ですね、町民の人も含めながら非常に理解ができにくい面が多いかと思うんです。だから、そういう面については、国の事業においても、こういう市町村の事業においても、しっかり説明責任を果たしてもらおうというのは、常に国民を含めて、町民もそういう気持ちが高まっていると思います。だから、そういう面におきまして、今回の管理センターの解体工事において、そういうことがないように、くれぐれもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） この工事についても、実際今から設計を行います。価格高騰分については、やっぱり設計をしたものの、ある程度の上昇があれば補正をする必要があると思われますので、詳細については建設課長のほうが詳しいので、建設課長から御説明をいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、関連する公共事業ということで建設課サイドにおきまして、御承知のとおり、資材価格の高騰、建設業者等におきまして、1ヶ月、2ヶ月先の価格変動が見えてこないという状況にも至っています。令和5年度におきまして既に発注しています道路改良工事がありますが、これはあくまでも業者からの請求があつて合法的に認められた範囲の中で価格変動を行うというのが建前という形になります。非常に最近のテレビ等におきますと、ある建設現場におきます価格高騰で当初の予算想定額よりも相当な額が上がったというところで、いろんな話題になっておりますけれども、やはりその価格高騰におきましては、それがいいことには事業も始まらない。かつ、適正に認められた、合法的に認められ

た制度という形になりますので、そこは、先ほど総務課長が言われましたとおり、的確な判断のもと、適正な判断のもとで、その必要があれば補正等を組む必要もあるのかなと思っております。しかしながら、やはり事業費が安くすむということは当たり前の話でありますので、そういうところは明確にしていきながら対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

今、建設課長から回答をいただいて、この物価高騰の件につきましては国の施策ということもあろうかと思うわけなんですけれども、何せ国民というか、町民、私たちはなかなか国の方針についてどうこう言えるというのは難しいわけですね。そこで、できるとすれば市町村長、特に高橋町長にお願いしたいんですけれども、市町村長会とかを通じながら国に物価対策を、こういう高騰していかないような方策ですね、経済政策をやっぱり何らかの形で安定していくような形のものを要請というんですか、請願というのか、その辺をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） そちらに関しては、1つの町だけではどうしようもございませんので、そういったところは、全国の市長会だったりとか、全国の町村会、そういったところでも多分もちろん十分把握しているようなことでもございますので、そういったところからの声でも上げていただくような形で、私も、阿蘇のほうは高森の草村町長が阿蘇郡市の町村会長でもございますので、また熊本県の町村会のほうでもお伝えをしていきたいと思えます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の6番議員の質問につながるようなことかと思えますけれども、物価の上昇というのは当然あると思えますし、貨幣価値も変わってくるものと考えられますので、その都度都度の見積り等の算定根拠をはっきりして、不安な点があったら、その都度質問に即時に答えられるような単価の設定等をしっかり把握しておくということが必要かと思えますので、その部分をよろしく願いしたら皆様の不安に応えられるのではないかと思いますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 若干蛇足といいますか、当然のことだと思いますが、実は、私、管理センターで結婚式を挙げたものですから、35年ぐらい前になるかな、な

くなるというのは何か寂しいものがあると言えはるなと思ひながら。ただ、あそこで何かをしたというのは、ちょうど今、中学生の皆さん方が来られましたけれども、何かそれぞれの中に何がしかの思い出というのがあるんじゃないかなと思うんですが、当然のことながら、あそこにある建物そのものは当然壊してしまうわけですが、備品とか何かの有効利用というのを本当にぜひとも考えていただきたい。記念碑まで建てろとは言いませんので、そのあたり学校で使えるものなら学校で使うでもいいし、もしどうしようかなというものは町民にただみたいに払下げをしてもいいしということで、当初に言いました、当然考えるべきところだろうと思いますので、また考えているとも思いますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上則臣君） 答弁、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行ふ起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第91号、南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よつて、本案は原案どおり可決されました。

では、みらい子ども会議にこの後移りますので、休憩といたします。11時から子ども会議を始めますので、55分にこちらに集合していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

—————○—————

休憩 午前10時45分

再開 午後 1時20分

—————○—————

○議長（井上則臣君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第4 議案第92号 南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（井上則臣君） 日程第４、議案第９２号、南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第９２号、南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第９２号、南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和５年１２月１２日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。部分木の杉、ひのき、５０年生以下の間伐による収益分収について、特例措置を行うことで部分林契約者の部分林への経営意欲の向上を図り、森林環境整備につなげることを目的とした所要の改正を行うため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例。

南小国町町有林野部分林設定条例（昭和３０年南小国町条例第２号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後となっております。

第５項のところの下線部「平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日」というものを、「令和６年１月１日から令和１１年３月３１日」の間に限り、杉、ひのきの５０年生以下の間伐の収益分収については、第６条の規定にかかわらず、町は分収せず、組合に１０分の１０を交付する、でございます。

１ページ、お戻りください。附則でございます。この条例は、令和６年１月１日から適用する。

これは、収益分収の特例措置として昭和６３年より行われ、本来であれば８割を造林組合、２割を町で分収となりますが、５０年未満の杉、ひのきの間伐については、全額、造林組合に交付するものです。組合員の森林経営意欲の向上、また間伐による森林環境整備の一環となることを目的とするものでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） この措置は、本当に部分林を経営されている方にとってはありがたい措置だと思っております。しかしながら、昨今の林業従事者は非常に少なくなっております。部分林においては、50 年以下が95 件ですか、186 ヘクタールとお聞きしておりますが、過去2、3 年でもよろしいんですけど、どのくらいの割合で間伐が進んでいるか、そののころをお願いします。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 今、詳しい資料はございませんけれども、なかなか間伐というのがございませんでした。50 年以上の間伐が数件出るぐらいで、あとはほとんどが高齢化とか後継者がいないということで全伐をして町のほうに返すとか、そういうのが非常に多くなっております。今度の予算にも上がっておりますけれども、部分林の交付金がありますけれども、その中でも2 造林組合ですか、全伐して町のほうに返すというところも出ております。詳しい状況については、また後で御報告はさせていただきます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） なかなか私も一人親方に入っております。しかしながら、我が家の山で精いっぱいとか、そういう状況にもありますし、森林組合に聞いてみますと、間伐を申し込んでも4 年待ち、5 年待ちという状況が出ているそうです。伐採の場合は、最近本当に伐採が見受けられるようになりましたが、大型機械で切っていくので、伐採は非常に受けてもらえるけれど、ああいう大型機械が間伐となると非常に難しいので、個人的に手作業で間伐してくれる方が非常に今少なくなっている状況で、何とか間伐も必要ですので、やっぱりそういう育てるところも大事かなとは思っているんですけど、今度は伐採した後の造林ですね、これがしてないようなところも見受けられるし、造林していけば、また幼木が育って、地球温暖化のためにそういうCO2 の吸収などにすごく幼木が役に立つということでいいんですけど、伐採したらそのまま放置される方が今多くなっているんじゃないかなと。そういうところも、今後、町として何か考えていかないといけないんじゃないかなとは思っているんですけど、非常に山の状況というのは厳しいというのは重々分かっているんですけど、何か今後方策、いろんなことをやっぱり町としても考えるべきではないかなと思っております。状況は、また年間の間伐の面積とか、分かりましたら、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） ほかに質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 9 2 号、南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 5 議案第 9 3 号 南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 5、議案第 9 3 号、南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 9 3 号、南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 9 3 号、南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。こ

れがこの議案を提出する理由である。

2 ページ、おめくりください。新旧対照表になります。第 10 条に新しく第 5 項を加えるものであり、この改正でマイナンバーカードの電子証明書を登載したスマートフォンを使ってコンビニで印鑑証明を受け取れるようになります。現状は、コンビニにある機械にマイナンバーカードをかざすことで証明書が発行できているんですが、改正後はマイナンバーカード及びスマートフォンの画面をかざすことによって証明書を受け取れるようになります。ただし、全てのコンビニで利用できるわけではなく、現時点で来月、証明書が発行できるとされているところがファミリーマート、ローソンになります。また、スマートフォンにつきましては、現時点ではアンドロイドのみとなっております。この情報につきましては、新しい情報がまいましたら、そのたびに広報周知をさせていただくつもりであります。

それでは、1 ページ前にお戻りください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 93 号、南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 94 号 南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 6、議案第 94 号、南小国町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第94号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 議案第94号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることから、南小国町国民健康保険税条例の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。改め文でございます。今回の改正の概要でございますが、子育て世代の負担軽減、育成支援のため、妊婦さんの産前産後の国民健康保険税を免除するという内容になっております。具体的には被保険者の保険税のうち、所得割と均等割について、産前の1月、それから出産月、産後の2月、計4月分、これは双子以上になりますと、産前の3月、それから出産月、産後の2月、計6月分を免除するというものでございます。

この改め文、3ページ、おめくりください。新旧対照表でございます。中央から右が改正前、左が改正後です。

第23条第3項に前述しました免除の内容についての条文を追加しております。

次のページをお願いします。第24条の4には届出の方法についての条文を追加しました。

改め文の3ページ目にお戻りください。附則です。施行期日、第1項、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 9 4 号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 9 5 号 南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 7、議案第 9 5 号、南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 9 5 号、南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、教育委員会事務局長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 議案第 9 5 号、南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。南小国町が実施する奨学資金の充実化を図るために奨学資金の額及び返還期間等を変更する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1 枚、お開けください。南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例。

南小国町奨学資金貸与条例（昭和 3 9 年南小国町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

1枚、お開けください。新旧対照表になります。こちらで説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後となっております。

第4条第2号の部分になります。名称のまず変更となります。「日本育英会」が「日本学生支援機構」です。その後の部分になります。「又は個人の奨学金の貸付け（給付型の奨学金を除く）」といった文言に改正をさせていただきます。

次に、第5条になります。第1号です。「15,000円」を「25,000円」へ、第2号部分で「25,000円」を「40,000円」へ。

続きまして、第16条です。貸付けの貸与期間の設定の部分になります。改正前が「2倍」、それを改正後に「3倍」とさせていただきますものです。

1枚、お戻りください。附則になります。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑に移りたいと思います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 昨日、一般質問をさせていただいて、人材育成の観点から述べさせていただきたいと思いますが、今回、貸与の金額を上げるということでありますけれども、話の過程で給付型の奨学金をという話はなかったのか。また、金額は上げたとしても、いずれはこれを全額返済する形になるわけですが、我が家も下の子が大学に行ったときに本人は納得の上で月々6万2,000円の奨学金を4年間借りて、今返済をしておりますけれども、これを15年にわたって返済する形になっています。その間に就職をして、保険税や車の購入のローンや、あとは家賃や食費、いろんな部分で経費がかさむ中で本人と話をする中で、なかなか貯金もできんし、結婚どころの話じゃなかばいという、これは多分うちに限らず今の若い世代はみんなそういう気持ちではないかなと思います。少子化が叫ばれている中で、若い世代が積極的に結婚をしたり、子供をもうけたりという気持ちになるためにもやはり給付型の奨学金というのも必要ではないかなと。ここ数年、この町の奨学金の申請はないと、私は監査をしていた中でここ数年はそういう申請がないと承知しておりますけれども、その金額を上げたからといって、町の奨学金を借りようという子供が出てくるのか。また、やはり今後のことを考えれば、額は1人2万円程度でも、例えば給付型にして、町の将来のために、またはこの国を背負って立つ若い子供たちのために投資をするというのも一つの考えではないかと思っておりますけれども、その変更の過程の中でそういった話が出なかったのか、お伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

直近の選考委員会をこれまで2回開催させていただきました。その中で、少しお話をさせていただいたところです。すみません、私が体調を崩しまして、2回目には出席ができておりませんので、議事録上での確認を行ったところです。1回目のときから同様の給付型の話はもちろん出ておりました。その委員会の中でも検討していただいたり、事務局内でも検討を行いました。ただ、制度設計の部分でやはりどうしても引っかかってしまうというか、困難を極めているところでございました。仮に募集する給付型で戻ってきていただくということを前提にさせていただいたときに、その職種、職業、例えば役場であるとか、役場職員、保健師、保育士等々もあるかと思います。そういった制度設計の部分で苦慮しているところが正直なところでございました。どうしても給付を行っていった部分でやはり帰ってきてもらいたいというのはもちろん皆さんの思いというか、町としてもそちらのほうがいいのかなというところもあるかと思うんですが。ただ、以前の回答で教育長もおっしゃった部分はあるかと思いますが、制限をかけてしまう部分ももちろんあるかもしれないといった部分も困難な一つになります。また、仮に大学を卒業して帰ってきたときに職員の必要性がなかった場合というのも話の中で出ました。そのときに募集していない。でも、私は就職したい。でも、違うところに行って返還をしなければならぬといった部分とかの対応をどうするかといった部分も話に上がったところで給付型を一旦保留にさせていただいたところでございます。行わないわけではないのですが、制度設計を少し苦慮しているところでございます。その中で、また町長も以前におっしゃっていましたが区切りの給付等を踏まえた上で制服とかの支給の話とかが出てきたところでございます。その中で、また後ほど予算のほうで上程させていただきますが、制服の話が委員会とかでも出た中でその計画を話し合ったところです。

長くなりましたが、以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 必ずしも町内に帰ってきてもらう必要はないんじゃないかなと。

今、町のほうで南小国町をPRするために役場内の職員でそういうチームが立ち上がっておりますけれども、例えば進学先であるとか就職先でこの町のことをPRしてもらう、南小国をSNSであるとか友人あたりにPRをしてもらう、これだけでも広告費と考えれば安いんじゃないかなと。ちょっと考えを変えれば給付型もあり得るのではないかなと。現在、本年度人材還流促進事業で2,400万円の予算を計上しておりますけれども、そのうちの5%、120万円を、例えば1人2万円ずつ5人に支給したとしても年間120万円です。不可能な額じゃないんじゃないか

などと思います。だから、必ずしも給付したから町内に帰ってきてくれじゃなくて、それぞれの場所でこの町のために貢献してくれば、それは十分給付しても回収できる、人材に投資をし得るバックがあるんじゃないかと考えますので、できればいま一度そのあたりを練り直していただきたいと思います。この状況で金額の増額は確かに借りる上ではうれしいんですが、その分、これから先、やはりそれを返していかなくはいけないという、このプレッシャーはかなりのものではないかなと思います。先ほども言ったように、この奨学金だけじゃなくて、年金であるとか、保険税であるとか、本当に生活に必要な最低限の部分でもかなりの金額の支払いが出てきますので、そのあたりを町が少しでも負担をしてあげて、その分、子供たちが本当に自分の夢の実現のために進んでいけるような、ほかの自治体にはないような奨学金をつくり上げていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 5番議員さんの御質問、大変ありがとうございます。給付型のことについてはかなり前から話が出ていまして、このことについてはかなり検討してきたところです。その給付をする生徒には、例えば10人申出があったと、そのときにその10人丸々にこの給付型をやっているものかという部分では非常にその辺は曖昧なところがあって、町に、じゃあ、貢献するというか、後々、例えば農業で頑張って、こういうことをやりたい、保育士として町で働きたい、そういう夢を持っている人たちに給付型をどうだろうかという案も出たところです。しかし、中学生の進路選択の曖昧さといいますか、結局、高校で進路先が変わるというか、夢が変わったときに、じゃあ、それをまたお金を返さなくてはいけなくなったり、その部分で夢が変わって、お金を返すとかいうところの何か困難さだったり、申し訳なさというか、こっちのほうのその辺があったりとかして、本当にそういう選定の基準でいいんだろうかという話が出て、先ほど局長が言いましたけれども、実際、高校卒業、大学卒業したときに町の採用状況が大きく変わっていたと、そのときに採用ができなかった場合とか、いろいろなところを考えると、その給付条件のところでも迷ってしまうというか、それで先に進めない状況で給付型のところを、ここで給付型をしないというところじゃなくて、もうちょっとそこを検討しながら奨学金の選考委員さん方の御意見もしっかり聞きながら進めていかないと、給付型を今実施するのは厳しいんじゃないかというところで、この金額を上げるというところで話がいったところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 分かりました。

では、貸付けの場合、いろいろ条件もあるでしょうけれども、例えば町に帰ってきて、家業を継いだりとか、役場に勤務したりとか、そういった場合の返済の軽減措置とか、例えば町に帰ってきて、この町に住み続けるのであれば、半額を免除とか、そういった部分は考えてもいいのではないかな。町に住んでくれるのであれば、やはり納税者になりますので、その分またそれ以上に町に貢献してくれると思います。だから、給付が無理であれば、その子供たちの負担を減らすような軽減措置であるとか、そういったほかの方法もあるのではないかと思いますけれども、そういう話題にはなりませんでしたか。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） ありがとうございます。そういう話題にもなりました。結局、町に戻ってきて、そして職に就いてというか、そういう場合には結局給付型でしていますから、払戻しとか、そういうことは当然必要ないというところで考えて、じゃあ、町に帰ってきて、2年間、町で仕事をした場合はどうだろうか。それは完全に給付型でやっているから支払いを戻す必要はないのかなというところで、年数のところが、ずっとそこに住み続けるというところで考えていたものですから、環境が変わって町に住めなくなったとか、そういう場合はどうするんだろうかというところで、その半額を免除するとか、全額免除とか、そういった話題にもなって、話はしたところなんですけど、それ以上の解決策は出ていないという状況です。すみません。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） すみません、教育長の今の答弁にまた付け加えるという形にはなりますが、子育てのプロジェクトチームのほうでも検討を始めるそうです。少し私が聞き及んだところになってしまいますが、教育長が言われたように、貸付け型を行っていた上で帰ってきて就職した場合に、そういったときに免除型でできないかというのを今検討しているそうです。その場合でまた悩んでいるのが、この町の貸付け分はもちろんですけれど、支援機構とか、他団体からの資金関係とかもどうにかできないかといった話が始まったばかりなところで、詳しい情報が、すみません、確実性はあれですが、そういったところを今プロジェクトチームのほうでは検討を始めたといったところもございますので、情報提供というか、お知らせになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかにございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今、近年の実績に関して監査委員でもある井野議員が言われま

したけれど、町のほうから正式に近年どれだけ貸付けが行われているのか、返済はいいです。貸付けが実際どれだけ行われているのか教えてください。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

貸付けは現在行われておりませんので、貸し付けた分の今返還が行われている分の実績ということでよろしいでしょうか。

すみません、そちらの資料は準備できておりませんでした。申し訳ありません。

返還の実績はよろしいですか。分かりました。失礼しました。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） では、もう一つ、この金額が、1万5,000円が2万5,000円、2万5,000円が4万円、これに至った理由、どうしてこの金額になったのか。それと、改定で返済期限が2倍から3倍になった、ここに関してどうして3倍になったのか、どういう理由で3倍にしたのか、お尋ねをさせてください。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 貸付金の金額の算定根拠になりますが、こちらは、先ほど改正もありましたが、学生支援機構の貸付額を参考にさせてもらっております。大学、高校ともに学生支援機構を超さない、下回る形での金額設定とさせてもらっております。選考基準が、申し訳ありません、言い方はあれですが、町のほうが少し緩いというか、学生支援機構とかで受けられなかった町民というか、学生たちを救うためのそもそもの貸付資金ということで考えておりますので、上回る場所の設定は考えていないところでございます。

返還の年数を延ばした件につきましては、現在の貸付額が増額になることで返還の金額を一定基準まで落とす必要があるため、貸付け4年間であった分を2倍の8年から3倍の12年といった形の設定のために増やしたところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） そうですね、学生支援機構を上回らないとは言いますけれども、そこが借りられなかった場合、仮に学生支援機構で私立大学に行くと、自宅外から行けば最高6万4,000円を借りられるんですよね。これが借りられなかったからということで4万円では、やっぱり2万4,000円の差が出てくるということであれば、またどこからか必要性が出てくるというか、そういう形になるので、少なからず学生支援機構と同等の条件というのも、町が本当に、僕はこの奨学金制度は何回も一般質問をさせてもらうけれど、子育て支援の最終仕上げのところだろうと思うんですよね。そして、今日も中学生が来ていましたけれども、やっぱりこの

町で育ってもらって、この町に恩返ししたい、また帰ってきて、いろいろとここで活躍したいという強い思いを持っている子たちを向学のために外に出すというか、投資するという意味合いも含めて同等の金額であっていいし、返済期限も学生支援機構であれば15年間、180回ですので、同じように15年というような、大学の部分に関して言えば、そういうふうにしてあげるのも当然かなと。そうすると、12年よりも長くなりますので、月々の負担も減るとは思いますけれど、なぜそこに至らなかったのかなというのは非常に残念で仕方ありませんけれど、町のほうでこういうふうに決めたということであれば分かりましたというところでございます。以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 今現在のところはこのような形で上程をさせていただいております。これが奨学金の選考委員会、そういったところでいろいろと議論をさせていただいて、今、教育長、そして事務局長が申し上げたような形で今回上程をさせていただいております。また、先ほど事務局長からもお話がございましたとおり、奨学金に関しても子育てPTの中でいろいろな意見、昨日も一般質問で申し上げましたが、町内出身者でこちらのほうに帰ってこられる方、それで、ある程度こちらの町のほうでほしい職種の資格を取ろうとするような方々だったりとか、また町外出身者でそういった資格を持っていらっしゃる方だったりとかというのはどうだろうかみたいな、本当にまだたたきのたたきの段階ではございますけれども、そういった議論をさせていただいております。もちろん昨日少しお話をさせていただきました生まれる前から、例えば二十歳ぐらいの方々にどういった施策が、今、町、課を横断して、局を横断して、どういったものがあるのかといったところを一覧表にして出しながら、じゃあ、どこに切れ目があるのかとか、そういったところのチェックをしているところでございまして、正確なというか、しっかりしたものはまだ生まれてはいないんですけれども、そういったところを教育委員会、もちろん関係部局、福祉課とか町民課が関係部局になりますので、そういったアイデアがある程度一旦出てきましたら、また違う角度での案としていろいろと協議をしながら、先ほど議員さんがおっしゃられていますとおり、どういう形が一番いいのか、それが子供たちの夢の実現につながるのか、そういったところを私たちも考えながら、何かしら新たな案が出れば、また皆様方にも御相談をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入りたいと思います。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 金額が上がること、期間が延びることは非常に悪いとは言いませんけれど、私、ずっと言い続けている部分からいくと、非常にこの改正では不十分だと思います。町の本気度がもっと伝わるような改正案が出てきてもいいかと思っていますので、今回の条例に関しては、私は反対をさせていただきます。もっと議論して、より良いものにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 賛成の方はございませんか。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 9 5 号、南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 9 6 号でございますけれど、入る前に資料の配付がございますので、資料の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（井上則臣君） では、10 分間、休憩をとりたいと思います。2 時 20 分から再開します。よろしくお願いします。

—————○—————

休憩 午後 2 時 09 分

再開 午後 2 時 20 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

資料の配付漏れはございませんね。

—————○—————

日程第 8 議案第 9 6 号 令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 8 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 8、議案第 9 6 号、令和 5 年度南小国町一般会計補正予

算書（第 8 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 9 6 号、令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 8 号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 9 6 号、令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 8 号）。

次のページをお願いいたします。令和 5 年度南小国町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,896 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 1,502 万 1,000 円とする。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 月 12 日提出、南小国町長、高橋周二。

6 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正。起債の目的、災害復旧事業債、今回 1,590 万円を追加し、1,590 万円とするものです。利率は 0.6 % でございます。

9 ページをお願いいたします。歳入です。

分担金及び負担金、負担金、災害復旧費負担金、今回 1 億 1,700 万 5,000 円を増額し、1 億 1,700 万 5,000 円とするものです。農林水産施設災害復旧費負担金でございます。

次のページ、国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、今回 3,201 万 6,000 円を増額し、3,201 万 6,000 円とするものです。公共土木災害復旧費負担金でございます。

11 ページをお願いいたします。国庫補助金、民生費国庫補助金、今回 1 億 1,800 万 000 円を増額し、8 億 9,300 万 5,000 円とするものです。障害者総合支援事業補助金です。

続きまして、土木費国庫補助金、今回 7 億 8,300 万 3,000 円を減額し、6 億 9,700 万 9,000 円とするものです。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の減でございます。

総務費国庫補助金、今回 5 億 2,640 万 7,000 円を増額し、1 億 2,947 万 7,000 円とするものでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金と

いたしまして、住民基本台帳システム改修５７４万２,０００円、戸籍附票システム改修補助金３１３万５,０００円。

続きまして、商工費国庫補助金１３４万７,０００円、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化補助金、平野台展望改修分の補助金でございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金４,２４２万３,０００円は、低所得世帯支援枠分でございます。

１２ページをお願いいたします。県支出金、県補助金、総務費補助金、今回２,７１８万２,０００円を増額し、４,４２１万４,０００円とするものでございます。物価高騰対応生活者支援交付金の交付上限額決定によるものでございます。

農林水産事業費補助金、今回６６万８,０００円を減額し、１億４,５１６万４,０００円とするものでございます。森林病虫害等防除事業補助金１４万３,０００円、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金５２万５,０００円の減額、ともに交付決定による減でございます。

土木費補助金、今回３００万円を減額し、２２９万円とするものです。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の減でございます。

続きまして、災害復旧事業補助金、今回８３８万円を増額し、１,０７４万６,０００円とするものでございます。農林水産施設災害復旧補助金でございます。令和５年災農地災害分１７５万円、農業用施設災害分６６３万円となっております。

次のページをお願いいたします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金収入、今回４０万円を増額し、５２万６,０００円とするものでございます。財政調整基金利子でございます。

１４ページをお願いいたします。財産売払収入、不動産売払収入、今回４５２万円を増額し、２,００２万８,０００円とするものでございます。部分林売払収入で４造林組合分でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回４,７１８万２,０００円を増額し、１億６,００５万８,０００円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。１６億７,５０３万７,４３６円。数字で申し上げます。１６７５０３７４３６でございます。

続きまして、地域福祉基金繰入金、今回２,７８６万３,０００円を増額し、３,０５２万５,０００円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。１億５,６１９万３,７０４円。数字で申し上げます。１５６１９３７０４でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金、今回１,２５７万円を増額し、１億１,９

59万9,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。13億5,536万6,007円。数字で申し上げます。1355366007でございます。

続きまして、諸収入、雑入、雑入、今回345万9,000円を増額し、1,858万円とするものでございます。内容といたしましては、災害援護資金償還金113万5,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金精算分232万4,000円となっております。

次のページをお願いいたします。町債、町債、災害復旧事業債、今回1,590万円を増額し、1,590万円とするものです。現年発生災害復旧事業債分でございます。

18ページをお願いいたします。歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費、今回40万円を増額し、2億2,280万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、普通旅費の増額でございます。コロナ5類移行に伴う出張増によるものでございます。

続きまして、財産管理費、今回43万3,000円を増額し、4,720万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、需用費の修繕料14万7,000円、JA跡地のフェンス撤去となります。また、委託料28万6,000円につきましては、きよら歯科裏支障木伐採費でございます。

続きまして、諸費、今回361万7,000円を増額し、1,415万6,000円とするものでございます。負担金補助及び交付金は、4造林組合に対する地元交付金となっております。

続きまして、財政調整基金費、今回40万円を増額し、2億2,268万9,000円とするものでございます。財政調整基金積立金でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回39万9,000円を増額し、2億1,361万6,000円とするものです。

内容としましては、旅費19万1,000円、公共交通の自動運転を導入している先進地の視察研修実施に伴う職員の出張に係る普通旅費の増額です。

続きまして、需用費2万円の増額、燃料費の増額です。公共交通の自動運転導入先進地視察研修における移動手段としてレンタカー借上げを予定しており、それに伴う燃料費の増額です。

続きまして、委託料10万円の増額、小国郷中心市街地バス（通称にじバス）の無料運行を1月から3月の期間計画しており、その際の運賃収入の減少分の補填に

係る委託料の増額です。

続きまして、使用料及び賃借料8万8,000円の増額、車借上げ料として公共交通の自動運転導入先進地視察研修における移動手段としてレンタカーの借上げを予定しており、その借上げに係る車借上げ料の増額です。

続きまして、CATV運営事業費です。今回304万3,000円を増額し、7,984万7,000円とするものです。

内容としましては、共済費4万3,000円の増額、ケーブルテレビ会計年度任用職員の共済組合負担金、社会保険料の負担割合の見直しに伴う共済費の増額です。

需用費300万円、当初予定していたケーブルテレビ関係の修繕が予想よりも多く費用がかかったことにより、今後の野焼き等、突発的な事故に伴う修繕や工事等に伴う電柱移設に係る作業発生に備えた修繕料の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 19ページをお願いします。総務費、徴税費、賦課徴収費、今回48万2,000円を増額し、1,921万7,000円とするものです。委託料の補正でございます。令和6年度の固定資産税の評価替えに向けましたシステムの改修委託料となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 20ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回892万5,000円を増額し、6,084万5,000円とするものです。内容としましては、共済費4万8,000円は掛金の変更に伴う増額になります。委託料ですが、住民記録システム改修業務委託料574万2,000円、戸籍附票システム改修業務委託料313万5,000円、こちらはいずれもマイナンバーカードへの氏名のローマ字等表記に伴うシステムの改修委託料になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 21ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回7,028万6,000円を増額し、1億7,188万5,000円とするものです。内容といたしまして、需用費、役務費につきましては、価格高騰重点支援追加給付金に係る消耗品や封筒代、切手代でございます。また、手数料の中には旧グループホーム森園の土地・建物所有権移転手数料7万1,400円が含まれております。委託料につきましても、追加給付金に係るシステム改修委

託料でございます。公有財産購入費につきましては、旧グループホーム森園の土地・建物を合わせた購入費として2,779万1,000円を計上させていただいております。負担金補助及び交付金につきましては、価格高騰重点支援追加給付金の対象見込み世帯数580世帯掛ける7万円を計上しております。

続きまして、障害者福祉費です。今回26万4,000円を増額し、2億641万9,000円とするものです。内容としましては、障害者自立支援給付審査支払等システム事業に伴う報酬改定のシステム改修委託料でございます。3年ごとの改定でございます。

次のページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。今回29万8,000円を増額し、1,472万2,000円とするものです。旅費でございますが、子育て支援に力を入れている茨城県境町への視察研修として子育てプロジェクトチームより3名分を計上しております。

続きまして、児童福祉施設費です。今回92万4,000円を増額し、1億8,226万8,000円とするものです。内容としましては、報酬、共済費、旅費につきましては、保育士の産休及び長期病休の代わりに調理員を1名お願いしておりますので、その予算を計上しております。使用料及び賃借料につきましては、市原保育園及び黒川保育園のお別れ遠足に係るバス借上げ料でございます。スクールバスの使用を受けた変更に伴う増額でございます。

23ページをお願いいたします。民生費、災害救助費、災害救助費です。今回159万8,000円を増額し、424万円とするものです。内容としましては、熊本地震の貸付けに係る償還額及び繰上償還金の確定による増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 24ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回198万1,000円を増額し、3億1,067万円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金として145万1,000円、こちらは小国郷公立病院組合がへき地医療拠点病院に認定され、その施設整備のために全身用X線CT診断装置の購入費用に係る南小国町分の負担金の増になります。繰出金です。国民健康保険特別会計繰出金が2,000円、介護保険特別会計繰出金が52万8,000円となります。

続きまして、環境衛生費です。14万2,000円を増額し、今回2億1,826万円とするものです。内容としましては、水道特別会計繰出金7万7,000円、特定地域生活排水処理特別会計繰出金2万7,000円、公共下水道特別会計繰出金3万8,000円になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 25ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費、今回10万円を計上し、8,126万2,000円とするものです。旅費、普通旅費10万円、昨年度の実績に伴いまして、1月から3月までの実績によります今後の不足分を10万円計上させていただきました。

続きまして、畜産振興費です。今回16万円を計上し、933万1,000円とするものです。委託料16万円、原野火入れに伴う国道212号線通行止めに伴う委託料でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。林業費、林業振興費、今回46万5,000円を追加し、8,865万9,000円とするものです。

内容といたしましては、旅費、普通旅費、バイオマス産業都市構想のヒアリング、プレゼンテーションへの上京分、それから1月から3月までの昨年度の実績に比較しての今後の不足分を計上させていただきました。

委託料、森林病虫害防除事業委託料31万9,000円の減額です。こちらは、歳入の実績に伴います歳出の減でございます。

工事請負費、今回30万円を増額いたしました。すずめ地獄トイレ改修工事ということで、資材等価格高騰に伴います増額をさせていただいております。

続きまして、負担金補助及び交付金33万3,000円の増でございます。昨年度と比較しまして、現状、申請者が増加していることから、今後の申請額、昨年度と比較しまして不足が見込まれる33万3,000円を今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 27ページをお願いします。商工費、商工費、商工総務費です。今回1万3,000円を増額し、328万9,000円とするものです。内容としましては、報酬1万円、旅費3,000円、南小国町中小企業店舗新築・改装、工場機械設備融資金利子補給条例に基づく申請希望が1件上がっておりまして、利子補給の決定に当たっては中小企業利子補給審査委員会を開催し、審査を行う必要があります、それに伴う委員報酬、費用弁償の増額です。

続きまして、商工振興費です。今回補正による増減はありません。1億607万9,000円のうち、2,718万2,000円の財源組替です。

続きまして、観光費です。今回補正による増減はありません。5,125万6,000円のうち、134万7,000円の財源組替です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土木費、土木管理費、土木総務費、今回13万2,000円を減額し、7,816万9,000円とするものでございます。

委託料100万円につきましては、町道等におきます地元からの要望を踏まえ、測量設計を行うとしていますが、その実績による減となります。

続きまして、負担金補助及び交付金86万8,000円の増となります。上段から3つに関しましては、実績による減ということで、実際申請等がなかったことによる減となります。

続きまして、民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金、現在1件の交付認定を行っておりますが、追加で1件、8戸分の申請が予定をされております。申し訳ございませんが、議会運営委員会のほうで民間賃貸住宅確保プロジェクトの詳細をとということで話がっておりますので、若干補足させていただきます。この補助金交付規則は、町内に賃貸住宅を建設する個人及び法人に対して建設費用の一部を補助することとしており、若者・単身者等の少人数世帯に適した民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境等の向上、移住定住人口の確保、活性化を促進することとしておりまして、それら住宅を建設する方に対し、1平方メートル当たり2万円を乗じて得た額として、1戸当たり100万円を限度として補助するとしております。ほかにありましたら、また質問の際によりしくお願いいたします。

次のページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、今回100万円を増額し、575万9,000円とするものです。委託料、町道路線再編調査委託としまして、現在認定している町道につきまして幅員や舗装構成を考慮して地方交付税の対象とならないもの等を洗い出し、今後の町道としての必要性を協議する上においての基礎資料とするために委託を行うものでございます。次から道路維持費になりますが、お手元の配付資料に内訳等を記載しておりますので、併せて御覧いただければと思っております。

道路維持費、今回1,550万円を増額し、8,971万円とするものでございます。工事請負費、町道草刈り及び維持工事として1,550万円ですが、町道高鼻牛津線道路改良工事継続事業の終点部分を行い、また道路交通安全施設設置工事としてカーブミラー修繕を含みますけれども、5路線、7か所の工事を行うものでございます。

続きまして、道路新設改良費、今回600万円を増額し、7,879万円とするものでございます。町道改良工事他としまして、現在改良工事を行っています町道中湯田赤迫線、瓜上矢田原線道路改良工事におきまして、過年度施工箇所における

里道がありましたが、改良工事により寸断され、山林への維持管理ができなくなっていることから、里道としての機能も併せ工事を行うとしております。

続きまして、道路舗装費 1,300 万円を増額し、3,950 万円とするものでございます。町道和田瓜上線外舗装工事としまして約 430 メートルの舗装修繕工事であり、上流部に位置する水路のずい道工事が令和 2 年度に行われましたが、その際に大型車の通行により路面が沈下したため、また地元からの要望も多くあり、工事を行うとしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 30 ページをお願いいたします。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額 352 万 7,000 円を増額し、4 億 6,256 万 6,000 円とするものです。

内容につきまして、需用費 10 万 8,000 円を増額、消耗品費と燃料費の増額となります。消耗品費につきましては、次年度の新入学児童用の黄色の帽子分の費用となります。燃料費につきましては、価格高騰に伴います、その差額分の増額となります。説明部分が燃料費だけになっておりますが、燃料費 3 つ上から、市原小学校、中原小学校、りんどうヶ丘小学校分となっております。

次に、備品購入費です。341 万 9,000 円を増額、市原小学校の体育館用の椅子、それからりんどうヶ丘小学校の椅子及びテーブルが経年劣化により破損が激しいため、購入するものです。また、りんどうヶ丘小学校におきましては、テーブルが少し不足しておりましたので、不足分を合わせての計上としております。

次のページをお願いいたします。31 ページです。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額 760 万 1,000 円を増額し、4,732 万 5,000 円とするものです。

内容につきましては、需用費 25 万 1,000 円を増額、燃料費の増額であり、小学校費と同様に価格高騰による増額分となります。寄宿舍分も含まれております。

次に、委託料です。735 万円の増額、新入生用の制服、体操服、カバン等と在校生の制服分、こちらにつきまして採寸、作成、製作、支給までの業務委託発注をするものです。

次のページをお願いいたします。32 ページです。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額 223 万 5,000 円を増額し、4,137 万 6,000 円とするものです。

内容につきまして、共済費 8 万 9,000 円を増額、会計年度任用職員の標準報酬額の見直しに伴うものです。

次に、需用費 200 万円の増額、賄材料費の増額となります。賄材料関係価格高騰及び一部加工品の購入に伴う増額となります。

次に、委託料 14 万 6,000 円の増額、ノロウイルス検査委託につきまして、当初予算では発生時の検査としておりました。その後、栄養教諭との協議によりまして、12 月から 3 月、この 4 ヶ月につきましては毎月検査を行うといった部分での協議を行いまして、残り 3 ヶ月分の増額を行うものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回 410 万円を増額し、537 万 2,000 円とするものでございます。説明は、次の施設と併せてさせていただきたいと思います。

農業用施設災害復旧費、今回 1,120 万円を増額し、1,387 万 7,000 円とするものでございます。説明になります。令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 1 日の豪雨によりまして、農地 1 件、農業用施設 3 件、内訳は別紙配付のとおりでございます。申請者の負担金の同意、災害査定を受検結果を踏まえ、発注するとしております。なお、各々の町単負担工事につきましては、災害査定受検の結果を踏まえ、国庫補助の対象とならないものや関係者との交渉等を踏まえ、復旧工事に必要な最小限の工事を行う必要が生じた場合に実施するとしております。

続きまして、公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、今回 7,100 万円を増額し、1 億 8,116 万 6,000 円とするものでございます。

委託料、測量設計委託料ですが、先ほどと同様、令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 1 日の豪雨によりまして、河川 7 か所、道路 1 か所、計 8 か所が被災を受け、測量設計を行いましたが、その実績により予算が不足したことによる増額となります。

続きまして、工事請負費 7,000 万円の増額となります。まず、現年度公共土木施設災害復旧工事 4,800 万円につきましては、河川 6 か所、道路 1 か所、計 7 か所について補助事業として実施することとしております。また、続く町単工事につきましては、河川 1 か所につきましては、被災確認が県への報告期限を過ぎた後に判明したことにより補助対象外となったため行うものとしており、また先ほどと同様、7 か所分の国庫補助の対象とならないものや関係者との交渉を踏まえた復旧工事に必要な最小限の工事が生じた場合に実施するとして、合わせて 2,200 万円を計上しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） お尋ねをいたします。

まず、18 ページの企画費の小国郷コミュニティバス運行業務委託料ということで1月から3月分を無料運行されるということですが、この目的というのを教えていただきたいです。

また、もう1点、よろしいでしょうか。もう1点が21 ページの不動産購入、グループホーム森園さんの購入ですが、ここの使用目的、購入した後どうするのか、どうしたいのかみたいなのところを教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えします。

まず、私からは小国郷中心市街地バス（通称にじバス）の無料運行についてでございます。こちらのにじバスの運行につきましては、特に冬季、1月から3月にかけてまして利用者が少ない傾向にあります。これまで利用されていた方にもこの期間に利用していただき、さらなる利用促進、周知につなげていければという考えで1月から3月までの間、無料運行を計画し、先般12月1日に開催した小国郷地域公共交通会議の中で承認され、実施するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

もし購入をしたらというところで、高齢者の方が長年住み慣れた町で長く住んでいけるようにというところで、今現在は小規模多機能施設がいいのではないかとこのところで考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

これから高齢化社会というよりも超高齢化社会になってくるかと思います。そういった際にやはり公共交通機関というのは役割というのが今以上に重要になってきたりするんじゃないかとも考えています。せっかくのこの機会ですので、ぜひ利用促進、周知をするとともに、利用された方の声というのもしることができたらどうかと思っています。私の周りは、言うなら、私はどちらかというと新町に住んでいますので、バスが通るルートに今住んでいます。なので、利用される方からはとても喜ばれているんですけども、実際ルート外の方からはそうではない声というのものもあるのも認識しています。町民の方の声を拾う機会等もできたらなと思っています。この声を生かして、今後のルートなり在り方なんかを考えるきっかけの一つ

にもなればいいのではないかと考えております。

あと、グループホーム森園さんの跡地も実際に利用されていた方の御家族の方から、やはり町内で、近くでその人らしく最後まで生きたいという話もいただいていますので、ここの利用に関しては、こちら、期待といたしますか、ぜひお願いをしたいところです。どうぞ引き続き、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 18ページで企画費の旅費でございますが、公共交通の自動運転導入先進地視察ということでございますが、どのような場所に行かれるのかをお教え願えますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど福祉課のほうで子育てに関しまして茨城県の境町への視察研修ということでお話があったかと思えます。こちらと同様に、茨城県境町が人口2万7,000人程度で、規模が南小国町より大きい町ではございますが、自治体が自動運転バスを公道で定時運行するのは国内で初めて、かつ、令和2年11月より運行を開始して3年が経過しておりまして、それぞれ成果や課題も見えてきていると思えるため、こちらのほうへの視察研修を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 分かりました。ただ、ちょっと規模も大きいということで、小国郷と同程度の規模とかいうところの視察も行っていただきたいと思いますし、自動運転バスだけではなくて、昨日、私の一般質問の中にもございましたが、今後、予想されます高齢者の免許返納者への対応とか、観光客あたりに対応する自動運転レベル4、このあたりの研修等も随時考えていつていただきたいと思います。要望するものです。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） こちらをおつなぎいただいたのが、現在、小国郷公立病院のほうで医療Ma a Sをスタートしようとしておりますけれども、そちらのソフトバンクからお声がけをいただいて、BOLDLY社という会社がソフトバンクの子会社か、すみません、そこは分からないんですけれども、そういったところにおつなぎをいただいたところでございます。レベル4とか、そういったところは福井県の永平寺だったりとか、そういったところも今スタートされておりますし、私もその町長も年齢も近くて、一度見に来ませんかみたいな感じのお話もございますので、そ

ういったところを今後、そういった業界の方々の人材不足だったりとか、そういったところも十分考えられますし、そういった中でそういった先進地をまずは見るのが多分一番勉強になるんじゃないかなと考えておりまして、今回はそういったつながりもあって、茨城県の境町といったところを視察に行かせていただきます。同時に、たまたま私がテレビを見ておりましたら、その境町が子育て支援のほうでも相当力を入れていらっしゃるって、結構テレビにも取り上げられるくらい有名な施策がたくさんあるんです。例えば、一戸建ての住宅があるんですけども、そこで5万8,000円の家賃を払って25年間住み続ければ、その住宅が自分のものになるとか、そういった事業とかもやっておられますし、あとは屋根付きの公園だったりとかというのも、以前、中学生から提案がございましたが、そういったところも完備されて、子育てに優しい町みたいな感じのところもありましたので、だったら一緒に行って、自動運転と子育て支援の政策を見てこようということで、今度、「ガイアの夜明け」に出るものですから、その後になると視察が多分相当入ってしまうので、その前に私どもも視察を入れさせていただいて、2月中旬以降で視察をする予定で考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません、これは余分なことになるかもしれませんが、町長のそういういろいろなところを勉強する考えに非常に共鳴いたします。今、永平寺のところの町長さんとも仲がいいということでございまして、ぜひそのあたりも見に行かれることを希望いたします。そして、そのときに池田町の農業公社、このあたりも一緒に見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 隣町ですから。

ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） まず、財産収入ですけど、部分林売払収入が4組合分で452万円上がっております。先ほどの条例改正では10分の10でしたが、地元交付金が361万7,000円ということで、これは、まず材積と、間伐なのか、伐採なのか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 4造林組合分ですので、まず本町造林組合、これは全伐でございまして。収入が106万2,946円でございます。その8割を諸費の補助金で出すものでございます。それと、竹の熊造林組合218万3,292円でございます。これも8割を補助するものでございます。それと、上中原造林組合、これは

間伐でございます。３７万４，７６１円の収入で、これも８割を交付です。それと、赤馬場区が全伐でございます。９０万円の歳入で、これも８割を交付するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君）　８番、穴井則之議員。

○８番（穴井則之君）　この中で３地区が全伐ということですが、全伐した後、町に返されるとか、また再植するとか、そちらは分かりますか。

○議長（井上則臣君）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤　徹君）　全伐は、本町と赤馬場区の２造林組合でございます。これにつきましては、植林といいますか、広葉樹等を植えていただいて、町に返していただくというふうになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君）　８番、穴井則之議員。

○８番（穴井則之君）　２つの団体ですね。これは両方とも返すということですが、広葉樹を植栽して、町に返す。植栽までは補助事業か何かで対応できるのでしょうか。

○議長（井上則臣君）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤　徹君）　これにつきましては、森林組合のほうで森林環境譲与税を使った植林から、中切りといいますか、大体５年ぐらいたるという事業がありますけれども、伐採後はそれを使って町に返還するというふうになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君）　８番、穴井則之議員。

○８番（穴井則之君）　今後、広葉樹の町有林ということになるわけだと思います。非常に場所のいいところだったらあれなんですけれど、急傾斜地だったり、そういうところは災害の可能性もありますので、やっぱり広葉樹の植栽が望ましいとは思っています。でも、ある程度場所のいいところは杉、ヒノキが、先ほど申しましたとおり、脱炭素に向けては９０年以上、１００年以上の杉よりも幼木のほうが循環の可能性がすごく高いということで、そういう植栽もこの町にはなくてはならないと思いますので、そういう進め方もしていただけたらと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤　徹君）　生産性の高いところは杉やヒノキを植えていながら、急傾斜地、また土砂崩れ等のあるような表層の薄いところなんかには広葉樹を植えていくという区別をしてやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 2 点ほど、20 ページ、戸籍住民基本台帳費のところ マイナンバーカードのローマ字表記への対応ということだったと思いますが、今、町内でマイナンバーカードはどれだけカバーできているのか、それを1 点と、31 ページの制服導入に関して、中学校の新入生分は何名の幾らで、新入生の制服だけなのか、それともカバンとか体操服、いわゆる入学に必要な一式なのか、在校生に対しても何名で幾ら予算しているのか教えてください。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問にお答えします。

現在、マイナンバーカードの交付率ですが、11 月末で82.47%でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

新入学生のほうでございます。令和6 年度新入学予定者は、現在34 名でございます。在校生が来年度、2 年生が28 名、3 年生が19 名の予定としております。

それから、購入関係になります。新入学生の支給につきましては、まず制服、シャツ、スクールセーター、こちらが制服関係として、制服以外の部分で体操服、夏用・冬用です。それから、通学カバン、通学用の靴、体育館シューズ、上履きということで設計をさせていただいております。在校生の新2 年生、新3 年生は、先ほどの制服、シャツ及びスクールセーターの3 点を計画させていただいております。ただ、上着の部分が2 種類ございます。それから、ズボンとスカートで2 種類、上着の部分はストレートタイプと少し絞りが入った形の2 種類ということになりますので、組合せ的には4 種類の組合せになりますが、それで多少金額の変動はございます。一番安い価格帯で9 万8,000 円超、9 万9,000 円弱となっております。一番高い分で10 万6,000 円前後になるかと今試算をしております。それから、在校生部分につきましては、同様に価格が変動しますが、一番最高値で6 万9,000 円前後を想定しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） マイナンバーカード82.47%、記憶が確かなら来年秋から健康保険証の廃止が言われたと思います。マイナンバーカードにということだったと思うんですけど、残りの18%、これに対してというか、来年秋からそうやっ

て健康保険証に対応できるのか、ここをちょっと心配するところなので、今何かしら対応が、いわゆる交付がされていない方に対して対応を考えているのか、一つお尋ねをします。

それと、制服に関して、これは、ズボンとか、スカートとか、いわゆるジェンダーレスというか、そういうのも生徒さんないし親御さんと協議しながら組合せは決めていくということでよろしゅうございますか。そこを確認させてください。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） マイナンバーカードの残りの方の分なんですけど、現在、交付申請をされていない方、受け取りに来られていない方は、受け取りに来られていない方については個別に対応はさせていただいております。交付自体がまだの方につきましては、時間外の交付もしくは出張交付等も含めて定期的にお知らせはさせていただいているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

採寸をまず行うことになります。採寸時に、生徒及び保護者、御家族での協議というか、選択をしていただく形になります。注文時のときに、その申込みのところで選択をしていただくことを検討しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） 25 ページ、農林水産業費、畜産振興費で委託料、原野火入れに伴う国道 212 号線通行止め委託料ということですが、これは多分初めての委託料だと思います。大観峰へ上る途中の通行止めかなと思いますけれど、場所はそこよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

実は、今年の 3 月の野焼きのときに事前に阿蘇市から要望といいますか、阿蘇市としては通行止めをしたいということだったんですけども、こちらとしてはなかなか通行止めをしてもらうといろいろと影響が出るということで、部分的に時間対応でこの 3 月はうちの職員も 212 号線沿いの町境に行きまして対応はしたんですけども、実際のところ阿蘇市側で止めますので、こちら側の南小国のほうにずっと渋滞が発生して、煙の中、車が実際待っている間に巻き込まれるという状況が発生をいたしました。そういったところから、こちらからも担当から阿蘇市の担当

にこういった事実があったというところで申入れを行いまして、今年は阿蘇市側から正式に打合せがありまして、通行止めをしたいという申入れがございました。基本、阿蘇市の職員がいろんなところに、こちらでいきますと、そこのファミリーマートあたりの三差路ですとか、あとは小国町の部分、ああいったところに要所要所には対応するということのようにですけれども、どちらにしてもまた昨年と同じように同じ箇所ですといった通行止めが発生した場合には交通整理等が必要となってまいりますので、できればシルバー人材センターに委託をしたいと考えておりますけれども、全員が全員そのシルバー人材センターだけで当日対応ができるかどうか分かりませんので、予算としてはシルバー人材センターの部分と一部民間の警備会社に見積り等を取りまして対応するような形で今回予算を計上させていただきました。以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 今年の3月の部分が私も赤馬場牧野の西牧ですので、大観峰沿いを焼くわけですが、確か何か参加できることができなかったもので、その状況は分かりませんが、例年から見ると、今まで通行止めとか、そういうことをしていなかったものですから、皆さん、どこにでも車を駐めて、写真を撮りたいということで、特に年寄りの方がカメラを持って、車を適当に駐めて、火がどんどん燃えているところに来るんですけれど、非常に交通量も多いし、危ないので、こちらも大きい声を上げて、逆に叱りつけて、駄目だということで通過してもらいなんですけれど、毎年そういう状況で、野焼きをしている方も非常に国道沿いで危ないし、また煙の中を思い切り突っ込んでくるというバイクだったり車だったり、そういう中で適当に車を駐めて、カメラを持って降りてくる人たちがいるものですから非常に危険だなというのは思っていました。しかしながら、国道ですので、なかなか通行止めとかはできるものかなとはずっと思っていたところなんですけれど、通行止めとか、旧道への迂回路とか、そういうのができればそういうことで、あそこを一回、時間帯ではあるんですけれど、通行止めしていただくと非常に作業する人たちもやっぱり安全の確保ができるのかなということは思います。通行止めは、去年からですか。ですので、何年かやってみないと、どの状況が一番いいというのはまだ分からないかもしれませんが、通る人も作業する人もどちらも安全にできるような、1、2年でできるとは思いますが、今後に向けてやっぱりそういうことも考えていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ありがとうございます。この通行止めにつきましては、南小国町側から要望したわけではございませんで、阿蘇市が一昨年ですか、何か車両

に損害が発生したというお話を聞いております。そういったところから、阿蘇市側も非常に野焼きに対して敏感にというか、デリケートになっているようでございまして、こちらとしてはなかなか観光地でもありますので、通行止めまではという要望もしてはいたんですけれども、阿蘇市側の野焼きをされる方からすれば、やはり一時的にでも通行止めをしていただきたいというお話があったようでございます。なかなかこれは共同で行うような作業でございまして、本町だけの意向が通るわけでもございせんし、隣接する阿蘇市とこれからもこういった部分につきましては協議して、また実際にやってみて、昨年もそういった煙の中に長時間車が駐まるといった部分も発生しておりますので、できるだけそういった通行止めの時間帯というか、時間が長くないようには注意したいと思いますし、先ほど議員から言っていただきましたけれど、観光客の方につきましてはの周知、これはホームページとか、そういった部分でもできるだけ早く日程等が決まったら周知をすること、それからまたそういった場所的に危険を伴いますというところは改めて周知をしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の8番議員の質問についての追加でございしますが、私、当日、阿蘇市を越えていく用事がございまして、212号線を通っておりましたら、阿蘇市の中に入ったところで急に止められまして、ここから先は通れないと、警察までいて言うものですから、小国署の方でした。じゃあ、どこに行けばいいのかと言ったら、誰も知らないんです。結局ファミリーマートまで帰ってきて、ファミリーマートのところで波野に行ってくれと。波野に行ったら、波野も野焼きだったんです。結局どこにも行きようがない。地元の人に聞いたら、田尻まで行って、向こうから上がって出ればどうにか今なら通れるかもしれないという状態で、ここの中で南小国の人間が2時間ほどろうろさせられました。そういうことがあって、相当皆さんぶつぶつ言っておられる状況でございましたので、話し合いをするというときと、その周知というのはすごく大がかりにしていけないといけないと思いますので、十分注意されて行っていただきますようお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの件につきましては、この3月のときに私も役場におりまして、職員が現地に行ったほうがよからうということで急遽出向いたわけなんですけれども、今回の3月の部分につきましては、阿蘇市も初めて通行止めというか、止めたというところもありまして、情報が錯綜しておりまして、現地に行っても実際に正しい情報が本町の職員でも得られなかったという状況になっておりました。ですので、大変御迷惑をおかけしたかと思っておりますけれども、そのあたりが次年

度3月に行う野焼きのときにはそういったことがないように早めにそういった周知をすること、それから当日の連絡体制、そういった部分もきちんと阿蘇市側からこちらに求めたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 31ページの制服の件ですけれども、スカートであったりスラックスであったりということで4種類ぐらいの制服のデザインになるということですが、今、学ランとセーラー服ですけれども、その制服自体のデザインの変更があるのか、またこの委託料はその制服のメーカーとの委託契約なのか、町内の衣料品店との委託契約になるのか、その点を伺いたと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） まずは、今の学ランとセーラー服の部分になりますが、デザイン的には大幅に変更になりまして、小国高校の制服のデザインというか、同じものを選択させていただいております。ワッペンは南小国中学校独自のものを使います。あと、スラックス部分も南小国中学校のオリジナルのもの、シャツも同様にオリジナルのものを想定しております。あと、ネクタイとリボンといった部分も選択といった形で今準備をしているところでございます。

それから、委託先につきましては、町内の衣料品店と協議を行いながら、あとメーカーとも協議を行いながら、そこについては、今、打合せを行っている段階で、恐らく町内業者との委託契約といった形になるのかなと想定をしております。今後、よければこの事業を継続させていただきたいので、採寸等々も発生してきます。保護者側の連絡先とか、受領書の受け取りとか、そういった部分も併せて委託で発注したいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

隣町は、衣料品店が3店舗、4店舗ありますので、そちらと委託契約を交わされて、新たに追加の購入であるとか、補正であるとか、そういった部分をお願いをしてあるということですので、高校の制服は地元の業者ではなくて、直接制服のメーカー、一番近いところで光の森ということで伺っていましたが、やはりそこまで出向いて、補正や買い替えをしなくてはいけないということで、できるだけ身近なところで購入とか再購入、そういったところができるように、それが長く引き受けていただけるような契約をお願いしたいと思いますし、また制服が変わる

ということはやはりデザインが変わった時点で早めに町民にもお知らせする必要があるかと思います。小国高校と同じブレザーになるのであれば、やはり中学校と高校の差別化というか、中学校の制服はこういうふうになりますよというのをケーブルテレビであるとか広報あたりで町民の方々にこういった形で制服が変更になりますというのも周知をお願いしたいと思いますので、その2点、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ありがとうございます。そうですね、ケーブルテレビ等とまた広報誌を使ったところで広報周知を考えていきたいと思います。中学校でのお披露目というか、保護者、あと生徒会等でのお披露目の際とかにも確か動画も作成したということを聞いておりますので、その辺を活用できないかといったところを考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の5番議員の井野議員のことに追加ということでお聞きしたいと思いますが、現在の2年生と1年生は小国高校の制服と同じものになると聞きました。それは当然それでもいいかと思うんですが、現在の3年生は小国高校に行かれる方も大分いらっしゃると思うんですが、そういう方に対する配慮というのはそれは全然考えなくてよいということでお思いでしょうか。どうかなと思いますが、2年生、1年生、それから入ってくる方々は、全体無料になるわけですよね。何か今度行かれる3年生は、どう思うかなというところの質問です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 正直言うと答えにくいというか、我が子がちょうど今、中3です。小国高校を希望しておりますので、余計正直言うと答えにくいんですが、今回の制度設計というか、協議、中学校との打合せの中では3年生のところは正直出てきておりません。現在の1、2年生と来年からの新入生に向けての対策をまず始めていって、今、中学校と役場と話をしているところです。ただ、一番最初の発端というか、現在の中学校の生徒会ですね、それこそ今の3年生たちから話が出てきたところでございます。その子たちが次の子たちに向けてという発案でしていただいております。それを踏まえて、中学校側、校長先生方も私たちが今回の話を進めさせていただいたところですよという回答でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） そうですね、今回は、どうしても生地の問題とか、そういった

ところで確保しなければならないということで12月議会に、新入生の分はもちろん早急にまず4月には間に合わせるんですけれども、新2年生、3年生の分はどうしても今頼んでもずれ込むだろうという話でもございます。ですので、今回12月で上げさせていただきました。あと、それ以外の子育て支援策といったところで、今協議をしております、先にこの制服の部分だけはお金を配るよりも物品をあげたほうが、もしかしたらその家庭によっては違う目的で現金だったら使われる可能性も十分にあるということもあり、やっぱり子供を大切にするといった意味ではそういう形がいいんじゃないかなということで今回上げさせていただいたところでもございます。制服に関しては、今後、レンタルだったりとかというのを考えていかないと、やっぱり中学生の頃は身長が伸びますので、そういったところも子育てPTのほうでは考えながら、今だったらサブスクとかいう表現がありますよね、サブスクだったりとか、レンタルだったりとか、小さくなったら大きいのに変えられるような、そういった仕組みをつくれないうかなといったところで今検討しております。それ以外の部分に関しては、もうちょっと時間をいただきながら制度設計をしたいと思っております。それがどういった対象で出てくるのかというのは、すみません、もうちょっと協議をしなければなりませんし、もちろんそこには教育委員会だったりとか、福祉課、町民課といったところが関わってきますので、ちょっと時間をいただきながら、その制度設計に関しては議論を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） ないようですので、これから討論に入りたいと思います。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第96号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。ありがとうございます。

本日は、これにて延会いたします。

—————○—————

延会 午後 3 時 3 5 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 12 月 14 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第4回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月14日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第97号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

日程第3 議案第98号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）

日程第4 議案第99号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第5 議案第100号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第6 議案第101号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第7 議案第102号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）

日程第8 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

日程第9 議員派遣報告について

日程第10 議員派遣の件について

日程第11 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 下 城 孔志郎
3番 佐 藤 毅
5番 井 野 和 哉
7番 穴 井 秀 房
9番 井 上 則 臣

2番 北 里 桂 一
4番 森 永 一 美
6番 後 藤 六 男
8番 穴 井 則 之

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	北 里 能 蔵	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 4 回南小国町議会定例会第 3 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、森永一美議員、5 番、井野和哉議員を指名します。お二方、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第 2 議案第 97 号 令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）

日程第 3 議案第 98 号 令和 5 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 97 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）を議題といたしますが、議案第 97 号と議案第 98 号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認めます。議案第 97 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）、議案第 98 号、令和 5 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 97 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）、議案第 98 号、令和 5 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 97 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）。

1 枚、おめくりください。令和 5 年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億601万3,000円とする。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入です。

県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回2,915万8,000円を増額し、4億4,516万9,000円とするものです。高額療養費、療養給付費の増加分になります。

次のページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金になります。今回2,000円を増額し、4,371万7,000円とするものです。内容としては、広報共同事業保険者負担金増額に伴う繰入金になります。

8ページをお願いします。繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金になります。今回4万円を増額し、1,928万4,000円とするものです。これに伴いまして、予算ベースの基金残高は5,402万9,264円になります。数字で申し上げますと、54029264になります。

9ページをお願いします。歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費になります。今回132万円を増額し、327万8,000円とするものです。内容としては、産前産後期間の国保賦課軽減に伴うシステム改修委託料になります。

続きまして、連合会負担金です。今回2,000円を増額し、52万8,000円とするものです。こちらは、広報共同事業保険者負担金増に伴う増額になります。

10ページをお願いします。保険給付費、療養諸費、一般被保険者等療養給付費になります。今回2,347万9,000円を増額し、3億6,613万1,000円とするものです。内容としては、一般被保険者等療養給付費見込額増に伴う増額になります。

11ページをお願いします。保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費になります。今回435万9,000円を増額し、6,179万6,000円とするものです。内容としては、高額療養費見込額増に伴う増額になります。

12ページをお願いします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金になります。今回4万円を増額し、4万円とするものです。内容としては、令和4年度特別調整交付金精算返還金分の増額となります。

以上です。

続きまして、議案第98号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）をお願いします。

1枚、おめくりください。令和5年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,260万5,000円とする。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入です。

諸収入、償還金及び還付加算金、保険料還付金になります。今回3万9,000円を増額し、8万9,000円とするものです。内容としましては、保険料還付金増のための増額になります。

7ページをお願いします。歳出です。

諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料還付金です。今回3万9,000円を増額し、8万9,000円とするものです。内容としましては、歳入と同じく保険料還付金増のための増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 1点お尋ねをいたします。国民健康保険の10ページの欄になります。こちらは療養給付費の見込み増ということで説明がありましたが、この要因というのを伺いたいです。療養される方の人数が増えたのか、療養される方の単価といいますか、そういうものが増えたのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 4月から11月までの間で月々の療養給付費は毎月上がっているわけではなくて、ひと月分だけ高額療養のレセプトが出まして、その金額に伴いまして不足分が出てきた形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

高額な医療ということなので、きっと町の負担もそうですけれども、御本人や御家族の御負担もさぞおありかと想像します。やはり予防に勝る治療なしではないですが、予防というところを、今後、より一層強化していく必要があるのかと思います。

そこで、1点お尋ねですが、今現在、町のほうで週に1回、きよらホールで夕方の時間に運動教室のようなものをなさっているかと思います。そこに通われている方からお声をいただきまして、とてもいいということで、「この教室に通うように

なって、健康とか食べるものをやっぱり気をつけなきゃいけないよねというのを改めて思った」ということと、あとまた「横のつながりができたのも、とても良かったです」とおっしゃっていました。半分ぐらいが町外から転入された方と伺っていますが、そういう方たちと町内での顔見知りが増えるといいですか、そういう町内での顔が広がったというのも、「とてもつながりが増えて良かったです」とおっしゃってまして、今後、医療費の増加を防ぐためにも、こういった予防的な教室というのを来年度以降も継続できるものなのか、していただけないのかというところのお尋ねです。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ありがとうございます。

先日、お話しさせていただきましたように、現在、スマートボディ教室には10名の方が参加をされております。こちらの教室、そして年明けに予定しております健康教室につきましては、一般の公募をすると同時に、健診結果等で保健指導等の必要があられた方にも個別にお誘いの御連絡をさせていただいているところです。そういった中で予防に力を入れていくことができればと、今、保健師、管理栄養士、看護師が頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

とてもいい取組をいただいていますので、また来年度以降もぜひ継続をいただけたらなと思っております。特に町内に運動施設という誰でも通えるようなジムとかがあるわけではないですので、都心に行ったら気軽に30分ぐらい運動できるようところがよく見受けられますけれども、なかなか意識しないと家にいて運動する機会というのを私なんかはまだまだつくれていないんですけれども、やはり予防する意識というのを高めるためにも、町民の健康等を守るためにも、また継続をいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 補正に関してではないんですけれど、今朝の熊日に国保の保険料、所得負担割合が県下統一されるという県議会での話が載ってまして、その中で各市町村には説明済みということだったと思います。2030年度から統一したいという、町のほうでも何かしらの県からの説明があっていると思いますけれども、具体的にどんな感じの話があったのか。今後、保険料割合からすれば南小国町は低

いほうだと思いますけれど、これが統一されれば当然値上がりとか、そういうふうになるかと思いますが、その辺について今現在分かる範疇で教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 令和1・2年度に県内の国保の保険料の統一がなされますというところの目標で今検討は進んでおります。町のほうでも現在の税収入や基金の状況を見ながら、今後の保険料がどうだろうかというところの話しを進めているところでございます。担当課であります町民課、税務課で、まず話しをさせていただきまして、その後、国保運営協議会にも今お話しさせていただいているところです。最終的な考えがまとまりましたら、また議会に御相談させていただくことになると思っております。その際は、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 税務課長、何かありますか。

松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 国保税の担当の税務課として述べさせていただきますが、先ほど町民課長から答弁がありましたとおり、県内の国保税の統一というのが進んでおります。ただ、まだ幾らになるという提示がなく、本町としてもゴールがまだ設定されておりませんので、今後、町民課と税務課で協議を進めていくところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 県から話があつて、その方向性というものを町でも認識していると。ただ、御意見として、今、この表を見る限り、南小国町は割合的には低いほうに該当するのかなと思いますので、これを統一されたときには当然高いところ、ないし平均を持ってくればそれなりの負担が増えてくるような感じは見受けられますので、もしそうならば当然事前に決定したときに早期に説明なり周知もしなければいけないでしょうし、意見が言えるのであるならば低いところに合わせてもらって、あとは県に補助をしてもらうとか、そういう話も要望として言えるのであればそういうふうにしていただいて、なるべく負担軽減が町としてもできるように対応していただければと思います。もう少し時間があることだと思いますので、しっかり議論していただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の3番議員さんの質問に関して同じようなことになりますが、

新聞の報道では県の標準的な保険料を南小国町も7%台に軽減措置をしているというところでございますが、県の示している標準というのは大体どのくらいであるかが分かって、それに対してどれくらい下げて7%になっているということが分かりましたら、お教え願います。

○議長（井上則臣君） 分かる範疇でいいですね。

松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） すみません、その7%というのが県内における南小国町の水準ということで。本町としては7%から恐らく率が上がるのではなからうかと。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません、質問がまずかったようでございます。

今朝の新聞の報道で負担割合を各町村で軽減して7%台にもってきているという書き方がしてあったものですから、何か熊本県の標準が今どれだけというのが大体示されているのかなと思ったところでした。それで、南小国町とか、小国町とか、産山村があるんですけども、7%台と、その他の阿蘇郡は8%台という取りまとめがしてあります。もし分かるならば熊本県の言っている標準というのがどのくらいになって、南小国町が今現在7%に下げている、例えば2%下げているとか、3%下げているとかいうのが分かるならばお聞きしたいと思ったところでございます。そういうところです。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 現在、その数字の根拠につきましては、はっきりした資料は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○議長（井上則臣君） では、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第97号、令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第98号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第99号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第99号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第99号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第99号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）。

1ページをお願いいたします。令和5年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,264万円とする。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金です。今回52万8,000円を増額し、52万8,000円とするものです。内容としましては、介護保険制度の見直しに伴うシステム改修に対する国からの2分の1の補助分でございます。

7ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。今回52万8,000円を増額し、770万7,000円とするものです。内容としましては、制度見直しに伴うシステム改修費2分の1、町負担分でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金です。今回1,000円を増額し、1,098万7,000円とするものです。内容としましては、基金の預金利子分でございます。これにより、予算ベースでの基

金残高は5,247万5,730円です。数字で申し上げますと、52475730でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回105万6,000円を増額し、4,334万5,000円とするものです。内容としましては、制度見直しに伴うシステム改修委託料としてサービス種類の追加や介護療養型の廃止等のシステム内の改修委託料でございます。

次のページをお願いいたします。基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金です。今回1,000円を増額し、1,195万9,000円とするものです。内容としましては、基金の預金利子分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第99号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第100号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第6 議案第101号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第7 議案第102号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第100号でございますが、その前に資料配付がございますので、配付をお願いいたします。

[資料配付]

○議長（井上則臣君） 本資料は回収いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第5、議案第100号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）を議題といたします。議案第100号から議案第102号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。議案第100号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）、議案第101号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）、議案第102号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第100号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）、議案第101号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）、議案第102号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第100号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）。

令和5年度南小国町の水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,413万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億313万3,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページになります。第2表、地方債補正。簡易水道事業債を5,210万円の増額とするものでございます。利率は1.55%になります。

続いて、7ページになります。歳入です。

繰入金、基金繰入金、水道会計財政基金繰入金、今回195万8,000円を増額するものです。予算ベースでの残高が2,273万801円、22730801となります。

続きまして、繰入金です。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回7万7,000円を増額し、3,926万5,000円とするものでございます。

次のページになります。町債、町債、簡易水道事業債、今回5,210万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出です。

水道費、水道管理費、水道維持費、今回5,217万7,000円を増額し、1億281万4,000円とするものでございます。

内訳としまして、需用費、修繕料200万円ですが、黒川地区の土日における区域全体の給水量の関係から旧小学校付近の一般家庭1戸の給水に支障が出ているため、仮設として小型のタンク500リットル程度及び加圧ポンプを設置することにより給水を行うと考えております。

続く、役務費、手数料67万2,000円の減につきましては、黒川第1配水池の新たに建設を予定しています候補地の調査に当たりまして、樹木、草、そういったものの伐採を今年度行うと考えていましたが、次年度以降としたために減額を行うものでございます。

続きまして、委託料4,247万9,000円につきましては、後の工事請負費にも関連して出てきますので、併せて説明をさせていただきます。

続く、工事請負費837万円の内訳としまして、量水器取替え工事の実績による減、簡易水道配水管布設替工事100万円の減、これも来年度以降としたことによる減としております。新規水源さく井試験調査に伴う関連工事、それと先ほどの委託料に併せまして、また議会運営委員会におきましても詳細な説明をということでしたので、お時間を取らせていただきます。

まず、お手元に配付しました地図を見ていただきたいんですが、南小国中学校プールがございまして。町道から入っていった側の左奥に旧女子寮跡地という土地がございまして。南小国町が所管している土地なんですが、1枚目のページにおきます赤の点線に含まれている部分になります。すみません、最初に戻りますけれども、水源地「さくい」と呼びますけれども、「さくせい」という形になりますので、御理解をいただければと思います。水源地さく井試験調査業務委託に関しましては、御承知のとおり、令和4年3月18日から28日に発生しました水源の濁りを起因とした赤馬場・満願寺地区の一部の飲用水としての利用停止に端を発しまして、現在行っています水道事業基本計画の見直しの現段階での状況を踏まえ、また令和4年度繰越事業として行っております市原地区新規水源電気探査調査業務委託の結果を踏まえ、水源としての可能性が高い位置及び敷地の問題が少ない土地におきましてボーリングを行い、そこから得られた水量と水質、それとそれを踏まえた3か月に

1回の検査を4回行うこととして4,247万9,000円を計上いたしております。

調査は、配付しました1枚目の資料及び2枚目にある中学校プール横にある旧女子寮跡地を考慮しておりまして、敷地面積は1,971平米あり、建設課が管理を行っているところでございます。施工ヤードとしても十分取れるような状況となっております。しかしながら、3枚目以降に示します現地状況写真で分かるとおり、現道が部分的に狭く、幅員が3メートルを確保できないことや、貯水タンク等の撤去、これは旧女子寮等で使われていた貯水タンク等がでございます。また、プレハブ、立木の伐採、そういったものの撤去等が必要となってきます。また、本箇所は、近隣にある宅地より高い場所にあることから、かねてより住民から法面からの落石等の適切な維持管理を行ってもらいたいというところで話があるところでございます。今回の試験調査業務着手前における住民との協議を今後行う上において最低限必要となる工事費用も考慮し、工事請負として新規水源さく井試験調査に伴う関連工事966万5,000円を計上するとしたものです。

なお、本業務委託の検査結果が良好であれば新たな水源として変更認可を取得し、補助事業を活用した施設整備等を行いたいと考えております。

長くなりましたが、予算書に戻ります。11ページになります。事業費、営業外費用、消費税、今回195万8,000円を増額し、745万8,000円とするものでございます。消費税の令和4年度確定申告結果、それに伴う令和5年度中間申告額の確定に伴う増となります。

以上となります。

続きまして、議案第101号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）。

令和5年度南小国町の特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,259万円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月12日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページになります。第2表、地方債補正。下水道事業債、過疎対策事業債、各々40万円を増額するものでございます。利率は、下水道事業債が1.55%、過疎対策事業債が0.60%となります。

7ページになります。歳入です。

分担金及び負担金、負担金、特定地域生活排水処理事業負担金、今回9万円を減額し、46万円とするものでございます。当初、7人槽を5基、1基当たり11万

円の負担金として５５万円を計上していましたが、実績予定としまして１０人槽１基、負担金の単価は１基当たり１３万円となります。７人槽が３基の合計４基となったことから、９万円の減となるものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、特定地域生活排水処理事業国庫補助金、今回２３万７,０００円を減額し、１５０万１,０００円とするものでございます。先ほどの説明による実績予定による減となります。

続きまして、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回２万７,０００円を増額し、６７３万５,０００円とするものでございます。

１０ページになります。町債、町債、下水道事業債、今回４０万円を増額し、２７０万円とするものでございます。

過疎対策事業債、同じく４０万円を増額し、１８０万円とするものでございます。歳出の増、及び歳入の減による各起債の増となります。

続きまして、１１ページです。歳出です。

生活排水処理費、生活排水処理費、生活排水処理総務費、今回５０万円を増額し、１,９１２万２,０００円とするものでございます。工事請負の実績予定による増となります。

以上です。

続きまして、議案第１０２号、令和５年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第５号）。

令和５年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８１万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億４,３７６万９,０００円とする。

令和５年１２月１２日提出、南小国町長、高橋周二。

６ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回３万８,０００円を増額し、４,９９０万７,０００円とするものです。

続きまして、繰入金、基金繰入金、公共下水道事業基金繰入金、今回７８万円を増額するものでございます。予算ベースでの基金残高は３,９１０万３,８７３円、３,９１０万３,８７３になります。

続きまして、歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回３万８,０００円を増額し、２,３６３万３,０００円とするものです。負担金補助及び交付金になりますが、公営企業会計におきます職員１名分の複式簿記の研修に参加するための負担金となります。

続きまして、事業費、営業外費用、消費税、今回78万円を増額し、278万円とするものです。消費税の増額となりますが、先ほどと同様、令和4年度確定申告額、及びそれに応じた令和5年度中間申告額の確定に伴う増となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 簡易水道のことでお尋ねをいたしたいと思いますが、黒川から田の原を通って、多分、波居原のほうに仮設のパイプで水を運んでいると思いますが、あの仮設のパイプは土手沿いをずっとはっていると思いますが、こういったものの事後処理というか、こういった形であとをもっていくのかが一つと、町内におけるやっぱり管の老朽化等で水漏れをしている箇所が何箇所かあるという話をお聞きしておりますので、そういった箇所が何箇所ぐらいあるのかと、その手当、どこで漏れているのかという調査ですね、こういったことが今から多分いろんなところで出てくるとと思いますが、こういったことについて今からの計画とかがあればお教えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、波居原地区におきます仮設管につきましては、大変御迷惑をおかけしているという状況の中で、既に5年以上が多分たっているかと思えます。そういった中で、現状の中で優先順位をつけて今後進めていくという考えでおります。そういった中では、現状としましては、やはり市原地区の水源を優先として今回補正予算を計上しているわけなんですけど、当然その部分におきましても対応をできる限り早くやっていきたいと考えています。現時点におきましては、これはあくまでも現段階なんですけれども、今後変わる可能性があるかもしれませんが、黒川地区のほうから田の原地区を通過しまして波居原地区の配水池にもっていくような計画を現段階では考えています。今は仮設という形で道路上に出てきておりますけれども、それを埋設した形でもっていけないかなと考えております。

一方で、水漏れに関しましては、先だって議会の中でも老朽化に対するA I等の利用という部分もありました。現状の有収率というものがございます。これは配水した水の量に対して一般家庭の料金の水量との差なんですけれども、現状それが60%台になっています。ありがたいことに南小国町の簡易水道施設というのは、黒川地区は一部ポンプが入っていますけれども、そのほかに関してはほぼ自然流下方式なものですから、経費的には安価に済んでいるというところではあるものの、やはり有収率60%というのは非常に低い。そういった中で、先だってからお話をい

ただいた部分も含めて、まずはさびが発生する部分だったりとか、耐用年数が過ぎて、耐用年数が過ぎたからといってすぐさま変えるかどうかという判断もあるんですけども、漏水箇所が非常に多い場所、そういったものは極力早めにやっていきたいと考えております。ただ、前回の議会の中でも話しましたが、漏水が発生してから修繕を行うというスタンスで今までやってきておりましたので、現状として漏水箇所が何か所あってとか、ある程度区域は絞られてはいるんですけども、明確にこの場所という形での漏水というのはデータとしては持っておりません。そこら辺が前回の議会の中でいただいた部分も併せて今後の検討課題でもありながら、一方で優先順位と以前からお話があります料金への加算、そういった部分にも反映していきますので、また経済建設常任委員会等も含めて検討等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ぜひともそういったことは、先のことに延ばさずに、早急に取り組んでいただければと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今の関連にもなる部分もありますけれども、今年度当初予算で中原・星和地区の水源地の新設調査の電気探査ということで当初予算1,390万円でしたか、上がっていたかと思います。また、今回一番規模が大きい市原地区の水源地の探査ということで、安定した水源地の確保というのは今後の町民の生活にとって必要なことでありますし、やはり立岩の水源から7キロ、8キロかけてこちらまで引っ張ってきている間にいろいろトラブルも出てくるかと思いますが、その前に波居原水源地の確保の予算も一度計上されていて、その後、省かれてはおりますけれども、先ほど建設課長が言われたように黒川地区の配水池の増設の件もありますし、先ほどの話の中では赤馬場水源地、市原水源地の事業を最優先にということでもありますけれども、これまでの波居原簡易水道もしくは今回の中原・星和地区の電気探査の状況、今後どうされるのか。波居原地区は、今言われたように黒川からの配水によって賄っていくのか、また新たな水源を確保する考えがあるのか。また、そのほかの水源地においてどのような状況で順位をつけて今後改良をされる予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 全てを説明しますと相当な時間がかかってしまうような状況でもございますが、まずは波居原水源につきましては、以前、電気探査という

のを、確か私が来る前だったと思うんですが、やった経緯がございます。そういった中で、南小国町自体はやはり温泉地帯ということで非常に表面上はなかなか分からないんですけれども、プロ目線とか地質調査の実績が非常に高い企業とかから見ますと、波居原地区も含めて、さく井工事を行った時点で非常に温泉が出る可能性が高いという結果が出ております。ですので、まず現段階として、これも先ほど言った部分とあくまでも現段階という形で御理解いただきたいんですけれども、波居原地区に新たに水源を掘る可能性というのは非常に低いのかなと思っております。

また、今回補正を上げさせていただきました市原地区に関しましては、あくまでも市原地区と千光寺、荒倉、その付近までが上流域になってきます。結果として、志津地区に関しては、また別の水源が必要だと考えています。そういった中で、今回電気探査も行ったんですけれども、非常に困難を極めているような状況でございまして、志童子地区にもやはり温泉の影響が見られるという状況も散見されます。かつ、もともと志童子水源というのがあるんですけれども、それは現在使用していないところではあるんですが、その再利活用というのも現在考えているところでございます。しかしながら、取水井の水位の高さというのが地表面から２メートル以内にあるという、非常に濁度しやすいといえますか、地表面の影響を受けるとというのが非常にあるという関係から様々な検討も含めているというところなんです。

一方で、中原、満願寺西、これにおきましても、やはりなかなか、もともと中原地区というのは水が少ない地域というところでありながら、また満願寺西におきましても平坦地が若干少ない、そういったところから、水源があると言われるものが阿蘇火山の凝灰岩の中にある、一般的に言われる、専門用語になるんですけれども、「A s o 1」と言われる岩盤線の中に帯水層がありまして、そこから取水するというのが一番の好適地なんですけれども、地形の影響から非常に厳しいという状況もあります。しかしながら、中原と満願寺西につきましても、緊急性から言えば、まだまだ今後の検討課題でも問題ないのかなという反面もあります。

そういった中で、水源に関してはよろしいでしょうか。

あと、波居原地区に関しまして言えば、水源を新しく指定するというのは変更認可の対象にもなる。それと、波居原地区を黒川地区からの管水路をもってくることも自体も変更認可の対象となるという形の中で、あとその他のいろんな事業も考えますと、やはり変更認可を取得して、補助事業を活用した事業にもっていくというのが一番ベストなものですから、優先順位をつけて、かつ緊急度、そういったものも含めながら、もしかしたら変更認可を２回以上取得する可能性も含めて考慮して、また議会等とも相談をさせていただきたいと思います。

すみません、不足分がありましたら、また。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） あくまで地下水の確保という流れでいかれているみたいですが、例えば馬場川ですとか、田中川ですとか、町内でもきれいな河川がありますけれども、その上流域に浄化施設を設けて、地下水ではなくて、現在流れている河川水を飲料水で使用するとかいう考え、予定はないのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。この件に関しては、かねて3 番議員さんからも同様の質問があったかと思います。若干長くなりますけれども、なかなか省略が難しい部分というのがございまして。筑後川の源流という形の中で、河川の水質がいいのではないかとというところで、また一方で、都市部においても河川を水源として供給が行われているというところでの見解と、その中で同様の案件ができないかということだと思っております。

市原配水区、満願寺、志津の水源は、上流域でありながら農地や家屋からの排水が見られない状況も含めて濁り水の発生被害、過去の水質調査50 項目というのが原水調査の中として、飲み水として必要な調査項目としてあるんですけれども、そういうもので異常は見られていないというのがほぼ現状でした。しかしながら、水源地と配水池の距離、先ほど5 番議員さんも言われましたけれども、例えば立岩水源から市原配水池までが7 キロという距離にございます。そういったところから維持管理を含めて断水後の水道管内のエア抜き、また立岩水源の1 日当たりの水量というのが決まっていますので、その調整に約半日以上はかかっているというのが現状です。

そういった中で、例えば配水池にできるだけ近い場所を考えたときに、今御指摘いただいたように、当然選択肢としてはボーリングと河川からの取水という形になってきます。河川からの取水という部分を考えたときに、まず必要になってくるのが河川管理者からの水利権の許可というのが必要になってきます。県の管理河川、そこからの水利権を町としてもらう。その一方で、河川断面の阻害という部分が発生しますので、河川断面を犯さない設備が必要になってくると。河川断面の中で言えば、一般的に水路の飲み口部分と思っていただければ事足りるんですけれども、砂防河川だったりとか、河川とかいうものは河川の護岸から10 メートルの範囲の中はやはり県の許可の範囲の中に行き届くというのが発生しますので、そういった協議が必要になってきます。

その一方で、例年、町民課のほうで河川の水質調査というのをやっております。7 か所以上ぐらいですか。その中に一番多く含まれるのが大腸菌です。飲み水においては、大腸菌はあってはならないものでございます。そこを考えますと、水質の

浄化というのが当然必要になってきます。浄化を行うためには多大な施設、非常に大きな施設が入ってきます。一般的には取水口から沈砂池、その沈砂池を含めて、凝集剤等を踏まえた、ごみ等の第一段階での除去、その後のろ過設備における除去、その浄化の中にはいろんな方法だったりとかいうものがございすけれども、維持管理も含めて、そこには薬品等も発生してきます。そういったことを考えて、これはあくまでも概算なんですけれども、ボーリング、深井戸方式で、それがどれだけ深く掘るかにも当然出てきますが、約3倍以上の費用がかかるという試算結果になりました。この3倍というのは、あくまでも建設費だけです。仮に設備をつくったとしても、維持管理においても非常に高度な技術というのが発生してきます。かつ、一番大きな要因というのは、地下水は水の状況が安定している中で、河川水というのは自然の状況によって非常に左右される。その結果、濁度だったり水質だったりとかいうものが日々変わっていく。そういったものから、ボーリング、地下水という形の判断をさせていただきました。

すみません、長くなりましたけれど、以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 分かりました。町内は、本当に水資源にはある程度ほかの自治体に比べたら恵まれているほうかと思えますけれども、今後は、地下水だけではなくて、いろんな可能性を探りながら、一番やっぱり維持管理も大事になってきますので、そのあたりで安定した水の供給をやっていただけるように、今後また検討を重ねていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方から意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第100号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第101号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第102号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第8 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

○議長（井上則臣君） 日程第8、陳情第6号を議題といたしますが、お手元に配付しております。陳情第6号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されております。よろしくお願いいたします。

休憩に入ります。11時20分から再開いたします。

では、資料の回収をお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第9 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第9、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可しました議員派遣につきましては、別紙のとおりでございますので、報告をいたします。

—————○—————

日程第10 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣については、許可することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第 11 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第 11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の 2 特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第 45 条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、令和 5 年第 4 回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 11 時 23 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 5 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第90号	南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について	12月13日	原案可決
議案第91号	南小国町自然休養村管理センター設置条例の廃止について	12月13日	原案可決
議案第92号	南小国町町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例の制定について	12月13日	原案可決
議案第93号	南小国町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月13日	原案可決
議案第94号	南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12月13日	原案可決
議案第95号	南小国町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	12月13日	原案可決
議案第96号	令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）	12月13日	原案可決
議案第97号	令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）	12月14日	原案可決
議案第98号	令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）	12月14日	原案可決
議案第99号	令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）	12月14日	原案可決
議案第100号	令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第4号）	12月14日	原案可決
議案第101号	令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第2号）	12月14日	原案可決
議案第102号	令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）	12月14日	原案可決
陳情第6号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	12月14日	配付のみ

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	議員派遣報告について	12月14日	承認
	議員派遣の件について	12月14日	承認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	12月14日	各委員会 継続審査 決定

南小国町議会会議録
令和５年第４回定例会

令和５年１２月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 北 里 能 蔵
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電 話 (0967) 42-1125